

# みやざき特別支援教育推進プラン（改定版）

～共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進～

宮崎県教育委員会

平成30年11月

---

# 目次

---

## 第1章 プランの改定に当たって

1	プラン改定の経緯	……	1
2	プランの性格及び役割	……	2
3	プランの期間	……	3
4	平成25年度から平成29年度までの取組	……	3

## 第2章 障がい者施策及び特別支援教育に関する国内外の動向

1	国際的な動向	……	13
2	国内の動向	……	15
3	本県の動向	……	18

## 第3章 本県における特別支援教育の現状と課題

1	乳幼児期	……	20
2	小・中学校	……	23
3	高等学校	……	28
4	特別支援学校	……	32

## 第4章 施策の基本的な考え方

1	課題の捉え方と3つのビジョン	……	41
2	施策の基本的な考え方	……	43

---

---

## 第5章 具体的な施策

### ～子ども一人一人の学びのニーズに応じた 質の高い教育支援システムの構築～

#### ビジョン1 「一人一人を見守り続ける」

- 施策の柱1 乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実 …… 45
- 施策の柱2 チャレンジの意欲を形にする自立支援 …… 47

#### ビジョン2 「多様な学びを支える」

- 施策の柱3 個性を輝かせる教育・支援システムの充実 …… 49
- 施策の柱4 確かな成長と可能性を追求する専門性の育成 …… 51

#### ビジョン3 「社会との絆をつなぐ」

- 施策の柱5 安らぎと創造性のある教育環境の実現 …… 53
- 施策の柱6 県民みんなで支え合う共生社会の推進 …… 55

## 第6章 プランの実現に向けて …… 57

- 資料Ⅰ 宮崎県特別支援教育関係資料 …… 59
- 資料Ⅱ 「特別支援教育に関するアンケート調査」結果 …… 71
- 資料Ⅲ 用語集 …… 78
-

# 第1章 プランの改定に当たって

## 1 プラン改定の経緯

本県においては、教育基本法及び「第2期教育振興基本計画（文部科学省）」に基づき、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第二次宮崎県教育振興基本計画<sup>\*1</sup>」を平成23年7月に策定しています（平成27年9月改定）。

本プランは、平成24年12月に「子ども一人一人の学びのニーズに応じた質の高い教育支援システムの構築」のための3つのビジョン、6つの施策の柱を基に、策定後10年間を計画期間とするプランとして策定しました。

これまで5年間、「第二次宮崎県教育振興基本計画」の具現化及び共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進のための施策を総合的かつ計画的に実施してきました。その結果、本県独自のエリアサポート体制<sup>\*2</sup>の構築や特別支援学校におけるキャリア教育の充実、早期からの障がい理解促進など、各分野で成果を挙げてきたところです。

本プラン策定後、「障害者の権利に関する条約<sup>\*3</sup>」への批准（平成26年1月）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律<sup>\*4</sup>」の施行（平成28年4月）、「発達障害者支援法」の改正（平成28年8月）等がありました。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画<sup>\*5</sup>」が発表（平成29年2月）され、「心のバリアフリー」の一層の充実が掲げられました。

平成29年3月に公示された小・中学校の学習指導要領では、特別支援学級在籍の児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）の作成・活用が義務付けられるなど、特別支援教育に関する更なる取組が推進されています。平成30年3月に公示された高等学校の学習指導要領においても、子どもたちの発達の支援として、通級による指導における個別の教育支援計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫等が明記されています。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック（2020年）、本県での国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭（2020年）、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会（2026年）を視野に入れた取組も求められています。

このような国の大きな動きと本県の新たに取り組むべき課題に対応するため、本プランの改定を行うこととしました。

プランの改定に当たっては、学識経験者や保護者代表、障がい者団体の代表等からなる策定委員会※<sup>6</sup>（平成28年度及び平成29年度）を設置し、今後の施策の在り方等について協議いただきました。

また、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「小学校就学前教育・保育施設」という。）、小学校、中学校、県立学校の保護者及び管理職・職員、約5,600人を対象として、「特別支援教育に関するアンケート調査（平成29年度）」（以下「アンケート調査」という。）を実施するとともに、関係団体からの意見聴取やパブリックコメント（平成30年度）による意見募集により県民から広く意見を集めました。

## 2

## プランの性格及び役割

本プランは、「第二次宮崎県教育振興基本計画」（平成27年9月改定）に示された今後の特別支援教育推進のための施策の方向性を具現化する実行プランとして位置付けています。

また、今回の改定は、これまでの施策の評価等を行い、3つのビジョン、6つの施策の柱を継承しながら実行することとしています。

共生社会の形成を目指して、プランを効果的に推進するためには、県はもとより、県民をはじめ、市町村教育委員会、関係機関（医療、保健、福祉、労働等）等が連携し協力することが重要です。

※1 第二次宮崎県教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定したもの。平成23年6月に策定され、平成27年9月に改定された。

※2 エリアサポート体制

県内を保健福祉圏域で7つに分け、各エリアの実情に応じて特別支援教育の推進を図る体制

※3 障害者の権利に関する条約

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。国際人権法に基づく人権条約であり、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。日本政府の署名は、2007年9月、批准は2014年1月であった。

※4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された。

※5 ユニバーサルデザイン2020行動計画

オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行することを目的として設置された関係閣僚会議において、平成29年2月に策定された行動計画

※6 策定委員会

本県における今後の特別支援教育の推進・充実の在り方に関する事項について幅広い視点から意見交換を行い、その在り方に関する提言を行うことを目的として、学識経験者や保護者代表、障がい者団体の代表等で構成された委員会

### 3 プランの期間

今回の改定は、本プランの後半5年間（平成30年度から平成34年度まで）における本県の特別支援教育を推進するための主な施策と方向性を示しています。

また、次回の改定は、今後の国の動向や本県における新たな課題、本プランの成果等の検証及び課題等について整理を行い、取組方針等を中心に示すこととします。

### 4 平成25年度から平成29年度までの取組

#### 1 施策の柱1 乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実

##### (1) 幼稚園等における支援体制づくりの推進

県内を障がい保健福祉圏域で7つにわけ、各エリアの実情に応じて特別支援教育の推進を図るエリアサポート体制（以下「エリアサポート体制」という。）の構築のために、各エリアにモデル園を指定し、特別支援学校や地域の医療・福祉等の関係機関と連携した支援体制のモデルづくりを推進しました。

モデル園が取り組んだ内容は、各エリアの研修会等で実践発表を行い、地域の早期支援体制の構築を図りました。各エリアの研修には、多くの保育士・幼稚園教諭等の参加があり、実践的な研修となりました。

表1 保育士・幼稚園教諭等のエリア研修の参加者数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人数	108名	314名	352名	368名	177名

※ 平成25年度は3エリア、平成26年度以降は7エリアで開催

表2 保育士・幼稚園教諭等研修会（県教育委員会主催）の参加者数

	平成28年度	平成29年度
人数	183名	118名

※ 平成28年度は2会場（宮崎市、日向市）、平成29年度は1会場（都城市）で開催

## (2) 「相談支援ファイル」を活用した地域支援体制づくりの推進

本県が開催する市町村特別支援教育担当者や市町村就学指導研究協議会における説明、特別支援学校のチーフコーディネーター及びコーディネーター、小・中学校拠点校の担当者（エリアコーディネーター、通級拠点校通級指導担当者）（以下「エリアサポート推進担当者」という。）の重点的な取組として普及・活用を促進しました。平成 30 年 3 月現在、県内 10 市町村で活用されています。

## (3) 「個別の支援計画」の作成と活用の推進

エリアサポート推進担当者の重点的な取組として普及・活用を促進しました。特に、エリア研修において小学校就学前から高等学校卒業までの「個別の教育支援計画」の作成に関する演習等を積極的に行うことで、全ての校種において作成率が向上し、活用が広がりました。今後は、個別の教育支援計画等への「合理的配慮<sup>※7</sup>」の提供に関する記載等の活用が求められます。

## ※7 合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」の定義に照らし、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。具体的には、バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設整備、移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置、点字・手話・デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保などがある。

表 3 個別の教育支援計画の作成率（作成済みの学校数／学校数）

公立	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度
幼稚園	5.9%	20.0%	33.3%	33.3%
小学校	23.8%	35.4%	72.0%	80.1%
中学校	33.3%	32.4%	69.9%	86.8%
高等学校	20.0%	25.6%	35.9%	41.0%

※ 本県のエリアサポート体制は平成 25 年度から構築している。

## (4) 早期からの障がい理解促進のための「次世代ペアレント授業」の実施

全ての高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において、障がい理解のための授業を平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で実施しました。さらに、平成 28 年度から平成 30 年度までは、全ての学校が毎年実施しています。

## 施策の柱2 チャレンジの意欲を形にする自立支援

### (1) 子どもの夢や希望を育てる早期からのキャリア教育の推進

特別支援学校では計画的なキャリア教育の推進のために、各学校でキャリア教育の計画を作成し、学校要覧に掲載するなどしています。

また、平成25年度から平成27年度までは、卒業後、社会人・職業人として自立していくことができるよう、商工会議所や企業、福祉、労働等の関係機関と連携し、「特別支援学校キャリア教育ネットワーク会議」を開催しました。その後、平成28年度からは「企業のための学校見学会」を開催し、連携を強化しています。

また、中学校の特別支援学級等に在籍する生徒が特別支援学校の実習等へ参加できるよう「特別支援学校作業学習体験会」を実施しました。

表4 特別支援学校キャリア教育ネットワーク会議の開催数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
回数	8回	8回	8回

表5 中学校の特別支援学級に在籍する生徒の特別支援学校の実習等への参加者数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人数	19名	10名	19名

### (2) 「技能検定」の導入による職業スキルを高める指導の充実

知的障がいの特別支援学校において、自立への意欲を高め、就労を支援するための「特別支援学校チャレンジ検定」を導入し、生徒に自らの職業スキルの到達度を確認させ、県下全域で実施しました。

また、特別支援学校の教職員を対象にした特別支援学校チャレンジ検定に係る指導者養成として、「作業学習指導者養成研修」を実施しました。

表6 特別支援学校チャレンジ検定の実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度～29年度
メンテナンス	2会場	4会場	4会場
喫茶・事務サービス		2会場	4会場
商品管理			2会場

### (3) 「職業コース制」や ICT 機器の導入等による高等部生徒の多様化への対応

特別支援学校における「職業コース制」に関する協議は、平成 27 年度に「新たな特別支援学校づくり検討委員会」において、「高等部職業教育の充実」というテーマで協議を行い、提言がありました。

ICT 機器の活用については、平成 25 年度から平成 27 年度にタブレット型端末を 13 校に 134 台配付し、各学校の実態に応じた活用や研究を進めています。

### (4) 文化・芸術・スポーツ活動の推進

特別支援学校において、専門家の指導による「アート教室」、「音楽教室」、「スポーツ教室」など、27 講座の「よかよか（余暇）活動」を実施しました。また、県高等学校総合文化祭や高等学校総合体育大会、障がい者スポーツ大会等へ参加する生徒が増加しており、生涯学習にもつながっています。

### (5) 地域と連携した自立支援体制の充実

特別支援学校 5 校に自立支援推進員を 5 名配置し、生徒の就労や卒業後の生活支援に取り組みました。関係機関や福祉施設と連携が充実し、企業等への理解啓発や求人の開拓、産業現場等における実習の受入先が広がっています。

## 施策の柱 3 個性を輝かせる教育・支援システムの構築

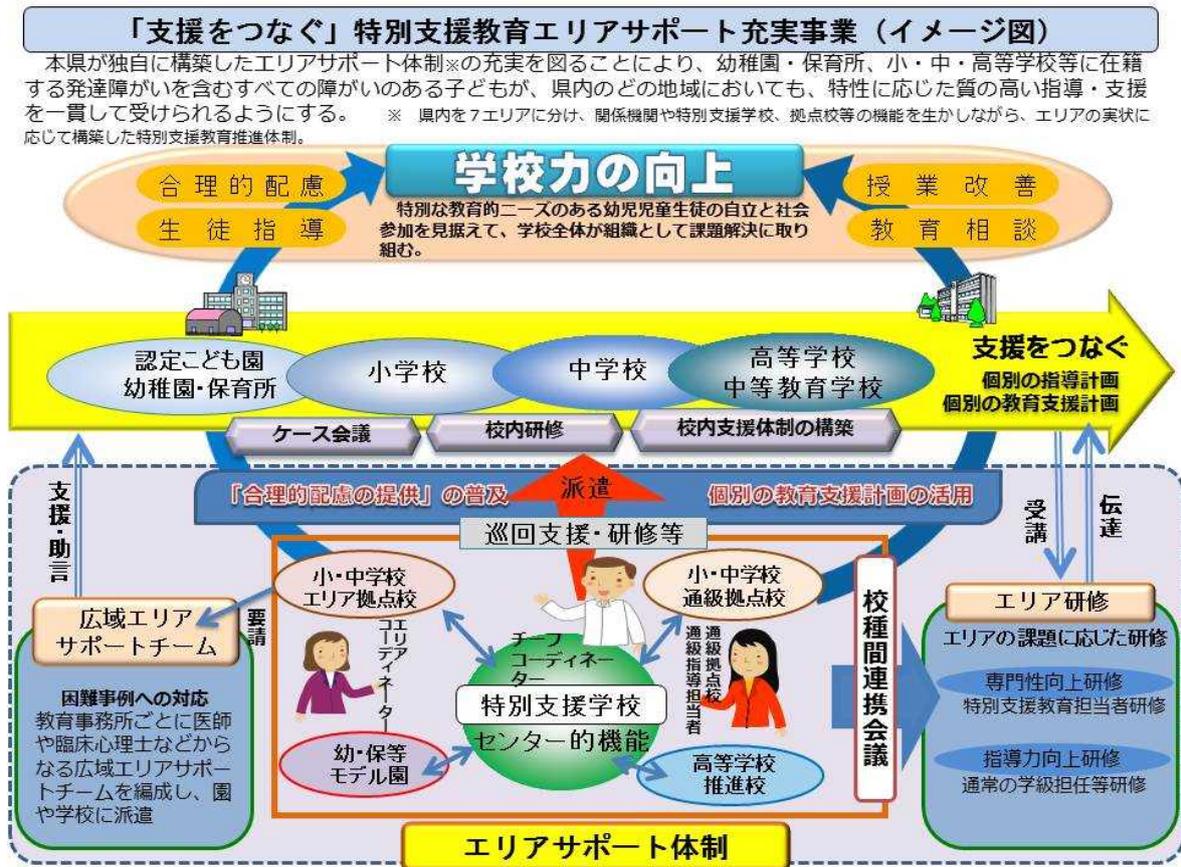
### (1) 地域の特別支援教育を支える「エリアサポート体制」の構築

平成 25 年度から本県独自の「エリアサポート体制」を構築し、その充実を図りました。エリアサポート推進担当者が巡回支援等を行い、各学校の特別支援教育の体制の構築のための助言を行えるようにしました。

また、小学校就学前教育・保育施設にモデル園、高等学校に推進校を指定し、園及び校内の支援体制等について研究し、エリアでの研修会等で実践発表をしました。

さらに、各エリアの課題に応じたエリア研修を充実させるとともに、エリア内の専門家や教職経験者など、地域の人的資源を活用した「広域エリアサポートチーム」による支援を行いました。

図1 「支援をつなぐ」特別支援教育エリアサポート充実事業イメージ図（平成28年度）



(2) 小・中学校における校内支援体制の一層の充実

各エリアで行われる研修において、エリアサポート推進担当者が個別の教育支援計画等の作成・活用の実践発表等を積極的に行った結果、作成率が向上し、活用が広がりました。

(3) 中・高連携による進学支援体制の強化

特別な配慮を必要とする生徒の高等学校受検時や入学後に必要な支援が行われるよう公立高等学校の入学者選抜実施要綱が見直されました。

また、対象となる生徒の受検について、生徒が在籍する中学校から受検を予定している高等学校に対して申し出る期限を設けるなど、連携体制の強化を図りました。

ア 高等学校入学者選抜における特別な配慮を要する受検者への対応

選抜検査の実施に当たって、特別な配慮を必要とする者について、志願先高等学校長は、事前に在籍中学校長から報告を受けた上で、当該中学校長と連絡をとるなどして状況を把握するとともに、県教育委員会と協議し、適当な措置をとることができる。

(入学者選抜実施要綱より抜粋)

イ 高等学校入学者選抜における特別な配慮を要する受検者への対応状況

実施年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請件数	7 件	8 件	8 件	14 件	19 件
対応件数	7 件	8 件	8 件	14 件	19 件

(4) 高等学校における発達障がい等に対応した支援体制の充実

高等学校の授業のユニバーサルデザイン化に向けて、教育研修センターが「高等学校における授業のアクセシブル・デザイン」として実践事例集をまとめ、校内研修や教科研修で活用するために高等学校等の全ての教職員に配付しました。また、各エリアの高等学校の推進校が活用事例の実践を発表するなど、その取組が広がりました。

(5) 理学療法士等の活用による特別支援学校の支援体制の充実

特別支援学校センター的機能充実事業において、理学療法士や言語聴覚士等の専門家（以下「専門家」という。）と特別支援学校の教職員が連携して指導が行えるようにし、多様化する生徒の実態に応じたきめ細かな指導・支援を行いました。また、特別支援学校のコーディネーターの巡回支援に専門家が同行し、小・中・高等学校の教職員に対して助言等を行う体制の充実を図りました。

表 7 専門家の派遣状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人数	118 件	117 件	92 件

(6) 障がいの多様化等に対応した特別支援学校の在り方の検討

学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 9 月）により、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みは、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、市町村教育委員会が障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

なお、特別支援学校の対象となる児童生徒等の障がいの程度は、学校教育法施行令第 22 条の 3 に示されています。

## 施策の柱4 確かな成長と可能性を追求する専門性の育成

### (1) 特別支援教育推進のための管理職及び教員の基本研修の充実

本県では平成27年度から29年度の3年間で、おおむね全ての教職員が特別支援教育に関する研修を受講することを目指して、エリアサポート体制におけるエリア研修や教育研修センターによる各学校への研修サポート等の充実を図りました。

表8 平成27年度から平成29年度の公立学校の特別支援教育に関する研修受講状況

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	全体
教職員	73.7%	90.8%	79.0%	87.7%	86.5%
管理職	70.0%	96.5%	87.1%	89.4%	92.1%

※ 体制整備状況調査（平成29年9月1日現在）より算出

### (2) 発達障がい等に対応した支援の充実

小・中・高等学校に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特性に応じた効果的な指導ができるよう、エリアサポート体制の充実を図りました。特に、小・中学校の拠点校にエリアコーディネーターを配置し、各教科や校種、発達段階に応じた助言等が行えるようにしました。

また、特別支援学校のセンター的機能として、発達障がい等への支援に関する研修を実施しました。

表9 エリアコーディネーターの巡回相談件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	62件	463件	566件	405件	497件

### (3) 教職員の知識や技能に応じた研修システムの開発

小・中学校等の教職員が、必要な技能について自己評価し、チーフコーディネーター等による研修支援や各エリアでの研修会の開催など、研修の充実に努めてきました。

### (4) 「エリアサポートチーム」による特別支援学級等の支援の充実

エリアサポート推進担当者が、市町村教育委員会と連携しながら小・中学校の特別支援学級等を訪問し、学級経営や個別の教育支援計画等の作成に関する支援を行いました。

また、教育研修センターが特別支援学級担当者のために「特別支援学級担任のためのハンドブック」を作成し、配付しました。

#### (5) 特別支援学校の専門性を高めるための研究の推進

特別支援学校センター的機能充実事業において、全ての特別支援学校が外部専門家を活用した授業づくりの研修を実施しました。

### 施策の柱5 安らぎと創造性のある教育環境の実現

#### (1) 障がいに配慮した教育環境の計画的な整備

障がいのある子どもが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、バリアフリー環境の整備やスクールバスの整備等を行いました。

##### ア バリアフリー環境の整備

- |              |            |          |
|--------------|------------|----------|
| ○ 赤江まつばら支援学校 | スロープ設置（屋上） | ※ H26 年度 |
| ○ 日南くろしお支援学校 | エレベーター設置   | ※ H27 年度 |

##### イ スクールバスの更新

- 明星視覚支援学校（H26 年度）、延岡しろやま支援学校（H27 年度）

#### (2) 防災機能の強化

特別支援学校において、津波等を想定した緊急連絡体制として、各特別支援学校が防災メール等の活用を図りました。また、障がいのある人の避難所としての機能の充実や災害避難態勢の強化のため、市町村との連携により、特別支援学校に対する福祉避難所等の指定が進んでいます。

#### (3) 主体的な活動を支援するICT機器を活用した学習環境の整備

特別支援学校において、障がいの状態や特性に応じて主体的に情報を活用できるようタブレット型端末及び無線通信環境を整備し、障がい特性に応じた情報教育や児童生徒が主体的に活動するための環境を整備しました。

(4) 校内表示や授業のユニバーサルデザイン化等による教育環境づくり

エリアサポート体制における高等学校の推進校による取組をはじめ、校内研究等で主体的に取り組む学校が増えました。また、教育研修センターで実践事例集を作成・配布することで、合理的配慮の基礎となる環境整備につながりました。

(5) 巡回指導等による視覚障がい・聴覚障がいの地域支援の充実

地域の小・中学校に在籍する視覚障がいや聴覚障がいのある児童生徒が適切で専門的な指導や支援、教育相談を受けられるよう、特別支援学校のコーディネーターによる巡回指導等の体制を整備し、支援の充実に努めました。

**施策の柱6 県民みんなで支え合う共生社会の推進**

(1) 「共に生きるまちづくりギャラリー」等による啓発・広報活動の推進

平成25年度から平成27年度までは、特別支援学校が3年間に1回、幼児児童生徒の作品を一般の方に紹介する機会を設けました。さらに、平成28年度から平成30年度までは、全ての特別支援学校が地域の公民館や郵便局、商業施設等を活用しながら毎年実施しました。

(2) 様々な機会を生かした障がい理解啓発活動の推進

平成25年度から平成27年度までは特別支援学校が障がいに関する理解啓発フォーラムを実施しました。平成28年度からは特別支援教育フォーラムとしてパラリンピック出場選手による講話や高校生の「心のバリアフリー活動<sup>※8</sup>」の紹介など、障がいに関する理解啓発を図っています。

また、一般県民が「特別支援学校一日校長先生」として、特別支援学校の生活を体験するなどの取組を行いました。

ア 理解啓発フォーラムの参加者数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	164名	174名	101名	180名	118名

イ 特別支援学校一日校長先生を実施した学校数

年度	H25年度	H26年度	H27年度
件数	4校	4校	4校

### (3) 共に育つための早期からの障がい理解学習の推進

次世代を担う高校生を対象に次世代ペアレント授業や「心のバリアフリー活動」を実施し、障がいの理解のための学習を行いました。

### (4) 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進

小・中・高等学校等と特別支援学校との学校間交流において、児童生徒が交流内容を考え、進行や運営を行うなど、子どもが主体となる交流及び共同学習を実施しました。

また、特別支援学校高等部と高等学校の文化・芸術・スポーツを通じた交流及び共同学習において、共に活動するためのルールの改善や工夫を高校生が考案するなどの取組がありました。

#### 【参考】 交流及び共同学習の実施状況

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
交流校数	44 校	43 校	57 校	51 校	47 校	53 校

※ 平成 26 年度までは、「交流教育推進事業」のみで実施

※ 平成 27 年度から平成 29 年度までは、「交流教育推進事業」と「文化・芸術・スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」として実施

※ 平成 30 年度以降は、みやざき心のバリアフリー推進事業として実施

#### ※8 心のバリアフリー活動

高校生が主体となり、障がいのある方との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する取組の推進を図る。

## 第2章 障がい者施策及び特別支援教育に関する国内外の動向

### 1 国際的な動向

障がい者施策は、国際連合において「障害者権利宣言（昭和 50 年）」が採択されて以来、「ノーマライゼーション」を基本的な理念として進められてきました。

「ノーマライゼーション」とは、「障がいのある人も障がいのない人と同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活できる社会を目指す」という考え方です。

また、平成 6 年にはスペインのサラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において、障がいのある子どもを含めた万人のための学校を提唱した「サラマンカ宣言」が採択されました。

その後、平成 18 年 12 月に行われた国際連合総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、障がい者の権利や尊厳を大切にしつつ、社会のあらゆる分野への参加を促進することが合意されました。

この条約において、「インクルーシブ教育システム」（第 24 条）が明記され、人間の多様性の尊重を強化することや、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させること、障がい者が他の者と平等に自己の生活する地域において初等・中等教育の機会を与えられること、個人に必要な合理的な配慮が提供されることなど、障がい者を包容する教育制度及び生涯学習を確保することが求められました。

このような障がいについての国際的な考え方の変化は、我が国をはじめ世界各国の福祉・教育に関する施策を、障がいの種類や程度別の固定的なものから、個々の状況に応じた柔軟なものへと移行させることとなりました。



特に、人間の生活を障がいの有無のみではなく、活動や参加の状況、また、周囲の環境などの広い視点から理解し、支援につなげることを目的とした「ICF<sup>\*1</sup>」や障がいは個人にあるのではなく、社会的な障壁が影響するという「障がいの社会モデル」の考え方は、今日の様々な施策等に大きな影響を与えています。

表 1 国際的な動向

昭和 50 年 (1975)	国際連合総会 「障害者権利宣言」の採択
昭和 56 年 (1981)	国際障害者年 テーマ「完全参加と平等」
平成 6 年 (1994)	ユネスコ「特別なニーズ教育に関する 世界会議」サラマンカ宣言 (「インクルージョン」の規定)
平成 13 年 (2001)	WHOにおけるICF (国際生活機能 分類)の採択
平成 18 年 (2006)	国際連合総会 「障害者の権利に関する条約」の採択 (インクルーシブ教育システム)

## 障害者の権利に関する条約（抜粋）

## 第24条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
  - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
  - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
  - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
  - (c) 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
  - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
  - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。
  - (b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
  - (c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

※1 ICF（国際生活機能分類 International Classification of Functioning, Disability and Health）  
世界保健機関（WHO）において「ICIDH（国際障害分類）」の改訂版として2001年に採択された障がいの分類法。

## 2

## 国内の動向

## (1) 「障害者の権利に関する条約」への批准

我が国は平成19年9月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年1月に批准、同2月に効力を生ずることとなりました。また、同条約への批准に先立ち、平成23年8月には、「障害者基本法」の一部改正が行われました。これにより「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」（第1条 目的）ため、とりわけ教育については、「障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」（第16条 教育）ことなどが盛り込まれました。

その後も平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を行うなど「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法令の整備を経て、平成26年1月の批准に至りました。

平成28年4月には施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、行政機関等では「障害を理由とする不当な差別」や「合理的配慮の不提供」が禁止されました。また、同年6月には「発達障害者支援法」が改正（同年8月に施行）され、平成30年4月には「障害者総合支援法」が改正されました。



表2 国の動向

平成 5年(1993)	「障害者基本法」の制定
平成 15年(2003)	「支援費制度」の施行、「障害者基本計画」の策定・実施
平成 18年(2006)	「障害者自立支援法」の施行
平成 19年(2007)	「障害者の権利に関する条約」への調印
平成 21年(2009)	「障がい者制度改革推進会議」の設置
平成 23年(2011)	「障害者基本法」の一部改正
平成 24年(2012)	中央教育審議会初等中等教育分科会報告 「障害者総合支援法」の施行
平成 25年(2013)	学校教育法施行令の改正(就学先決定の仕組みの見直し)
平成 26年(2014)	「障害者の権利に関する条約」への批准
平成 28年(2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 発達障害者支援法の改正 学校教育法施行規則の改正(高等学校における通級による指導の制度化)
平成 29年(2017)	ユニバーサルデザイン2020行動計画発表 小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領(告示)
平成 30年(2018)	高等学校学習指導要領(告示) 障害者総合支援法の改正

## (2) 教育施策について

障がいのある子どもの教育については、障がいの重度・重複化や多様化、発達障がいのある子どもの指導・支援等の課題に対応するため、学校教育法が改正（平成18年6月）され、「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換（平成19年4月）しました。

特別支援教育とは、「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」（平成19年4月1日付文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」）ものです。

その後、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告が行われ、発達障がいの対応をはじめとする様々な施策が各地域で図られるなど、特別な教育的ニーズに応じた教育支援体制づくりが進められました。

このほか、平成25年には学校教育法施行令の改正により、障がいのある児童生徒等の就学先決定について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小・中学校への就学を可能としていた仕組みを改め、新たに、市町村教育委員会が、個々の障がいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、その際、本人・保護者の意向を可能な限り尊重することとなりました。また、平成28年には学校教育法施行規則の改正により、高等学校における通級による指導が平成30年4月から制度化されました。

このような状況の中、学習指導要領が改訂され、小学校は平成32年度（2020年度）、中学校は平成33年度（2021年度）、高等学校は平成34年度（2022年度から年次）から全面施行となります。改訂された学習指導要領には、各教科における困難さへの対応について示されています。

今後は、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、全ての学校の全ての教職員で特別支援教育を推進していくことが重要となります。

## 障害者基本法（抜粋）

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策  
（教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置  
（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

### 3 本県の動向

#### (1) 障がい者福祉施策等について

本県では、障害者基本法の規定に基づき、平成19年3月に障がい者のための施策に関する基本的な計画である「みやざき障がい者安心プラン（宮崎県障害者計画）」を策定（平成26年3月改定）しています。

また、平成28年4月に「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を制定し、平成30年4月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する宮崎県職員対応ハンドブック」を公表しました。

さらに、平成31年4月に「宮崎県手話言語等条例（仮称）」を制定・施行の予定です。

本県における障がい者福祉に関する取組のうち、特別支援教育と特に関連の深いものとしては、例えば、行政、企業、学校、就労支援機関等が、障がい者の雇用促進のために連携し、一体となって取り組むための「特別支援学校就労支援セミナー」があります。この事業は、県障がい福祉課が宮崎労働局や宮崎障害職業センターと共催し、高等部がある特別支援学校において就労に向けた心構えや準備しておくことなど、就職に対する意識を高めることを目的に実施されています。



#### (2) 特別支援教育に関する施策について

本県では、「特殊教育」から「特別支援教育」へ転換した時期に「みやざき特別支援教育プラン」を策定し、平成18年以降のおおむね5年間に推進する教育施策の方向性を示しました。その後、本プランに改定し、平成25年から平成34年度までの10年間にける本県の特別支援教育を推進するための主な施策と方向性を示しました。

前期（平成25年度～平成29年度）では、「一人一人を見守り続ける」、「多様な学びを支える」、「社会との絆をつなぐ」の3つのビジョンのもと、6つの施策の柱に基づき、様々な施策を行ってきました。

今後は、東京オリンピック・パラリンピック（2020年）、本県で開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭（2020年）、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会（2026年）や障がいのある方の生涯学習を踏まえた施策が必要となります。



みやぎ特別支援教育推進プラン（平成24年12月）策定後から  
平成29年度までの主な取組

一人一人を  
見守り続ける

☆ 共に学び支え合う理  
解啓発推進(充実)事業  
(H25～H27、H28～H30)

高校生が、障がいのある方やその家族と共に学ぶ授業や特別支援学校が地域における文化祭等で、学校の活動を紹介し、地域の方々の理解啓発を図っている。

- ・次世代ペアレント授業の実施
- ・地域とつながる特別支援学校の実施など

☆ 夢にチャレンジ！  
特別支援学校自立支援  
推進事業(H25～)

特別支援学校において障がいのある生徒の可能性を育み、将来の自立に向け、キャリア教育の充実や企業等との連携を図り、自立支援を推進している。

- ・チャレンジ検定の実施など

☆ キャリアアップ！特別  
支援学校高等部生就  
労・自立支援事業

特別支援学校において企業等への就労に向けた理解啓発を強化し、高等部生の就職率の向上と自立支援を図っている。

- ・流通サービスチャレンジ検定の実施など

多様な学びを  
支える

☆ 特別支援教育チーフ  
コーディネーター配置  
事業(H20～)

専門性の高いコーディネーターを各地域の特別支援学校に配置し、一人一人の教育的ニーズに対応できるようにしている。

☆ 特別支援学校センタ  
ー的機能充実事業  
(H25～H27)

特別支援学校において特別支援教育に係る研修や専門家派遣等により、特別支援学校のセンター的機能の強化を図っている。

- ・専門家の派遣
- ・授業力向上等のための研修会の実施など

☆ 「支援をつなぐ」  
特別支援教育エリアサポ  
ート充実事業  
(H30～H31)

構築事業(H25～H26)  
充実事業(H27～H29)

幼保小中高に在籍する障がいのある子どもが県内どの地域においても質の高い指導・支援を一貫して受けられるような支援体制を構築し、充実を図る。

- ・エリアコーディネーターの配置
- ・巡回相談の実施
- ・研修会の実施
- ・モデル園、拠点校、推進校等の配置など

社会との  
絆をつなぐ

☆ 県立高等学校  
生活支援推進(充実)事業  
(H21～)

肢体不自由のある生徒への介助や聴覚障がいのある生徒への要約筆記等を行う支援員を配置している。

☆ 県立特別支援学校整備  
事業

特別支援学校において教室不足や長時間通学に対応するため、新たな教室等の整備の充実を図り、子どもの負担軽減を図っている。

☆ 特別支援学校医療的ケア  
実施事業(H25～)

特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るとともに保護者の負担軽減を図るため、看護師を配置している。

☆ 文化・芸術・スポーツを通  
じた心のバリアフリー推進事  
業(H27～)

障がいのある子どもとない子どもが交流及び共同学習を通して心のバリアフリーの推進を図っている。

- ・交流及び共同学習の実施
- ・理解啓発活動（交流及び共同学習の紹介）
- ・教育フォーラムの実施

### 第3章 本県における特別支援教育の現状と課題

#### 1 乳幼児期

##### (1) 早期発見・早期支援について

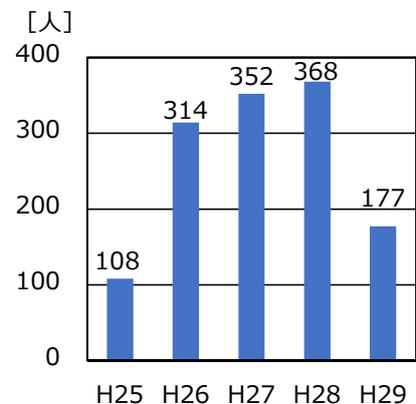
乳幼児期には、市町村によって様々な時期に健康状態の診察や保護者からの相談を受ける健康診査や相談事業が行われています。これらの健康診査で要精密の判定を受け、その後、医療機関の受診により診断につながる場合もあります。

「1歳6か月児健康診査」や「3歳児健康診査」のほか、平成22年から新生児聴覚検査<sup>※1</sup>の体制を整えており、平成29年の本県新生児のうち、約97.4%が検査を受けています。

これらの健康診査により、支援が必要と判断された子どもについては、市町村の保健師等により家庭訪問や相談機関の紹介が行われていますが、中には、要精密の判定を受けても、病院や相談機関につながらないケースもあるなど、早期支援の充実が望まれています。

明星視覚支援学校（視覚障がい）及び都城さくら聴覚支援学校（聴覚障がい）、赤江まつばら支援学校（病弱）、延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）には幼稚部があり、小学校就学前の乳幼児への指導や支援を行っています。集団で周囲の人と関わるようになって気付かれることが多い発達障がいについては、これらの健康診査で全てを把握することは難しいと考えられ、小学校就学前教育・保育施設での気付きや対応が大切になってきます。

今回のアンケート調査における小学校就学前教育・保育施設の園長及び教員・保育士等への「障がいのある子どもの教育に関する講演会や研修会に参加したいですか」という質問に対して、園長の96%、保育士等の91%が参加したいと回答しています。



※1 新生児聴覚検査

早期に難聴の有無を発見するために新生児を対象として行う聴覚検査

図1 各エリアにおける研修の小学校就学前教育・保育施設の教員・保育士等参加者数の推移

実際に、各エリアで行っている特別支援教育に関する研修会における小学校就学前教育・保育施設の教員・保育士等の参加者が年々増加しています。

今後もできるだけ早い時期に子どもの障がいの状況に気づき、適切な保育や支援を行うための研修の充実が必要です。

## (2) 就学支援について

学校教育法施行令が平成25年9月に改正され、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みについて、障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。

特に、新たに小学校や中学校に就学する子どもの就学相談や就学先決定について、市町村教育委員会の役割が明確になりました。

また、同年10月に文部科学省によりまとめられた「教育支援資料」には、早期からの一貫した支援の重要性を明確にし、市町村教育委員会の就学手続におけるモデルプロセスや障がい種ごとの障がいの把握や具体的な配慮の観点等について解説されています。

県内の状況をみると、就学相談等の対象となる子どもの数は、年々増加傾向にあります（図1）。また、特別支援学校が行う未就学児を対象とした来訪相談の件数と小学校就学前教育・保育施設を対象とした巡回相談の件数を合わせると、毎年1,000件（延べ件数）を超えている状況にあります。

県では、障がいのある子どもの支援に関して、関係機関との連携を図るために有効とされる「相談支援ファイル」の開発と活用について研究し、「個別の教育支援計画」の作成とともに市町村教育委員会への啓発を図ってきました。

「相談支援ファイル」は、相談や支援に必要な情報が共有され、医療や福祉、教育など関係機関相互の円滑な連携が図られるとともに、保護者が相談担当者等へ子どもの特性やこれまでの支援内容について説明する際の負担が軽減されるなど、就学支援に有効なものです。平成29年12月現在、県内10の市町村が作成し、活用しています。

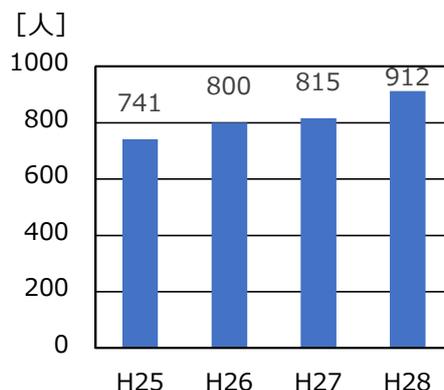


図2 市町村就学指導委員会等の対象者数

今後も、「相談支援ファイル」や個別の教育支援計画等の活用を促進するなど、就学先との連携を強化していくことが必要です。

### (3) 小学校就学前教育・保育施設について

平成 19 年度から始まった特別支援教育により、幼稚園においても障がいのある子どもに必要な教育的支援を行うことになり、平成 29 年 3 月に告示された幼稚園教育要領においては幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うために個別の教育支援計画等を作成し、障がいの状態等に応じた指導をすることが示されました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について例示されています。

本県では、平成 29 年度に幼保小連携・接続推進会議を立ち上げ、「宮崎県幼保小接続カリキュラム作成のためのてびき『つなぐ』」（平成 30 年 3 月）を作成しています。

さらに、技能・経験に応じた保育士等の処遇改善に係るキャリアアップ研修の 8 つの分野の一つに「障がい児保育」が位置付けられ、障がいの理解、障がい児保育の環境、障がい児の発達の援助、家庭及び関係機関との連携、障がい児保育の指導計画、記録及び評価について研修することとなっています。

今後は、本県福祉・保健部局による保育士等の研修の体系化が図られ、基礎となる研修の充実が図られるとともに、複数の特別支援学校による教諭・保育士等を対象とした保護者との相談の進め方や個別の教育支援計画等の作成・活用、専門性を高める研修会の実施など実践的な研修が必要となります。

このために、関係機関との連携を強化した早期発見・早期支援の体制の整備や特別支援学校幼稚部における教育の実践紹介ができるようにする必要があります。

#### 課 題

- 関係機関と連携した教諭・保育士等の研修の推進（新規）
- 「相談支援ファイル」及び「個別の教育支援計画」を活用した切れ目ない支援
- 乳幼児期からの早期支援体制の整備

2

小・中学校

(1) 特別支援学級等の状況について

小・中学校においては、この10年で特別支援学級に在籍する児童生徒数は約2.5倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.9倍になっています(図3)。同様に特別支援学級や通級指導教室の設置が増加していること(図4)や、県教育研修センターで実施される特別支援学級の初担任を対象とした研修の受講者が毎年100名を超えている状況にあることなど、担当者の確保及び専門性の向上が課題となっています(図5)。

また、障がいの重度・重複化も見られ、例えば、知的障がいと自閉症を併せ有する子どもの場合、認知や理解の難しさに加えて、自閉症特有の意思疎通の難しさや、特定の物や行動に対するこだわりなどがあります。担当する教員は、このような子どもの教育的ニーズを分析し、意思の疎通を図りながら必要な支援を行うなど高い専門性が求められています。

今後は、特別支援学級担任や通級指導担当教員の指導力の向上を図るための新たな研修の在り方や、経験豊富で専門性のある教員が経験の少ない教員を支援する取組など、地域や障がい種別における支援体制の在り方について検討することが必要です。

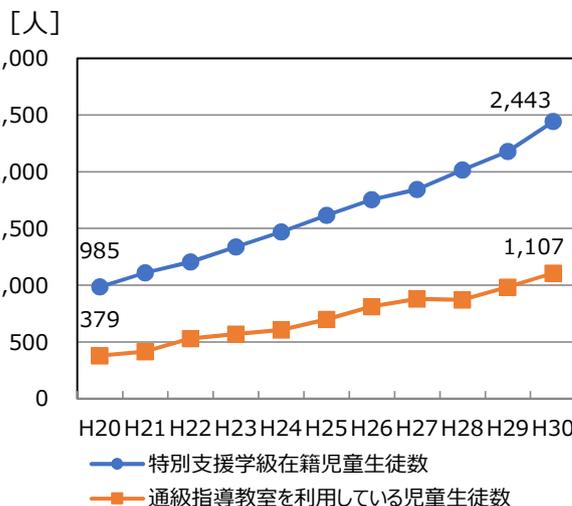


図3 特別支援学級に在籍児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移

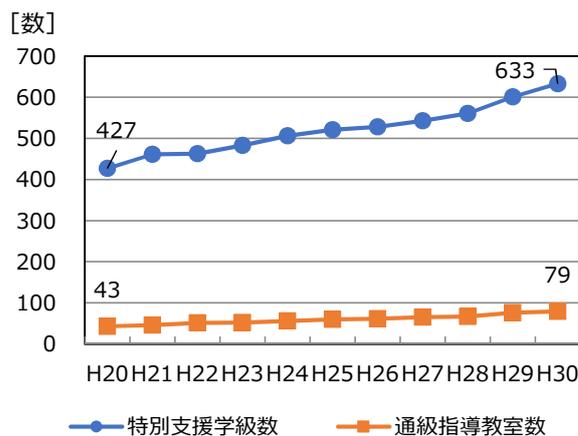


図4 特別支援学級数及び通級指導教室数の推移(小学校及び中学校)

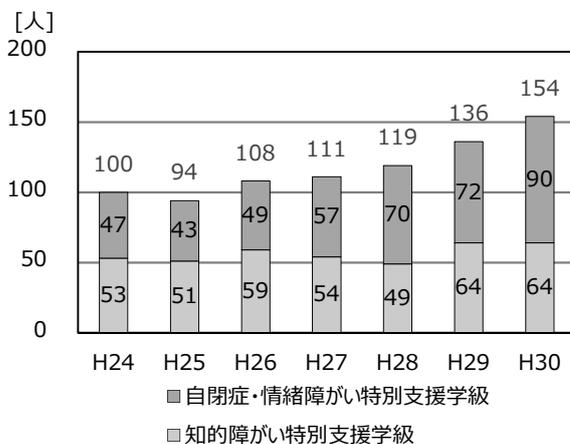


図5 特別支援学級初担任を対象とした研修の受講者数(教育研修センター)

(2) 校内支援体制について

県内の小・中学校における特別支援教育体制整備状況は、平成29年9月1日現在、「校内委員会の設置」、「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が全ての学校において行われるなど、校内支援体制の整備が進んでいるといえます。

さらに、各学校が特別支援学校のコーディネーターや小・中学校のエリアコーディネーター等と連携した教育相談を効果的に行っています。

今回のアンケート調査における小・中学校の管理職の回答では、小・中学校の通常の学級における課題として「発達障がいのある子どもへの指導・支援」が最も多く、全体の85.7%（前回67.1%）となっています（図6）。

また、「発達障がいのある子どもの保護者との連携」や「発達障がいのない子どもへの指導」、「校内支援体制の充実」も半数以上の管理職が課題として捉えています。

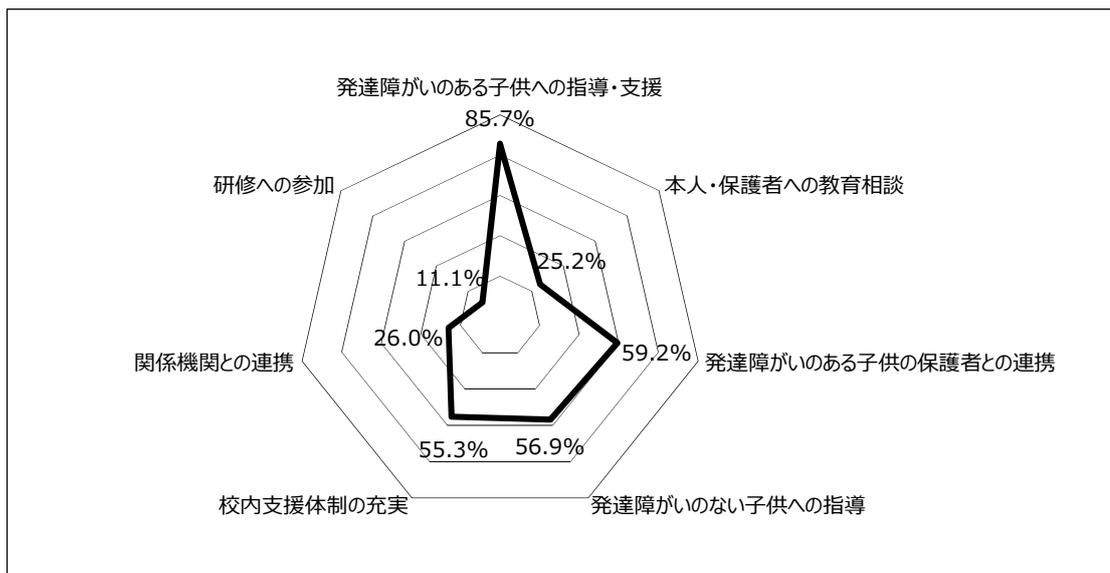


図6 特別支援教育に関するアンケート調査「通常の学級において課題と考えること」（小・中学校の管理職）

少子化の中、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続けていることから、特別支援教育に関する課題解決に向けて、各学校が組織的に取り組むことが重要です。

学級担任による気づきから学年会や校内での十分な協議を行い、必要に応じて外部の専門機関と連携を図るなど、段階的な校内支援体制の整備が重要です。また、障がいのある児童生徒にとって分かりやすい授業は、障がいのない児童生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めることが必要です。

以上から、管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が求められます。

## (3) 個別の教育支援計画等の活用について

障がいのある子どもへの指導・支援の充実を図るための方策として、本県小・中学校においても個別の教育支援計画等の作成を推進してきました。

平成29年3月に告示された小・中学校の学習指導要領には、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受けている児童生徒の全てに個別の教育支援計画等を作成しなければならないことが明記され、通常の学級においても作成の努力をすることが明記されました。作成した個別の教育支援計画等は、進級や進学時の資料としてとても有効なものになります。平成30年3月に告示された高等学校の学習指導要領にも同様に記載されています。

なお、通級による指導を受ける児童生徒については、指導内容等の計画は通級による指導の担当者、個別の教育支援計画等の作成は在籍学級の担任が作成することが望ましいと言えます。

本県においては、エリアサポート体制の構築が開始された平成25年度以降、個別の教育支援計画等の作成率が向上しています。（図7）

今後は、個別の教育支援計画等に合理的配慮の提供に関する記載など、切れ目ない支援体制の構築のための有効な資料として、これらの計画等を作成・活用することが重要です。

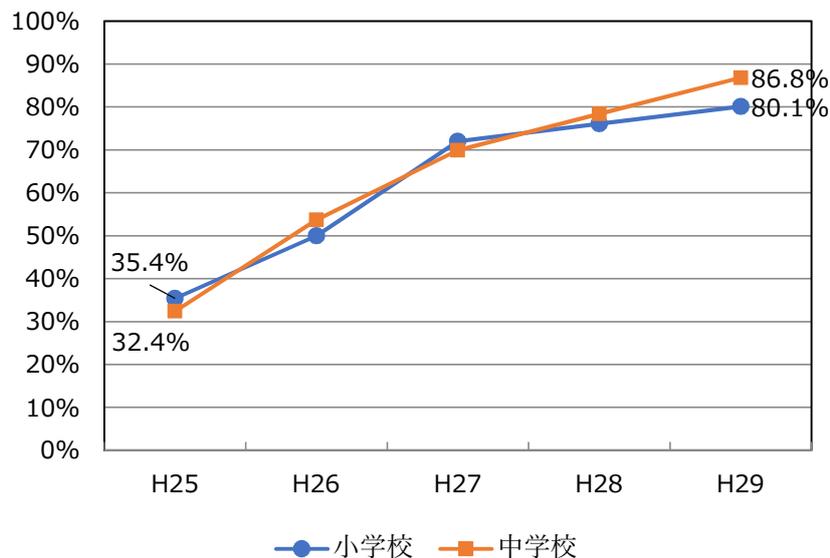


図7 個別の教育支援計画の作成割合

※ 作成割合 = (作成している学校) ÷ (学校数)

(4) 交流及び共同学習の推進について

交流及び共同学習は障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義がある取組です。

国においては、「心のバリアフリー学習推進会議<sup>※1</sup>」が設置され、学校における「心のバリアフリー」を推進する教育を展開するための具体的な施策が協議されています。

本県では、平成29年度に小学校・中学校・高等学校・中等教育学校（以下「小・中・高等学校等」という。）を対象に、特別支援学校や特別支援学級、障がいのある人との交流及び共同学習に関するアンケート調査を実施しました。

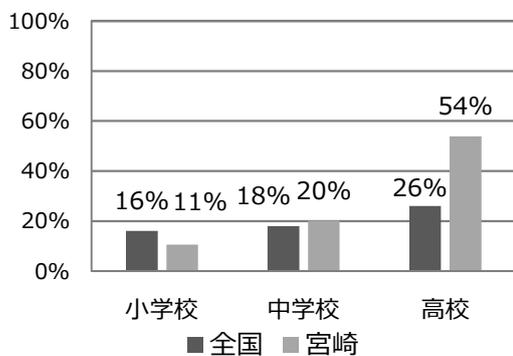


図8 特別支援学校との交流及び共同学習 (平成29年度調査)

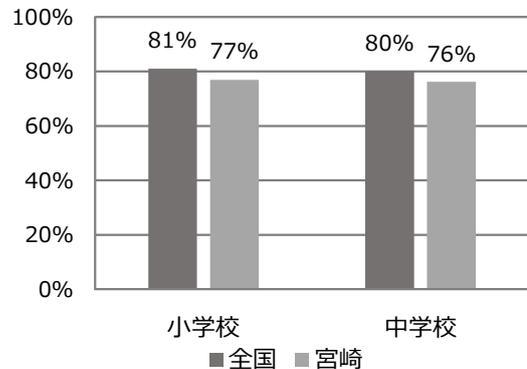


図9 特別支援学級との交流及び共同学習 (平成29年度調査)

※ 特別支援学級が設置されていない学校を含む

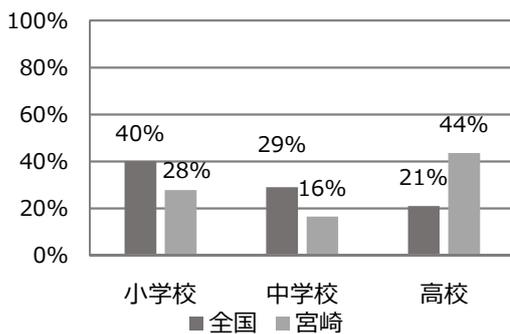


図10 障がいのある人との交流及び共同学習 (平成29年度調査)

※ 上記(図8、図9)の2つの交流及び共同学習を除く

※1 心のバリアフリー学習推進会議

学校教育において「心のバリアフリー教育」を展開するため、各学校において障がいのある人との交流及び共同学習が活性化されるよう全国において自治体単位で福祉部局、教育委員会、障がいのある人やその支援等に関わる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記されたことから、平成30年度以降に実施する具体的な取組を検討するための会議

本県では全ての特別支援学校が地域の小・中・高等学校等と行事や体験活動を共にする直接交流や、手紙や作品を通じた間接交流に取り組み、お互いを認め合い大切にする心を育てています。

今後も、小・中・高等学校等と特別支援学校による学校間交流のみならず、通常の学級と特別支援学級による交流や居住地校交流の充実など、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことが重要です。

#### (5) 関係機関が連携した地域支援体制の充実について

今回の「アンケート調査」において、学校での学習面や生活面で、特別支援教育の視点から支援の必要性を感じたことがあると答えた保護者のうち、小学校で53.8%、中学校で45.3%が関係機関に相談したと答えています。

また、相談先としては、小学校就学前教育・保育施設や小・中・高等学校等の教育機関のほか、児童相談所、市町村の保健センターといった福祉・保健関係機関や医療機関が多いことが分かります。

今後は、就学後の学びの場の決定及び見守りに際し、特別支援教育支援員や看護師の配置等、地域の教育、医療、保健、福祉等の関係機関が相互に連携した体制がとても大切になります。

#### 課 題

- 教員の更なる専門性の向上
- 特別支援教育の専門性を支える研修・支援体制の充実
- 管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の促進（新規）
- 個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進
- 心のバリアフリーの推進（新規）
- 関係機関と連携した支援体制の更なる充実

3

高等学校

(1) 特別な支援を必要とする生徒について

中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学率は、既に98%を超えており、高等学校は社会で生きていくために必要となる力を身に付け、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関の一つであり、果たすべき役割と責任は極めて大きいといえます。

本県においても、中学校の特別支援学級から高等学校に進学する割合が増加しています（図11）。

平成28年度に高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象としたアンケート調査において、「発達障がい又はその可能性がある生徒が在籍していると思いますか」という質問に対して、「はい」と回答した割合は100%でした。

平成30年度から高等学校における「通級による指導」が制度化されました。発達障がいを含む障がいのある生徒に対する指導や支援を高等学校の教職員が担っていくことが求められています。

また、本県では、平成21年度から県立高等学校に生活支援員を配置し、車いす等を使用する生徒や聴覚に障がいのある生徒に対して、学校生活を支援する取組を行っており（表1）、支援を受けた生徒は、円滑に授業へ参加し、卒業後の進学や就職等の進路目標を達成しています。

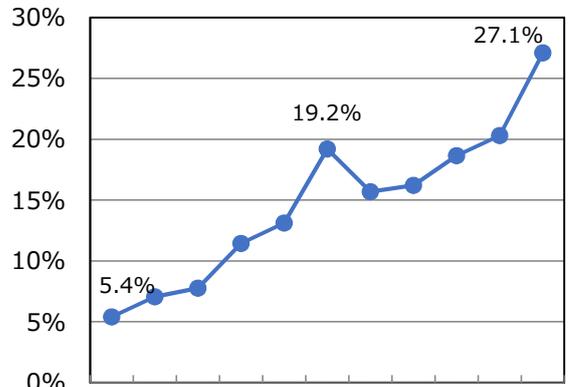


図11 中学校特別支援学級卒業生のうち県立高等学校進学者の割合（本県）

表1 県立高等学校生活支援員配置対象生徒数（高校3年）及び進路状況（本県）

卒業年度	肢体不自由	聴覚障がい	進学	就職	職業能力開発校等	公務員
H24	5名		2名		3名	
H25	2名			2名		
H26		2名			1名	1名
H27	2名		2名			
H28	3名		2名		1名	
H29	1名					1名

今後も、特別な支援を必要とする生徒の増加が予想されることから、学校全体で共通理解を図りながら、実態把握や具体的な指導・支援を計画的に進めていくなど高等学校での校内支援体制を更に強化していくことが必要です。

## (2) 校内支援体制について

平成29年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省実施）結果によると、本県の高等学校においては、「校内委員会の設置」や「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が100%であり、体制の整備が進んでいるといえます。

しかし、個別の教育支援計画等の作成の割合は、全国平均を超えているものの、小・中学校と比較して低く、早急に対応が必要な課題となっています（図12）。

県教育委員会では、高等学校の入学者選抜検査の実施に当たって、中学校からの情報等をもとに別室受検や問題用紙等の拡大、面接時の配慮など、障がいのある受検生の特性に応じた合理的配慮の提供に努めています。

また、入学後に保健室登校や不登校などの深刻な状況になる生徒もあり、このような特別な支援を必要とする生徒については、入学時の出身中学校と高等学校との情報共有等による連携体制の整備や入学後の支援体制の一層の充実が必要です。

各学校における研修では、県教育研修センターによる研修サポートや特別支援学校のコーディネーター等による研修、「高等学校における授業のアクセシブル・デザイン」を活用した研修が行われています。

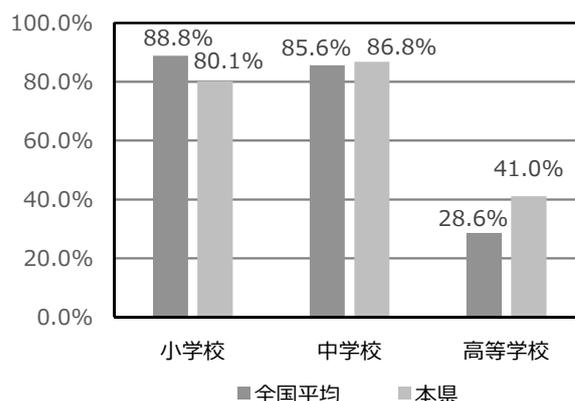


図12 個別の教育支援計画の作成状況（平成29年度）

算出：（作成している学校数）／（全学校数）

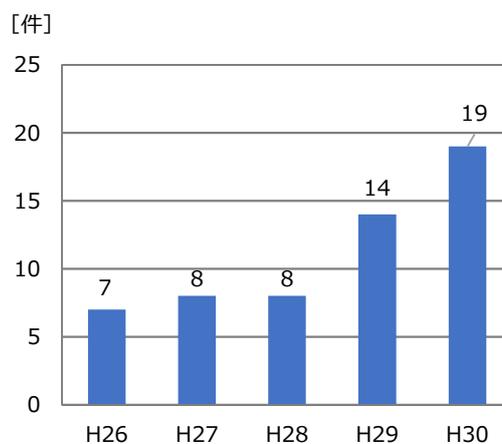


図13 高等学校の入学者選抜検査における特別な配慮の件数

高等学校においては、平成30年度から通級による指導が制度化され、個別に設定された時間で障がいのある生徒に対する障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が行えるようになりました。このような指導が、通常の学級や集団生活で生かされることが重要です。

なお、高等学校における「通級による指導」は、特別の教育課程の編制や単位認定、校内委員会の整備など、各学校の様々な準備が必要となります。このため、制度導入後、当面の間は「自校通級<sup>※1</sup>」を原則としています。「他校通級<sup>※2</sup>」や「巡回指導<sup>※3</sup>」は、必要に応じて対象となる高等学校と県教育委員会が協議しながら必要な準備を検討します。

※1 自校通級

対象となる生徒が在籍する学校で指導を受ける。

※2 他校通級

対象となる生徒が通級指導教室のある学校へ行って、指導を受ける。

※3 巡回指導

対象となる生徒が自校に巡回してくる他校の教員から指導を受ける。

### (3) 高等学校における特別支援教育の拠点校について

本県では、平成25年度からエリアサポート体制の各エリアに推進校を指定し、校内支援体制の構築や中学校との連携等の取組を実施し、各エリアでの研修で実践発表するなど、啓発を図ってきました。

また、高等学校における「通級による指導」の準備として、平成29年度に推進校の4校が導入段階及び実践に向けた研究を行いました。今後は、学科（普通科、職業学科、総合学科等）や教育課程（全日制、定時制、通信制等）を考慮し、拠点となる高等学校で実践しながら周囲の学校のモデルとなる取組を積み上げていくことが求められます。

### (4) 全ての生徒を対象とした「障がい理解（心のバリアフリー）」の推進

本県では、次世代を担う高校生を対象に、障がいのある方や、その家族、関係者等による授業（次世代ペアレント授業）等を行ってきました。その結果、参加した生徒が障がいについて深く考えるとともに、共生社会を形成する一員としての意識を高めることができました。

さらに、平成27年度から「文化・芸術・スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」を実施し、特別支援学校の生徒がスポーツで使用する用具を高校生が製作したり、新聞部の生徒が交流及び共同学習を取材して周囲に啓発したりするなど、高校生が主体となる取組を推進しました。

今後は、高等学校におけるキャリア教育の一つの視点として、障がいのある方との関わりを生徒が考え、主体的に行動していけるような取組を推進する必要があります。

#### 課 題

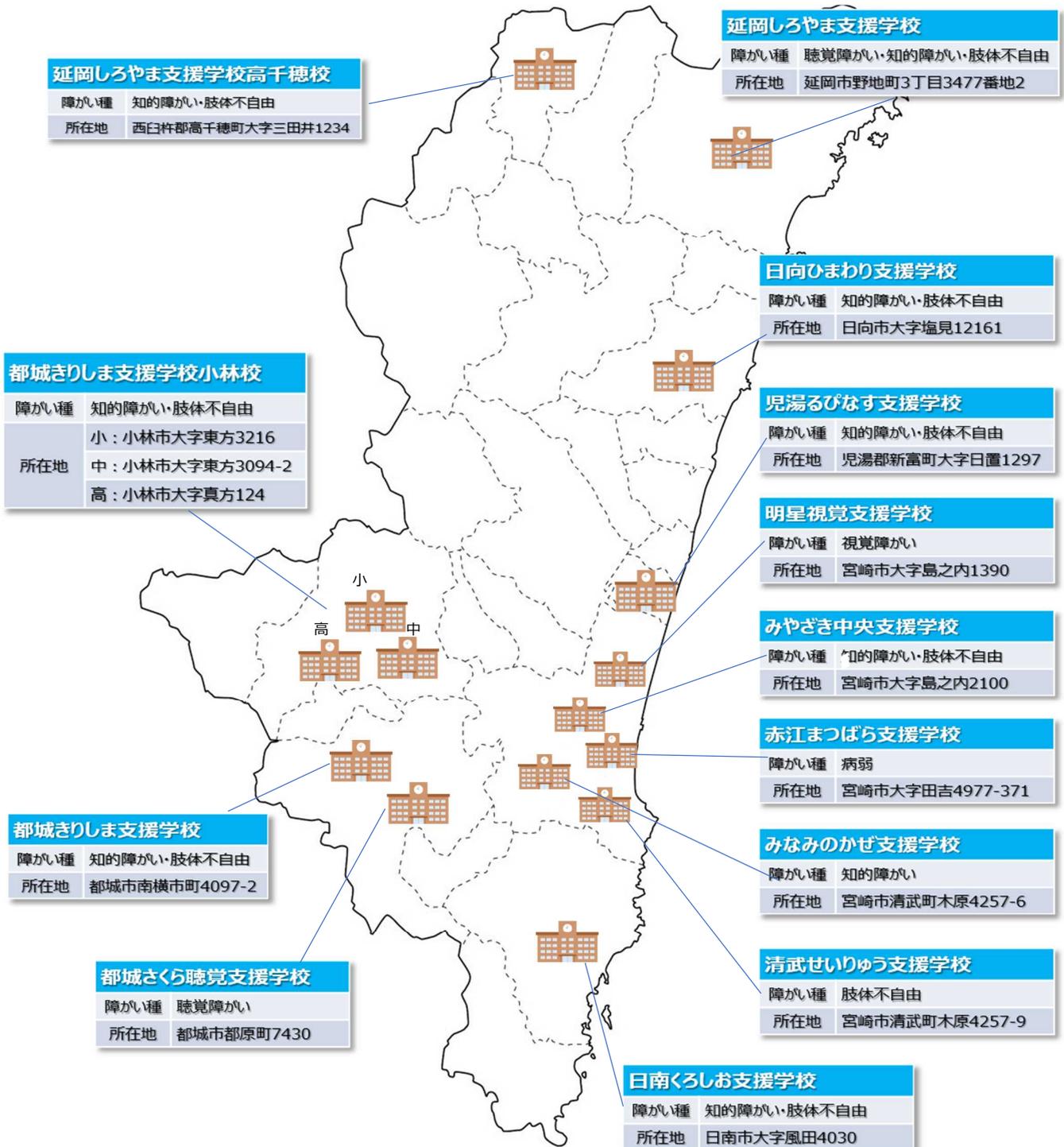
- 高等学校の組織的な支援体制の整備・充実
- 個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進（新規）
- 中学校との連携の強化
- 高等学校における「通級による指導」の体制構築と指導の充実（新規）
- 高校生による心のバリアフリー活動の推進（新規）

4

特別支援学校

(1) 教育環境の整備について

本県では、障がいのある子どもが地域の中で過ごし、学ぶことができる地域就学を推進するため、平成16年度から、特別支援学校の計画的、段階的な整備を進めています。



## ① 全障がい共通

各地域において小学部から高等部まで一貫した教育を受けることができるよう、全ての特別支援学校に高等部を設置しています。

また、障がいのある子どもが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、バリアフリー環境やスクールバスの整備等を行いました。今後は、教室不足への対応等、更なる教育環境の整備と共にICTを活用した教育環境の充実が求められています。

このほか、平成28年4月の熊本地震後、複数の市と特別支援学校が福祉避難所の協定を締結するなど、防災から災害後の対応へと特別支援学校の役割も変化してきています。これからは、防災機能の見直しに加え、災害後の対応の在り方等を地域や地方自治体との連携が求められています。

## ② 視覚障がい教育

視覚障がい者を対象とした特別支援学校として、明星視覚支援学校が整備され、平成30年度に幼稚部が設置されました。

在籍者数は、平成30年度現在20名で減少傾向にあります。子どもの出生率の低下や医療や科学技術の進歩等もあり、今後もこの状況は続くと予測されます（図14）。

また、進路保障のため「はり・きゅう・あんま・マッサージ」などの国家資格取得のための専門的な教育や、基礎学力を定着させる教育、ICT機器の活用等による新たな進路先の開拓等が求められています。

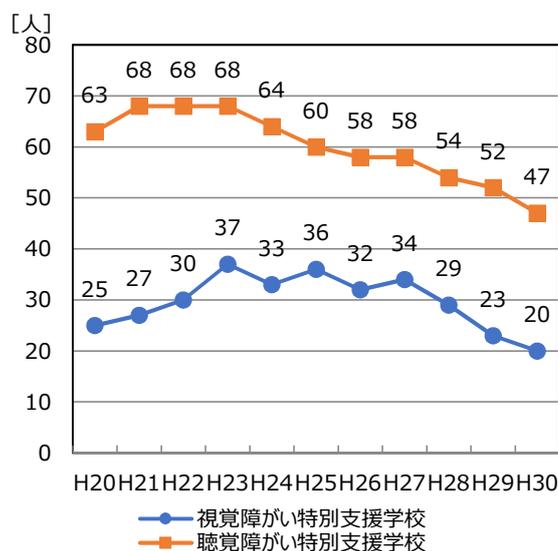


図14 視覚障がい・聴覚障がい特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校  
 明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校  
 延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）

## ③ 聴覚障がい教育

聴覚障がい特別支援学校は、都城さくら聴覚支援学校と県北部の延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）が整備されています。在籍者数は、平成30年度現在、2校合わせて47名となっており、減少傾向にあります（図14）。

また、手話による各教科や日常的な指導に加え、ICT機器の活用による情報保障や人工内耳を装用した幼児児童生徒への指導など、教職員の更なる専門性を高めることが必要です。さらに、大学等への進学を希望する生徒のための指導体制の更なる充実について、検討していく必要があります。

④ 知的障がい教育

知的障がい特別支援学校は、地域就学の推進のため肢体不自由を併せ有する児童生徒も対象とした学校として整備してきました。在籍者数は、少子化の中にあっても増加傾向にあります（図 15）。

知的障がいと発達障がいや精神疾患を併せ有する児童生徒がいることから、教員の高い専門性に基づいた実践的な指導が必要な状況となっています。

さらに、多様化する児童生徒の状況に対応するため、各教科や自立活動の指導や高等部の職業コース化等について、検討していく必要があります。

⑤ 肢体不自由教育

肢体不自由特別支援学校は、清武せいりゅう支援学校と延岡しろやま支援学校（肢体不自由教育部門）が整備されています。在籍者数は、平成 30 年度現在、2 校合わせて 137 名となっています（図 16）。

複数の障がいを併せ有する重複障がい学級に在籍する児童生徒が多く、肢体不自由のみの単一障がいの学級に在籍する児童生徒は少ない状況です。重複障がいのある児童生徒の卒業後の自立と社会参加を見据えた教育課程の在り方を検討することが必要です。

また、地域のセンター校として、小・中・高等学校に在籍する児童生徒の支援の充実についても検討していく必要があります。

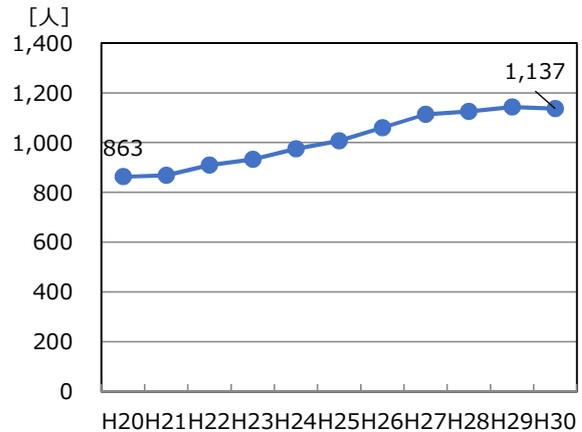


図 15 知的障がい特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校

みやざき中央支援学校、みなみのかげ支援学校、日南くろしお支援学校、都城きりしま支援学校、都城きりしま支援学校小林校、日向ひまわり支援学校、児湯るびなす支援学校、延岡しろやま支援学校高千穂校、延岡しろやま支援学校（知的障がい教育部門）

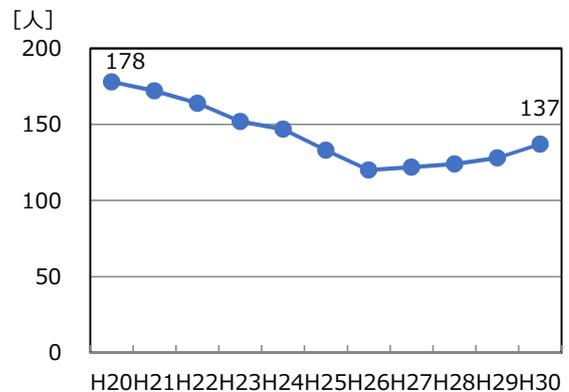


図 16 肢体不自由特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校

清武せいりゅう支援学校、延岡しろやま支援学校（知的障がい教育部門）

## ⑥ 病弱教育

病弱特別支援学校は、赤江まつばら支援学校が設置されています。在籍者数は、平成30年度現在44名となっています(図1)。近年では、医学の進歩等により、在籍する子どもの病気の種類が変化してきています。また、隣接する宮崎東病院の児童精神科病棟に入院している発達障がいをも併せ有する精神疾患のある児童生徒が入学しています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒も在籍していることから、多様な障がいに応じた教育課程を編成するとともに、児童生徒のニーズに対応した教育内容や指導方法等の充実を図ることが必要です。

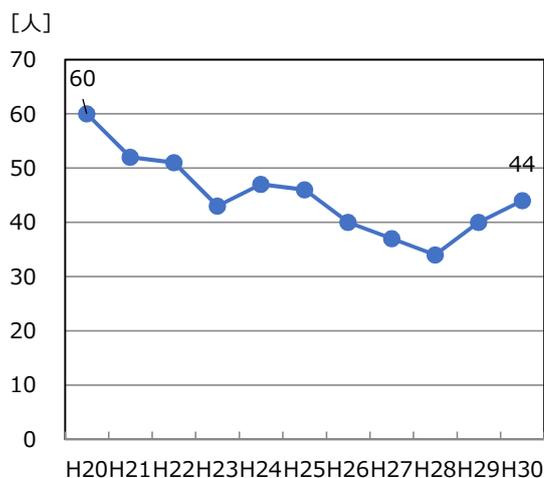


図17 病弱特別支援学校の在籍者数の推移

対象となる学校  
赤江まつばら支援学校

特別支援学校に在籍している児童生徒のニーズは多様化し、各学校の課題も変化してきていることから、各学校の課題及び全県的な視野に立った整備を融合させながら、教育の改善と教育環境の充実に向けた整備等が必要です。

## 特別支援学校における教育環境整備上の将来課題（障がい別）

- ① 全障がい共通
  - 学校施設のバリアフリー化の推進
  - 校舎の老朽化対策の推進
  - 専門家を配置した他職種連携による教育支援体制の強化
  - スクールバス運行等の通学保障の充実
- ② 視覚障がい教育
  - 乳幼児教育相談等の県内全域的な視覚障がい教育相談体制の充実
  - 卒業生を対象とした学び直し等の生涯学習に係る支援体制の構築
- ③ 聴覚障がい教育
  - 県央地区の聴覚障がいに係る乳幼児教育相談室の設置
  - 県内全域を見通した聴覚障がい支援学校の配置の在り方に係る検討

- ④ 知的障がい教育
  - ・ 対象児童生徒増に対応した教育環境整備の推進
  - ・ 分校の本校化推進と余裕教室等を活用した新たな分校設置に係る検討
  - ・ 高等部における職業コースの検討及び職業学科設置に係る研究
- ⑤ 肢体不自由教育
  - ・ 人工呼吸器等の高度な医療的ケアに対応した教育体制の強化
  - ・ 障がいの多様化等に伴う県央地区での肢病併置化の検討
  - ・ 訪問教育の移管
- ⑥ 病弱教育
  - ・ 病院訪問教育の新設
  - ・ 発達障がいを含め、精神疾患のある児童生徒の受け入れ体制の構築

(2) 障がいの重度・重複化、多様化について

複数の障がいを併せ有する重複障がいのある児童生徒数は、全体の45.6%を占めており、特に平成29年度には、通常学級と重複障がい学級が同じ学級数となりました（図18、図19）。

中でも肢体不自由の特別支援学校では、全体で75.6%と在籍する児童生徒のほとんどに重複障がいがあります（図19）。

重複障がいのある児童生徒の中には、医療的ケア<sup>※1</sup>を必要とする児童生徒も含まれており、医療的ケアの対象となる児童生徒数の変化はあまり見られないものの、一人一人の状態が重症化の傾向にあります（図20）。

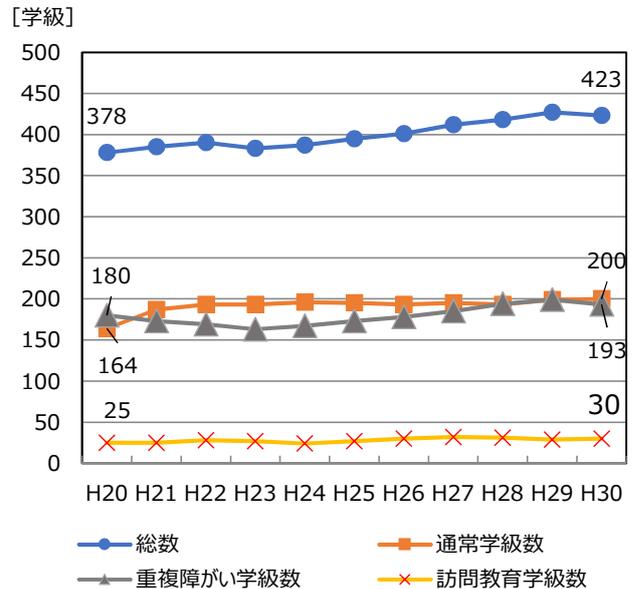


図18 障がい種別の学級数の推移

※1 医療的ケア

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

このような重度・重複化に対応するためには、教員のより高い専門性と実践的な指導力の向上が求められます。

また、特別支援学校では、重度の知的障がいのある児童生徒と軽度の知的障がいのある生徒がそれぞれ多数在籍する二極化の傾向にあります(図21)。

障がいが軽度である児童生徒について、以前は、地域の中学校から高等部へ入学した発達障がいを併せ有する生徒が増加していましたが、近年では小学部・中学部も同じような状況があります。

このため、小学部・中学部・高等部において切れ目ない指導を行うことが求められており、特別支援学校の学部間の連携だけでなく、通園施設や小学校、中学校と特別支援学校が密接な連携を図る体制の構築が必要です。また、このような軽度の発達障がいのある生徒については、将来の自立と社会参加を目標とした高等特別支援学校等※2も研究していく必要があります。

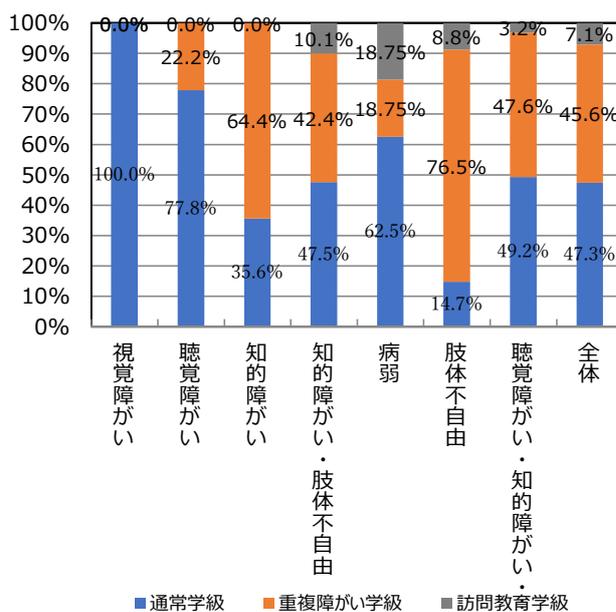


図19 校種別の設置学級数の割合(平成30年度)

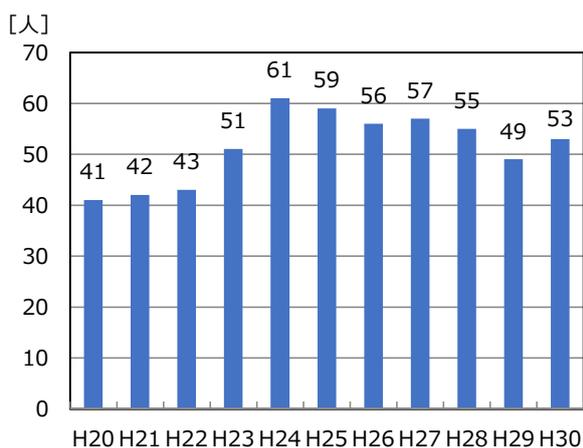


図20 医療的ケア対象児童生徒数の推移

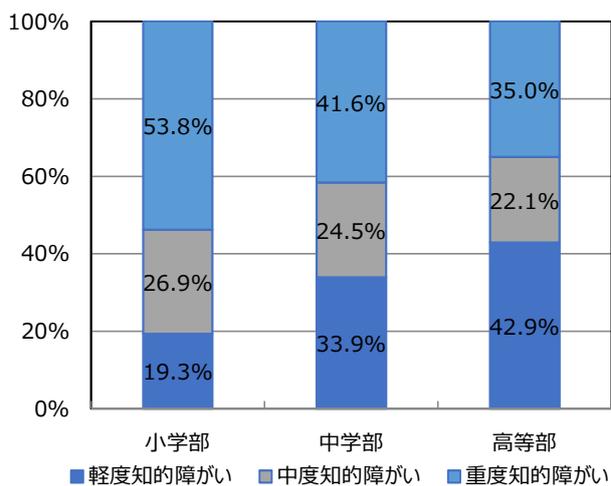


図21 在籍している知的障がいのある生徒の障がいの程度別在籍割合(平成29年度)

※2 高等特別支援学校

知的障害の程度が比較的軽度な高等学校段階の生徒を対象とし、職業教育を中心とした教育を行う高等部のみを置く特別支援学校

(3) センターの機能について

特別支援学校は、学校教育法第74条

表2 特別支援学校のセンター的機能

において、地域の特別支援教育のセンターとして位置付けられていることから、地域の小・中学校等における障がいのある子どもの教育相談や個別の指導計画等の作成など、特別支援教育の充実についての助言や支援に努めてきました。(表2)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小・中学校等の教員への支援機能</li> <li>② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能</li> <li>③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能</li> <li>④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能</li> <li>⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能</li> <li>⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能</li> </ul> |
|--|

平成29年度に各特別支援学校が対応した教育相談の件数は、約7,500件となっており、特別支援学校のセンター的機能に対する高いニーズが伺えます。

平成20年度から配置しているチーフコーディネーターは、関係機関との連携や組織的な支援が必要な困難事例に対応しており、多くの成果を上げています。また、平成25年度から配置しているエリアコーディネーターは、エリア内の小学校・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対応しており、教科指導における配慮等の助言を行うなど、一定の成果が見られています。

特に、エリアコーディネーターの配置以降、チーフコーディネーターの教育相談の件数は減少傾向にあります。

このような状況から、今後の特別支援学校のセンター的機能として、教育相談を担当している特別支援教育コーディネーターのみが、地域の小・中学校等への支援を行うのではなく、学校全体での組織的・総合的な対応が求められます。

今後はセンター的機能において、支援の内容や方法の在り方を見直すとともに、地域の小・中学校等に対する情報提供や研修協力、指導・支援など、地域のニーズに応じた多様なセンター的機能の充実が必要となっています。また、地域の実情を把握し、医療や福祉、労働機関等との連携を強化するとともに、小・中学校等との学校間ネットワークをエリアサポート体制の中で更に推進し、地域への支援機能を一層充実することも必要です。

(4) 卒業後の進路等について

平成29年度特別支援学校高等部卒業生175名の進路状況は、障がいの重度・重複化が進む中で、「福祉サービスの利用」が最も多く、全体の62.％を占めています。続いて「就労」、「職業訓練機関への進学」の順となっています(図22)。

一般企業へ就職した平成29年度の卒業生は57名であり、就職率は24.0%と、全国の就職率31.2%（平成29年度）と比較すると下回っている状況です（図22）。

これまで就職率が低いのは、生徒の就職希望率が低いことが原因の一つにありました。そのため、平成25年度からキャリア教育の充実を図りながら進路学習を推進しており、徐々に就職希望者数が増えています。今後は、就職を希望する生徒一人一人の夢や希望を実現するために、就職先の開拓や企業との連携など、今までより丁寧に行うことが必要です。

このため、早期から将来の自立と社会参加に向けた取組を児童生徒の発達や障がいの状態、特性等に合わせて行い、本人の就職への意欲を高め、保護者の願いに応えていくことが必要です。また、地域の実情に応じ、医療や福祉、労働機関等との連携を強化し、地域の自立支援機能を一層充実することも必要です。

一方、卒業後に福祉サービスを利用する生徒についても、将来の自立を目指すという点では、就職を目指す生徒と同様に、早い段階から施設体験の実施や福祉サービスの活用等を図り、卒業後、有意義な社会生活を主体的に送ることができるようキャリア教育の充実を図っていくことが必要です。

また、特別支援学校から大学等への進学を希望する生徒への対応についても計画的な指導体制の構築や進路先との連携の強化が必要です。

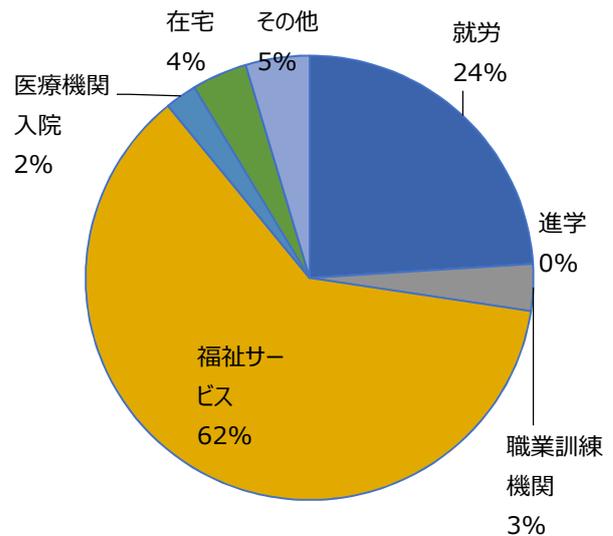


図22 平成29年度高等部卒業生の進路状況

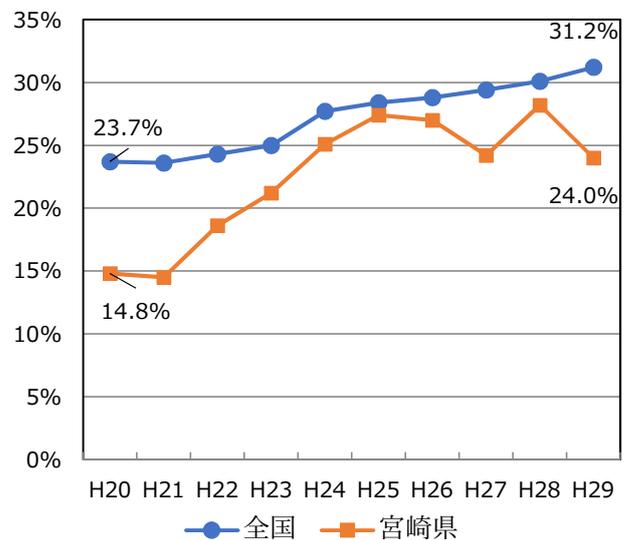


図23 高等部卒業生の就職率

障がいのある方の生涯学習が注目される中、余暇活動は、将来の生きがいを見つけたり、自立と社会参加への積極的な態度を身に付けたりする上で意義があります。このため、全ての子どもに対する余暇活動等の「生きがいづくり」を在学中から計画的に取り組む必要があります。

本県の特別支援学校においては、文化、芸術、スポーツなど、将来の生きがいづくりや余暇活動支援につながる活動を、学校の教育活動の中に積極的に取り入れています。その結果、卒業後も絵画や太鼓、マラソンなどに取り組みを続け、趣味としている事例や、「障がい者スポーツ大会」や「高等学校総合文化祭」においての入賞、九州大会や全国大会への出場など、卒業生の様々な活躍が見られるようになってきました。

今後は、児童生徒が、卒業後も趣味や特技として継続して行えるような活動を見いだすとともに、地域と協働しながら生涯にわたって学び続ける場の提供など、個々の実態に合わせて支援できるような体制づくりが必要です。

#### 課 題

- 特別支援学校における教育環境の計画的整備（新規）
- 障がいの重度・重複化、多様化に対応した専門的指導力の向上
- 特別支援学校のセンター的機能の再構築
- 早期からのキャリア教育の充実
- 特別支援学校の地域や関係機関と連携した就労支援
- 障がいのある子どもの生きがいづくり（新規）

## 第4章 施策の基本的な考え方

### 1 課題の捉え方と3つのビジョン

#### ■ 課題の捉え方

第3章で述べたように、乳幼児期における早期の気づきの重要性や学校等における支援体制の充実、専門性の向上など、それぞれの学びの場において解決すべき課題があることが分かりました。

また、就学や入学時の支援や高等学校受検時の中・高連携、就労における学校と企業との連携など、それぞれの学びの場や関係機関をつなぐ切れ目ない支援が重要であることや、保護者や県民へ向けた理解啓発については、今後も引き続き内容や方法の充実を図りながら取り組むべき課題であることが分かりました。

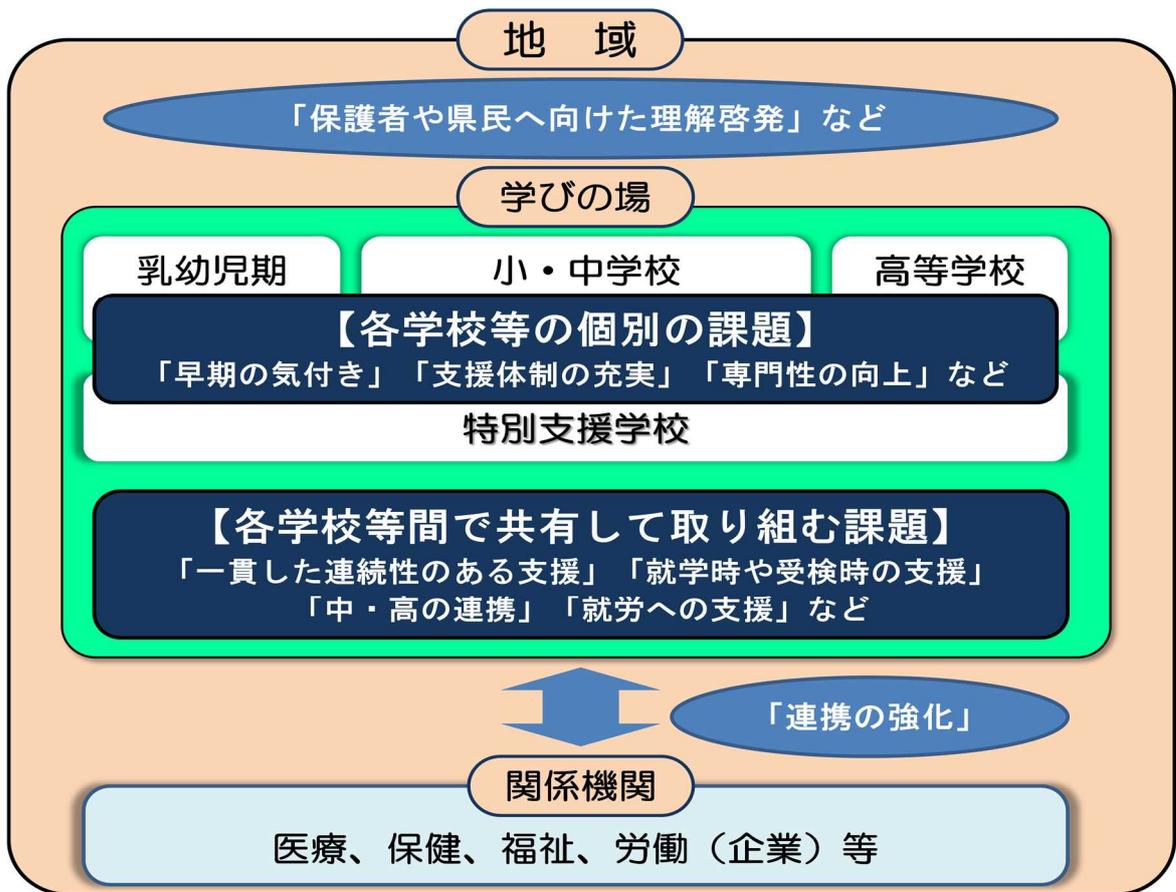


図1 課題の捉え方(イメージ)

子どもの成長は、それぞれの発達の段階や学びの場で区切られているものではありません。

障がいのある子ども一人一人の学びのニーズに応じた教育を実現するためには、乳幼児期から卒業後までの切れ目ない支援や指導者の実践的指導力の向上、また、そのための支援体制や教育環境の整備等が必要であり、さらには、共に取組を支える保護者、県民に向けての理解啓発など、総合的な視点に立った施策の実行が必要となっています。

このような視点から、引き続き、これまで取り組んできた3つのビジョン及び6つの施策の柱を継承しながら、子ども一人一人の学びのニーズに応じた質の高い教育の実現を目指し、課題解決に向けた取組を推進します。

#### ■ビジョン1 「一人一人を見守り続ける」

障がいのある子どもの教育的ニーズに応じた支援を行うため、乳幼児期の段階から、子どもの成長とともに支援をつないでいく体制を整えること

#### ■ビジョン2 「多様な学びを支える」

障がいのある子どもがそれぞれの学びの場において適切な指導と必要な支援を受けるため、地域や学校の支援体制を整え、教職員の実践的指導力や専門性を高めていくこと

#### ■ビジョン3 「社会との絆をつなぐ」

障がいのある人が積極的に地域社会に参加できる環境を整え、障がいのあるなしにかかわらずお互いを認め合う豊かな社会づくりを目指すため、障がい種に応じた適切な教育環境の整備や、県民や次の世代を担う子どもたちへの理解啓発を行うこと

3つのビジョンによる6つの施策の柱を基本的な方針を継承しながら、子ども一人一人の学びのニーズに応じた質の高い教育支援システムの構築を目指します。

〔各学校等の個別の課題〕

課 題

〔各学校等間で共有して取り組む課題〕

1 乳幼児期

- ◆関係機関と連携した教員・保育士等の研修の推進（新規）
- ◆「相談支援ファイル」及び「個別の教育支援計画」を活用した切れ目ない支援
- ◆乳幼児期からの早期支援体制の整備

2 小・中学校

- ◆教員の更なる専門性の向上
- ◆特別支援教育の専門性を支える研修・支援体制の充実
- ◆管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営の促進（新規）
- ◆個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進
- ◆心のバリアフリーの推進（新規）
- ◆関係機関と連携した支援体制の更なる充実

3 高等学校

- ◆高等学校の組織的な支援体制の整備・充実
- ◆個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進（新規）
- ◆中学校との連携の強化
- ◆高等学校における「通級による指導」の体制構築と指導の充実（新規）
- ◆高校生による心のバリアフリー活動の推進（新規）

4 特別支援学校

- ◆特別支援学校における教育環境の計画的整備（新規）
- ◆障がいの重度・重複化、多様化に対応した専門的指導力の向上
- ◆特別支援学校のセンター的機能の見直し
- ◆早期からのキャリア教育の充実
- ◆特別支援学校の地域や関係機関と連携した就労支援
- ◆障がいのある子どもの生きがいをづくり（新規）

小学校就学前から卒業後までの継続的な支援が課題



- ・乳幼児期から小学校就学までの連続性のある支援体制づくり
- ・就労先等の卒業後に向けた連携の充実 など

**一人一人を見守り続けるために切れ目なく、つながりのある支援が必要**

対象児童生徒増や障がいの多様化に対応した教員の高い専門性の確保が課題



- ・専門性を支える地域ごとの教育支援システム
- ・実践力を高める新たな研修システムの開発 など

**多様な学びを支えるための仕組みづくりが必要**

社会の変化や障がいの多様化等に対応し、安全安心な教育環境の整備や地域の障がい理解の促進が課題



- ・共生社会における地域の教育環境モデルとしての特別支援学校の整備
- ・県全域への共生社会に向けた啓発の取組 など

**社会との絆をつなぐための環境整備や理解啓発の促進が必要**

子ども一人一人の学びのニーズに応じた質の高い教育支援システムの構築

3つのビジョン

6つの施策の柱

施策の内容

■ビジョン1  
一人一人を見守り続ける

■内容  
障がいのある幼児児童生徒の夢や希望の実現に向け、ライフステージに応じた連続し一貫性のある支援を目指す。

**施策の柱1**

乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実

- (1) 乳幼児期からの早期支援体制づくり（新規）
- (2) 個別の教育支援計画等の活用による切れ目ない指導・支援の充実
- (3) 関係機関と連携した教員・保育士等の研修支援（新規）

**施策の柱2**

チャレンジの意欲を形にする自立支援

- (1) 早期からの自立支援の推進
- (2) 多様化する生徒のニーズに対応した自立支援の充実
- (3) 文化・芸術・スポーツを通じた障がいのある子どもの生きがいつくり（新規）
- (4) 地域や企業、福祉機関等との連携の充実（新規）

■ビジョン2  
多様な学びを支える

■内容  
県内のそれぞれの地域において、障がいのある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた教育の推進と、高い専門性を身に付けた人材を育成するシステムの構築を目指す。

**施策の柱3**

個性を輝かせる教育・支援システムの構築

- (1) 地域の特別支援教育を支える「エリアサポート体制」の充実
- (2) 小・中学校における校内支援体制の充実（新規）
- (3) 高等学校における校内支援体制の推進（新規）
- (4) 特別支援学校の支援体制の充実

**施策の柱4**

確かな成長と可能性を追求する専門性の育成

- (1) 教職員を対象とした研修の充実（新規）
- (2) 特別支援教育担当者の実践的指導力の向上
- (3) 特別支援学校教職員の専門的指導力の向上

■ビジョン3  
社会との絆をつなぐ

■内容  
将来において生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境の整備と、共生社会を支える県民意識の醸成の実現を目指す。

**施策の柱5**

安らぎと創造性のある教育環境の実現

- (1) 共生社会のモデルとなる安全・安心な教育環境の整備（新規）
- (2) 主体的、対話的で深い学びを支援する創造的な学習環境づくり（新規）
- (3) 障がいのある児童生徒への地域支援の充実

**施策の柱6**

県民みんなで支え合う共生社会づくりの推進

- (1) 共に支え合う意識を深める障がい理解学習の推進
- (2) 主体的に学び合う交流及び共同学習の推進（新規）
- (3) 障がい理解を広める県民への啓発・広報活動の充実

## 第5章 具体的な施策

### 施策の柱1 乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実

乳幼児期のできるだけ早い段階で子どもの障がいに気づき、適切な支援を行うことができるよう教育、医療、福祉等の関係機関が連携した支援体制づくりを目指します。

#### 施策の内容

(1) 乳幼児期からの早期支援体制づくり（新規）

小学校就学前教育・保育施設における障がいのある子どもの支援体制づくりや、関係機関が相互の連携を強化するための「相談支援ファイル」の活用の促進など、地域の早期支援体制の充実を図ります。

(2) 個別の教育支援計画等の活用による切れ目ない指導・支援の充実

小学校就学前教育・保育施設から高等学校までの切れ目ない指導・支援を実現するため、個別の教育支援計画等を活用した連携を推進します。

(3) 関係機関と連携した教員・保育士等の研修支援（新規）

教員・保育士等の専門性を高めるため、関係機関による研修への支援や、各エリアの研修において教員・保育士等を対象とした実践的な研修を行うなど、保育士等の研修の充実を図ります。

#### 展開する主な取組

○ 乳幼児期からの早期支援体制の充実（新規）

特別支援学校の幼稚部や乳幼児教育相談の実践を小学校就学前教育・保育施設に紹介する機会を設けるとともに、地域の医療・福祉等の関係機関との連携を強化した支援体制のモデルづくりを推進します。

○ 小学校就学前教育・保育施設における支援体制づくりの推進

認定こども園・幼稚園・保育所における園内支援体制の整備を支援するため、子どもの発達や障がいの特性に気付くためのチェックシートや保護者との相談の進め方、園内支援体制の在り方などをまとめた「早期支援ガイド（事例集や手引）」を作成・配布し活用を推進します。

○ 「相談支援ファイル」を活用した地域支援体制づくりの推進

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となる「相談支援ファイル」について、県内全市町村への普及、啓発を図ることにより、地域支援体制づくりを推進します。

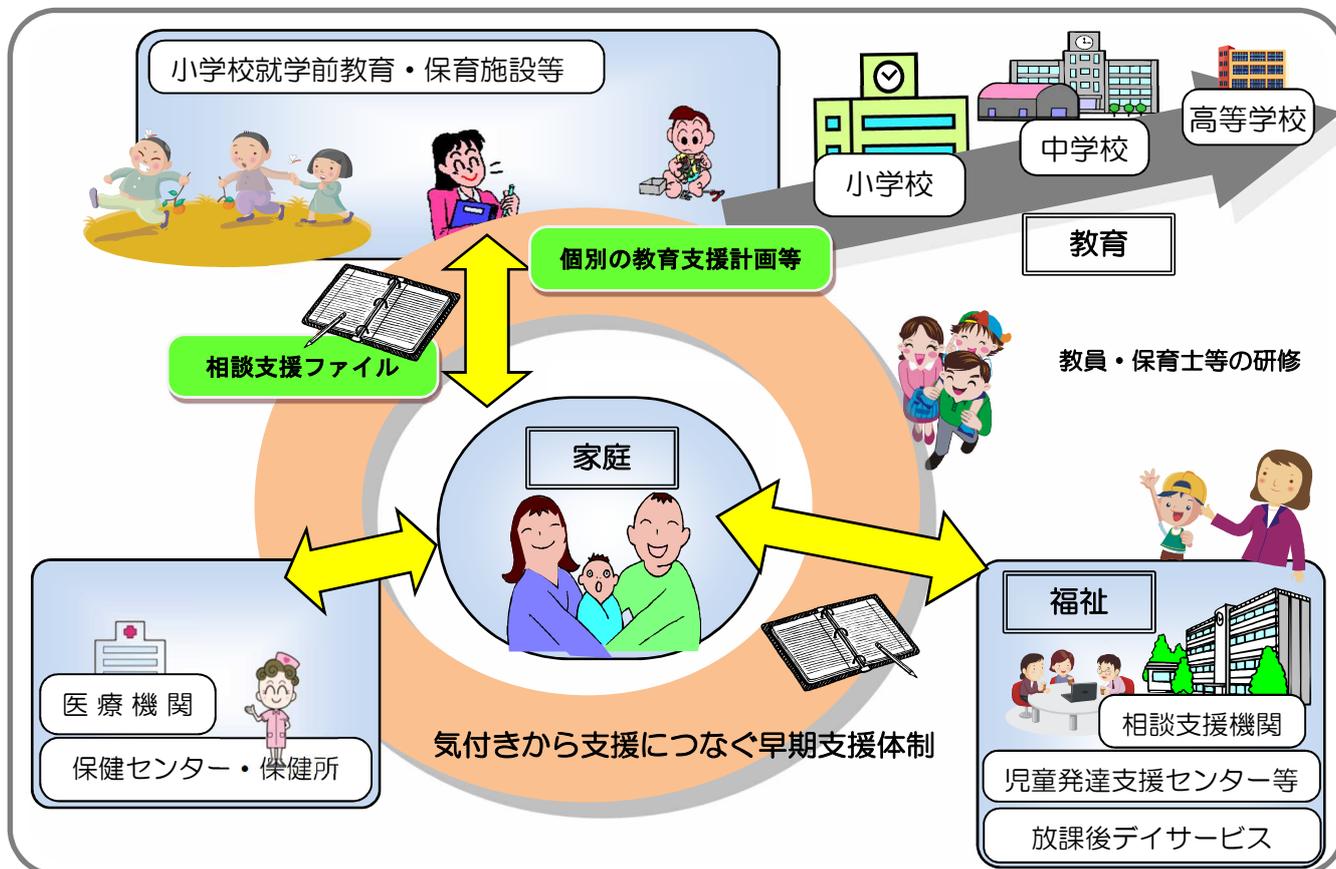
○ 個別の教育支援計画等の作成と活用の推進

小学校就学前教育・保育施設から高等学校までの切れ目ない指導・支援が受けられるよう個別の教育支援計画等に必要とされる合理的配慮の提供内容に関する記載の明確化及び活用を推進します。

○ 教員・保育士等の実践的な研修の充実（新規）

県教育委員会と関係部局の連携を強化して、小学校就学前教育・保育施設等の教員・保育士等を対象として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教材・教具の紹介や指導方法等に関する実践的な研修を特別支援学校が行うなど、教員・保育士等の専門性の向上を支援します。

【展開イメージ】 早期支援からつながり続ける広がりのある連携



## 施策の柱2 チャレンジの意欲を形にする自立支援

障がいのある子どもの可能性を大切に育みながら、教育、福祉、労働等の関係機関が連携した支援を行うことにより、将来の自立と社会参加に向けた子どもや保護者の夢や希望の実現を目指します。

### 施策の内容

#### (1) 早期からの自立支援の推進

自立に向けた基礎的な力を高めるための幼稚部から高等部までの計画的なキャリア教育を充実することにより、将来につながる自立支援を推進します。

#### (2) 多様化する生徒のニーズに対応した自立支援の充実

特別支援学校において、医療的ケアや発達障がい等を併せ有するなど、多様化する生徒のニーズに対応した自立支援の在り方について検討し、教育内容や指導方法等の充実を図ります。

#### (3) 文化・芸術・スポーツを通じた障がいのある子どもの生きがいくくり（新規）

日常生活におけるQOL（生活の質）の向上や新たな才能の開花につながる文化・芸術・スポーツ活動等の取組を推進するとともに、生涯を通して文化やスポーツに親しみ、自らの人生をより良くしていく態度を育成する取組を推進します。

#### (4) 地域や企業、福祉機関等との連携の充実（新規）

子どもの将来の社会的・職業的自立に向けて、学校と地域や企業、福祉、労働機関等との連携による支援の充実を図ります。また、子どもの自立と社会参加に向けた啓発活動を推進します。

### 展開する主な取組

#### ○ 子どもの夢や希望を育てる早期からのキャリア教育の充実

特別支援学校において、基礎的な生活スキルやICT機器を活用したスケジュール管理や外部とのコミュニケーションを図るための自立活動の指導の充実を図りながら、幼稚部または小学部から高等部までの計画的なキャリア教育の一層の充実を図り、その成果を小・中学校等での指導に生かせるよう啓発に努めます。

#### ○ 「技能検定」の拡充による職業スキルを高める指導の充実

本県が知的障がいの生徒を対象として実施している「チャレンジ検定」について、対象障がい種を広げたり、小・中学部まで年齢層を下げた評価方法を開発したり、早期から一貫した職業スキルを高める指導の充実を図ります。

- 「職業コース制」や「職業学科」の検討による多様化する生徒への対応  
 多様化する生徒への対応を図るため、「職業コース制」や「職業学科」に関する教育課程の編成について、特別支援学校を研究推進校として指定し、その成果や課題の活用に努めます。  
 また、重複障がいのある児童生徒等の自立支援の観点から、QOLの向上を目指した「ライフスキルチェック表」の研究に努めます。
- 文化・芸術・スポーツを通じた障がいのある子どもの生きがづくり（新規）  
 障がいのある子ども自らの人生をより良くしていく態度を育成するため、主体的に学んだり、文化やスポーツに親しんだりする活動を関係団体等と連携し、卒業後も学習意欲の喚起や技能の向上を図る生涯学習の機会の充実に努めます。  
 また、多くの子どもが一緒に取り組めるスポーツや芸術活動等の推進に努めます。
- 地域と連携した自立支援体制の充実（新規）  
 特別支援学校に配置している自立支援を推進する担当者と進路担当者が連携して、職場開拓等を行うとともに、定着支援や離職防止、就労支援事例のデータベース化に努めるなど、自立支援体制の充実に努めます。  
 また、特別支援学校がコミュニティ・スクール<sup>※1</sup>（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動を活用して、地域や新たな企業等との連携を図り、子どもの可能性の開発や指導・支援の工夫につなげるなど支援の研究に努めます。

※1 コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の方が共に知恵を出し合い、学校経営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み

【展開イメージ】学校と地域コミュニティで支えるチャレンジの意欲



## 施策の柱3 個性を輝かせる教育・支援システムの充実

各地域において各学校等の取組を支援し、小学校就学前から高等学校卒業までの切れ目のない支援を行う支援システムの充実を図ります。

### 施策の内容

- (1) **地域の特別支援教育を支える「エリアサポート体制」の充実**  
県内どの地域においても子ども一人一人の多様な学びを支援でき、小学校就学前から高等学校卒業までの切れ目のない支援ができるエリアサポート体制の更なる充実を図ります。
- (2) **小・中学校における校内支援体制の充実（新規）**  
障がいのある子どもの能力や特性等にに応じた指導・支援を一層推進するために、小・中学校における校内支援体制の充実を図ります。
- (3) **高等学校における校内支援体制の推進（新規）**  
中・高連携の体制整備や、発達障がいのある生徒等への適切な支援の充実など、高等学校における校内支援体制の構築を推進します。
- (4) **特別支援学校の支援体制の充実**  
近年の在籍児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、外部専門家との連携の強化など、特別支援学校における指導の専門性を高めるための支援体制の充実を図ります。

### 展開する主な取組

- **地域の特別支援教育を支える「エリアサポート体制」の充実**  
エリアコーディネーター等を中心とした通常の学級への支援を通して、各学校が特別支援教育に関する課題を解決できるようになるための支援の充実を図ります。  
一方で、特別支援学校による小・中・高等学校への支援は、情報提供や研修支援を中心とした後方支援への転換を図ります。
- **小・中学校における校内支援体制の一層の充実（新規）**  
特別支援学級に在籍している、又は、通級による指導を受けている全ての児童生徒の個別の教育支援計画等の活用を推進します。  
また、専門家や関係機関等と連携を図りながら、特別支援教育の視点を生かした学校経営を行うことができる体制を構築し、学校が抱える課題を解決する段階的な校内支援体制を確立します。

○ 中・高連携による進学支援体制の強化

高等学校受検時や入学後に必要な合理的配慮が提供されるよう、中学校や特別支援学校中学部と高等学校間の円滑かつ適切な引継ぎによる進学支援体制の構築を推進します。

○ 高等学校における発達障がい等に対応した支援体制の充実（新規）

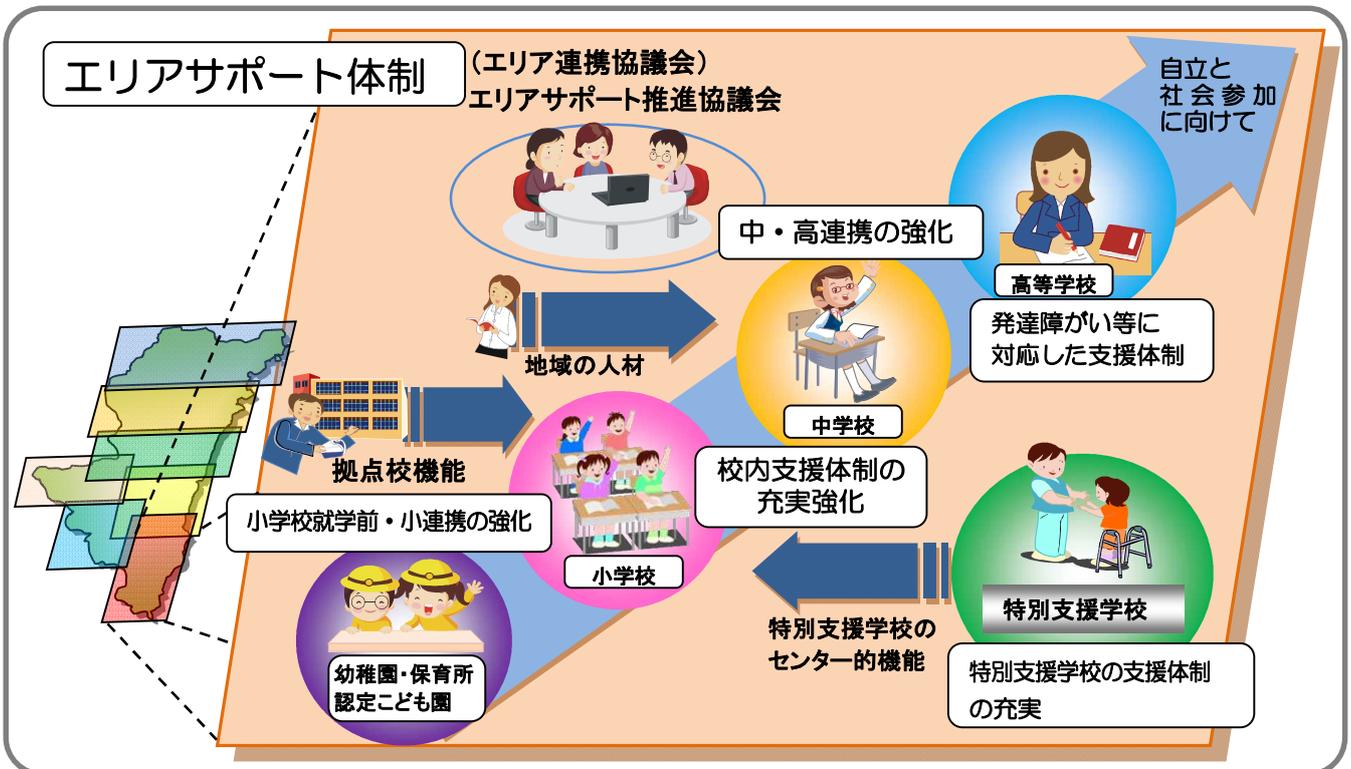
発達障がい等のある生徒が抱える様々な困難を支援するため、高等学校拠点校における「通級による指導」を生かす校内体制の構築や担当者の専門性向上を図ります。

また、拠点校による周囲の学校等への啓発を通して、高等学校における特別支援教育の推進を図ります。

○ 外部専門家等の活用による特別支援学校の支援体制の充実

医療機関の専門家と教職員とが連携する医教連携や、大学等の関係機関の専門家と教職員とが連携して指導を行えるようにするなど、特別支援学校における支援体制の充実を図ります。

【展開イメージ】多様な学びを支え、個性を輝かせる教育・支援システムの充実



## 施策の柱4 確かな成長と可能性を追求する専門性の育成

障がいのある子どもの確かな成長を支え、共生社会で豊かに生きる力を育てるために、指導・支援を行う教職員の研修体制を整備・充実し、各学校における実践的な指導力や高い専門性の向上を目指します。

### 施策の内容

#### (1) 教職員を対象とした研修の充実（新規）

小・中・高等学校等の特別支援教育をより一層推進するため、管理職をはじめとする通常の学級の担当者を対象とした基本的な研修の充実を図ります。

#### (2) 特別支援教育担当者の実践的指導力の向上

障がいのある子どもの確かな成長を支援するため、特別支援学級や通級による指導担当者を対象とした研修システムや、地域の専門家による指導・助言等を通して、実践的指導力の向上を図ります。

#### (3) 特別支援学校教職員の専門的指導力の向上

特別支援学校教職員に求められるより高度な専門性に対応するため、医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進し、専門的指導力の向上に努めます。

### 展開する主な取組

#### ○ 管理職及び教員の研修の充実

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営や一人一人の子どもに配慮した教育環境を整備するための管理職研修、学習指導要領の改訂による、特別支援学級の教育課程や教科別の指導等、通常の学級の担当者等が有すべき知識、指導等に関する研修など、学校全体の特別支援教育を、更に推進するための研修の充実を図ります。

#### ○ 発達障がい等に対応した支援の充実（新規）

各研究機関が行う研修会等へ参加した教員による研修内容の周知など、特性に応じた効果的な指導や支援に関する情報の周知を積極的に図りながら、教員の資質向上と教育実践の深化を図ります。

また、エリアサポート推進担当者による個別の教育支援計画等の作成・活用、学級経営等の通常の学級を担当する教員への支援の充実を図ります。

○ 教職員の知識や技能に応じた研修システムの開発

特別支援学級や通級による指導の担当者、特別支援教育コーディネーターや特別支援学校の教職員が、必要な知識や技能について自己評価し、その結果を基に必要な研修が県教育研修センターや特別支援学校等で受けられる新たな研修システムの開発を目指します。

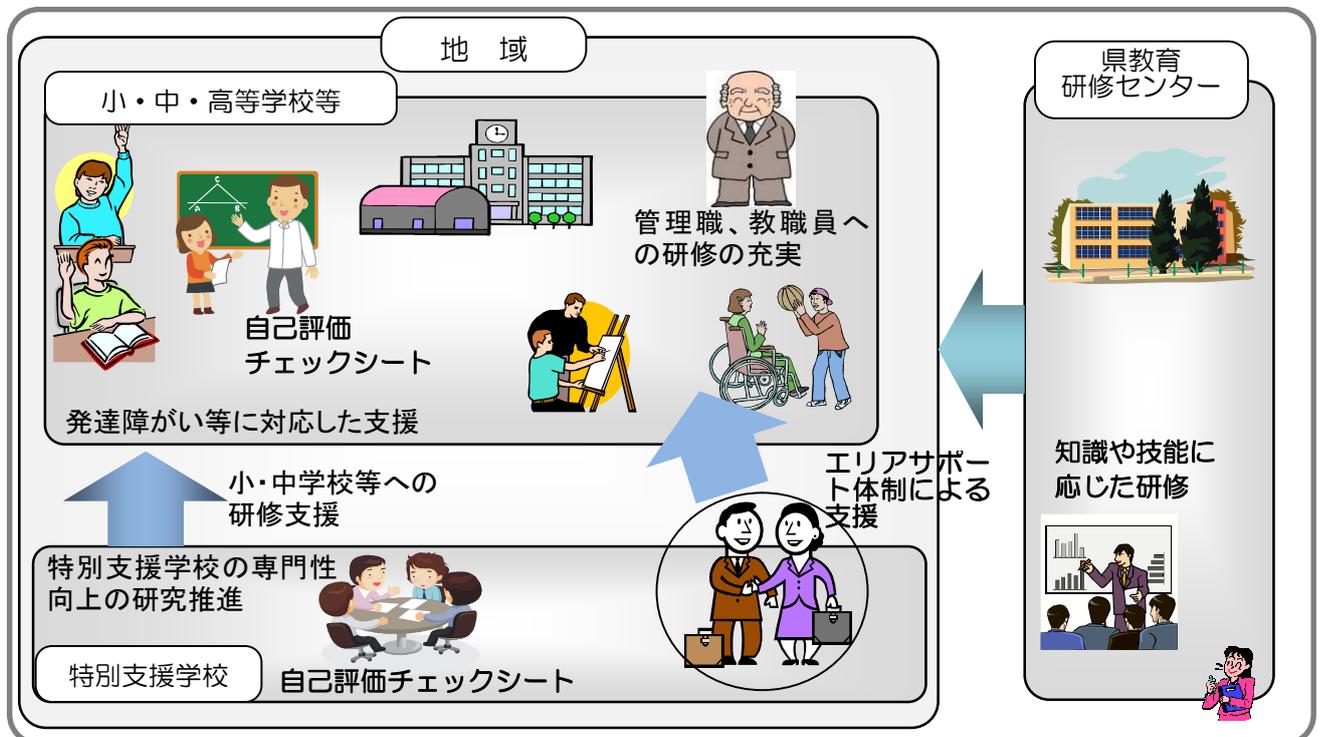
○ 特別支援学級等への支援の充実

特別支援学校が特別支援学級や通級による指導担当者を対象とした授業公開や事例研究等を行うなど、特別支援学校のセンター的機能を生かした支援の充実を図ります。

○ 特別支援学校の専門性を高めるための研究の推進

発達障がいや医療的な支援が必要な児童生徒等の多様な障がいに対応するための専門的な知識・技能について、テーマ別に特別支援学校を研究推進校として指定し、専門的な指導法や指導技術について研究を深め、相互にその成果の普及と活用に努めます。

【展開イメージ】 子どもの確かな成長を支える専門性の育成



## 施策の柱5 安らぎと創造性のある教育環境の実現

障がいのある子どもが安全に安心して、また意欲的に学ぶことができるよう教育体制や学習環境の整備に努めるとともに、特別支援学校をはじめとする各学校が共生社会を推進するための教育環境のモデルとなることを目指します。

## 施策の内容

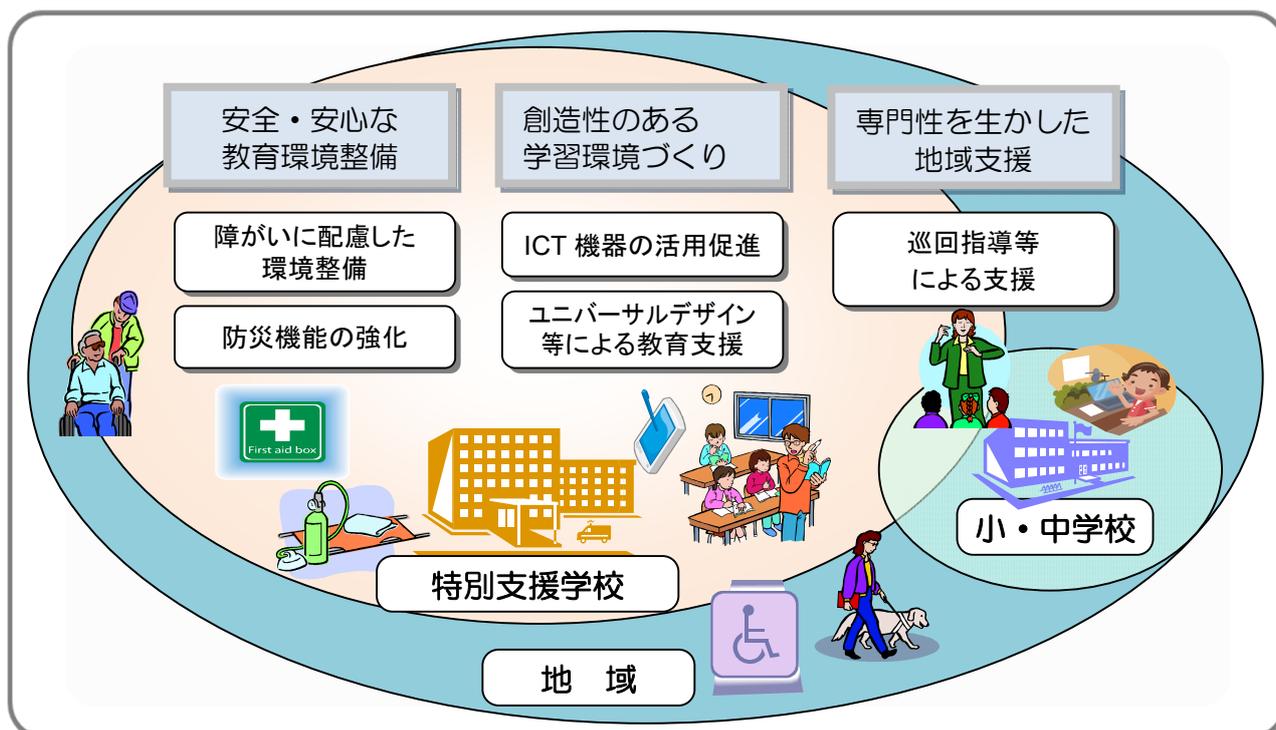
- (1) 共生社会のモデルとなる安全・安心な教育環境の整備（新規）  
障がいのある子どもの特性等に応じて、安全に安心して学ぶことができるよう教室不足への対応や防災機能の強化など、特別支援学校の教育環境整備に努めます。
- (2) 主体的、対話的で深い学びを支援する創造的な学習環境づくり（新規）  
障がいの状態、特性等に応じたICT機器の活用や授業のユニバーサル・デザイン化を推進し、より一層、主体的、対話的で深い学びができるよう学習環境を整備します。
- (3) 障がいのある児童生徒への地域支援の充実  
小・中学校等に在籍する視覚、聴覚、肢体不自由、病弱者である児童生徒に対する巡回指導等を行えるよう支援体制の構築を図ります。

## 展開する主な取組

- 障がいに配慮した教育環境の計画的な整備（新規） ※ 35 ページ参照  
障がいのある子どもが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、教室不足への対応やスクールバスの整備、医療的ケアの充実など特別支援学校の課題に対応した環境整備に努めます。  
また、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指して、全県的な視点から、高等部教育の改善と教育環境の充実に向けた整備に努めます。
- 防災機能の強化  
特別支援学校において、津波等による災害発生時に対応できるよう、障がいのある人の避難所としての機能充実や災害避難体制を強化するための整備の推進など、防災機能の強化に一層努めます。

- 主体的・対話的で深い学びを支援するICT機器を活用した学習環境の整備（新規）特別支援学校において、障がいの状態や特性に応じて主体的に情報を活用できるよう、デジタル教科書やタブレット型端末等のICT機器の計画的な導入に努めます。  
また、がん等の疾病により長期入院している児童生徒や、特別支援学校における集団での学習等の機会を確保するため、双方向による授業を可能とする学習環境の整備に努めます。
  
- 校内表示や授業のユニバーサル・デザイン化等による教育環境づくり  
障がいのあるなしにかかわらず、校内の各施設等の名称や機能を誰にでも分かり易くするための絵や記号等を用いた表示の在り方や、板書の改善、資料の図式化などによる授業のユニバーサル・デザイン化等について、小・中学校や高等学校等における教育環境の研究を推進します。  
また、その研究成果を事例集としてまとめ、共生社会に向けた小・中学校等の教育環境の整備に活用できるようにします。
  
- 巡回指導等による地域支援の充実  
小・中学校等に在籍する視覚、聴覚、肢体不自由、病弱者である児童生徒に対して、通級による指導の担当者や特別支援学校のコーディネーター等による巡回指導体制を整備し、支援の充実を図ります。

【展開イメージ】安らぎと学ぶ意欲にあふれた地域のモデルとなる教育環境



## 施策の柱6 県民みんなで支え合う共生社会の推進

保護者や県民を対象とした共生社会へ向けた理解啓発の一層の推進や、学校における障がい理解学習の推進を通して、障がいのあるなしにかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会づくりを目指します。

### 施策の内容

- (1) 共に支え合う意識を深める障がい理解学習の推進  
障がいについて正しく理解し、共に認め合い支え合っていく態度を育てるため、小学校の低学年から発達の段階に応じた計画的な障がい理解学習を推進します。
- (2) 主体的に学び合う交流及び共同学習の推進（新規）  
「心のバリアフリー」についての啓発を進めるとともに、子どもが主体となり計画する交流及び共同学習をより一層推進するとともに、地域とのつながりがもてる居住地校交流の充実を図ります。
- (3) 障がい理解を広める県民への啓発・広報活動の充実  
障がいについてより多くの人に知ってもらうため、障がいのある子どもの活動や作品等について情報発信するなど、多様な方法や場を工夫した県民への積極的な理解啓発・広報活動の充実を図ります。

### 展開する主な取組

- 共に育つための早期からの障がい理解学習の推進  
小学校の低学年から高等学校までの発達の段階に応じて、共に支え合う意識を深めていくため、道徳科や総合的な学習の時間及び高等学校における総合的な探求の時間等において障がい理解学習を行うなど、計画的な理解啓発の推進に努めます。
- 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進（新規）  
小・中・高等学校等と特別支援学校との交流及び共同学習において、児童生徒が交流の内容を考え、進行や運営を行うなど、子どもが主体となる活動を推進します。  
また、特別支援学校に在籍する児童生徒が地域とつながりがもてるよう、居住地域にある小・中学校に交流籍を置く取組についての研究を推進します。

○ 障がい理解のための啓発・広報活動の推進

特別支援学校の行事や部活動等の取組をあらゆる機会を通じて紹介することで、学校や障がいについての理解啓発の場づくりに努めます。

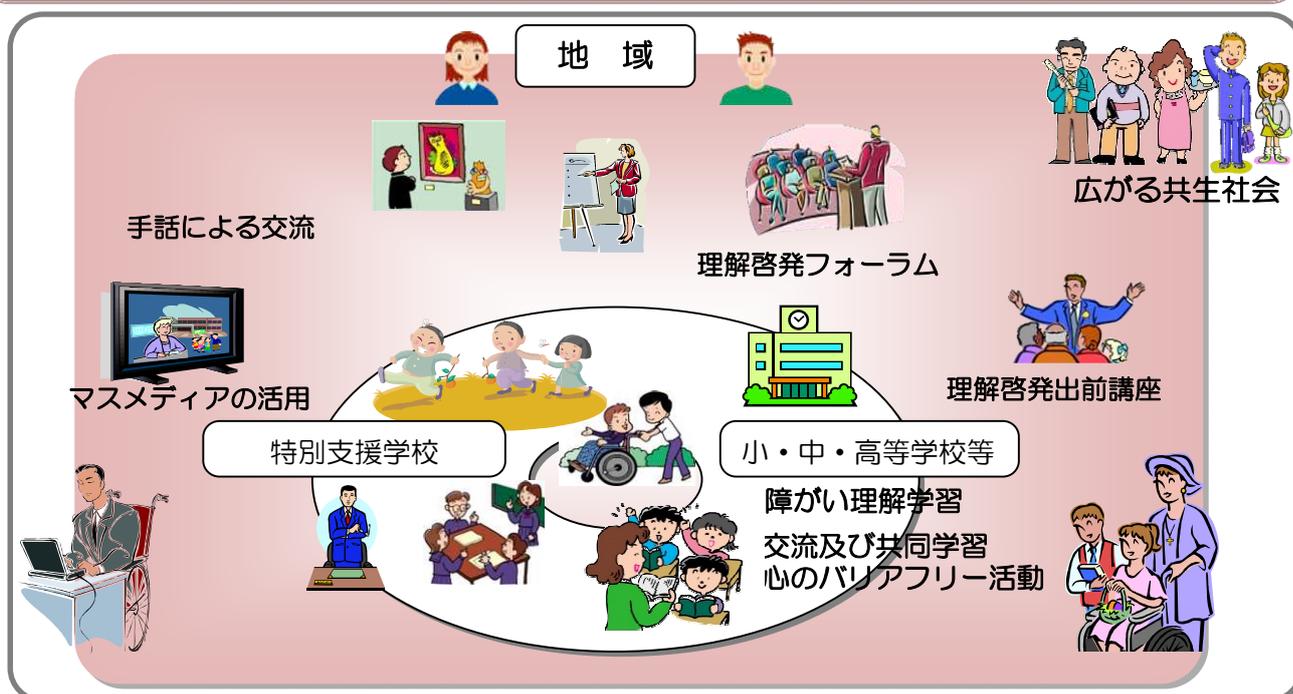
また、マスメディアや広報紙、インターネット等を活用し、県内全域に学校や地域での理解啓発活動の様子を発信するなど、県民への積極的な広報活動に努めます。

○ 心のバリアフリー活動の推進（新規）

高校生による特別支援学校や障がい者施設等を対象とした、スポーツ用具の製作や植物や果物を用いた交流など、障がいのない生徒による主体的な活動を推進します。

また、その様子を広報したり、多くの県民に対して経験したことや学んだことを発表したりすることで、県民の「心のバリアフリー」の理解啓発に努めます。

【展開イメージ】 学校から広がる共生社会の推進



## 第6章 プランの実現に向けて

本プランの実現に向けたこれまでの取組と見直し後（平成34年度まで）の取組項目

3つのビジョン	6つの施策の柱	これまでの取組（平成25年度から平成29年度まで）
一人一人を見守り続ける	1 乳幼児期からの育ちを支える広がりのある連携の充実	1 幼稚園等における支援体制づくりの推進 2 「相談支援ファイル」を活用した地域支援体制づくりの推進 3 「個別の支援計画」の作成と活用の推進 4 早期からの障がい理解促進のための「次世代ペアレント授業」の実施
	2 チャレンジの意欲を形にする自立支援	1 子どもの夢や希望を育てる早期からのキャリア教育の推進 2 「技能検定」の導入による職業スキルを高める指導の充実 3 「職業コース制」やICT機器の導入等による高等部生徒の多様化への対応 4 文化・芸術・スポーツ活動の推進 5 地域と連携した自立支援体制の充実
多様な学びを支える	3 個性を輝かせる教育・支援システムの構築	1 地域の特別支援教育を支える「エリアサポート体制」の構築 2 小・中学校における校内支援体制の一層の充実 3 中・高連携による進学支援体制の強化 4 高等学校における発達障がい等に対応した支援体制の充実 5 理学療法士等の活用による特別支援学校の支援体制の充実 6 障がいの多様化等に対応した特別支援学校の整備の在り方の検討
	4 確かな成長と可能性を追求する専門性の育成	1 特別支援教育推進のための管理職及び教員の基本研修の充実 2 発達障がい等に対応した支援の充実 3 教職員の知識や技能に応じた研修システムの開発 4 「エリアサポートチーム」による特別支援学級等の支援の充実 5 特別支援学校の専門性を高めるための研究の推進
社会との絆をつなぐ	5 安らぎと創造性のある教育環境の実現	1 障がいに配慮した教育環境の計画的な整備 2 防災機能の強化 3 主体的な活動を支援するICT機器を活用した学習環境の整備 4 校内表示や授業のユニバーサルデザイン化等による教育環境づくり 5 巡回指導等による視覚障がい・聴覚障がいの地域支援の充実
	6 県民みんなで支え合う共生社会の推進	1 「共に生きるまちづくりギャラリー」等による啓発・広報活動の推進 2 様々な機会を生かした障がい理解啓発活動の推進 3 共に育つための早期からの障がい理解学習の推進 4 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進

を以下に整理しました。

見直し後の取組（平成 30 年度から平成 34 年度まで）	
1	乳幼児期からの早期支援体制の充実
2	小学校就学前教育・保育施設における支援体制づくりの推進
3	「相談支援ファイル」を活用した地域支援体制づくりの推進
4	個別の教育支援計画等の作成と活用の推進（新規）
5	教員・保育士等の実践的な研修の充実（新規）
1	子どもの夢や希望を育てる早期からのキャリア教育の充実
2	「技能検定」の拡充による職業スキルを高める指導の充実
3	「職業コース制」や「職業学科」の検討による多様化する生徒への対応
4	文化・芸術・スポーツを通じた障がいのある子どもの生きがいづくり（新規）
5	地域と連携した自立支援体制の充実（新規）
1	地域の特別支援教育を支える「エリアサポート体制」の充実
2	小・中学校における校内支援体制の一層の充実（新規）
3	中・高連携による進学支援体制の強化
4	高等学校における発達障がい等に対応した支援体制の充実（新規）
5	外部専門家等の活用による特別支援学校の支援体制の充実
1	管理職及び教員の研修の充実
2	発達障がい等に対応した支援の充実（新規）
3	教職員の知識や技能に応じた研修システムの開発
4	特別支援学級等への支援の充実
5	特別支援学校の専門性を高めるための研究の推進
1	障がいに配慮した教育環境の計画的な整備（新規）
2	防災機能の強化
3	主体的な活動を支援するICT機器を活用した学習環境の整備（新規）
4	校内表示や授業のユニバーサルデザイン化等による教育環境づくり
5	巡回指導等による地域支援の充実
1	共に育つための早期からの障がい理解学習の推進
2	地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進（新規）
3	障がい理解のための啓発・広報活動の推進
4	心のバリアフリー活動の推進（新規）

新プラン  
の作成

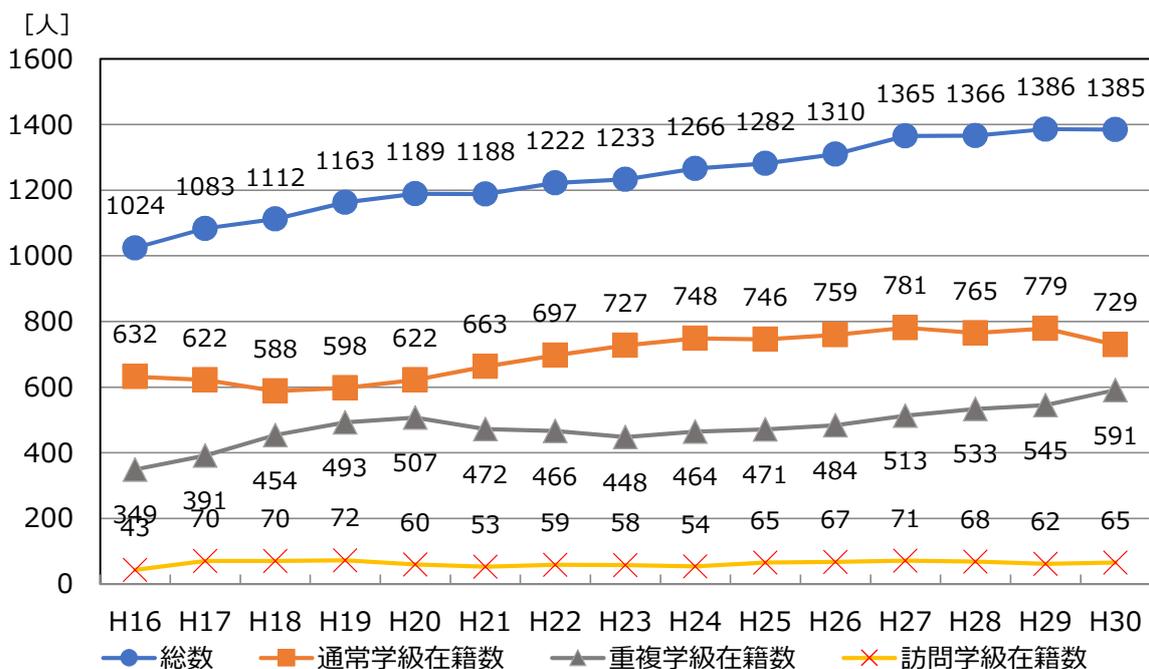
国の動向や教育環境の変化、施策の進捗状況を把握し、新たなプランを策定します。

共生社会における障がいのある子どもの自立と社会参加の実現

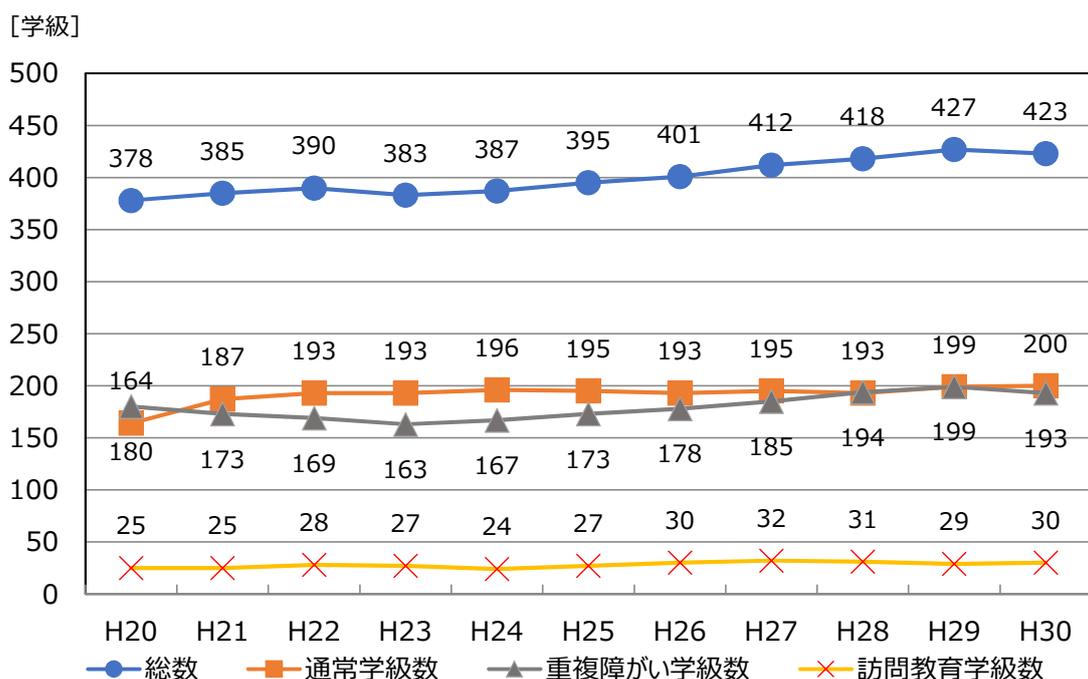
# 資料Ⅰ 宮崎県特別支援教育関係資料

## 1 特別支援学校関係

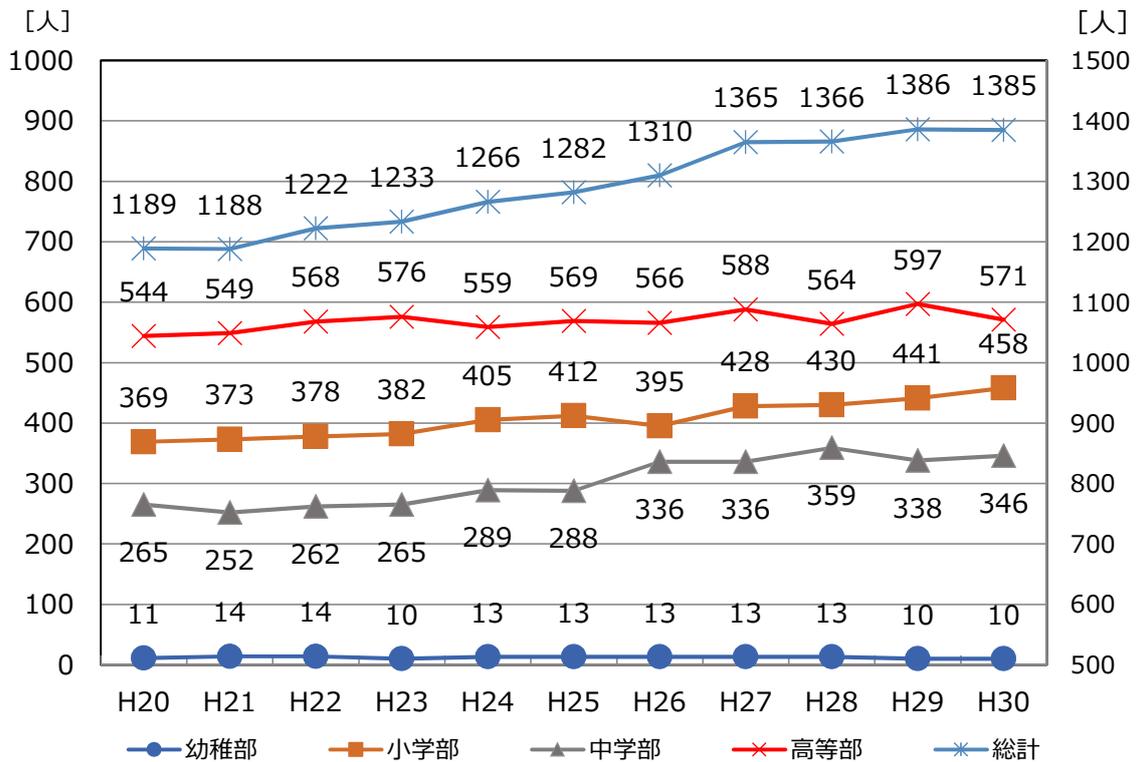
### (1) 幼児児童生徒数の推移（学部別）



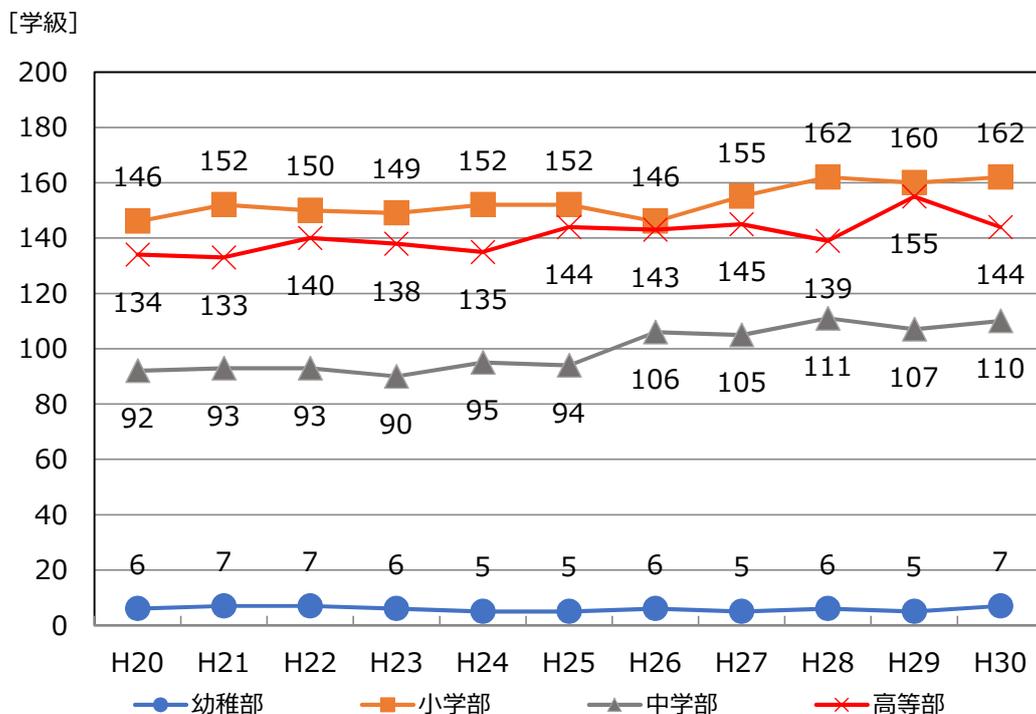
### (2) 学級数の推移



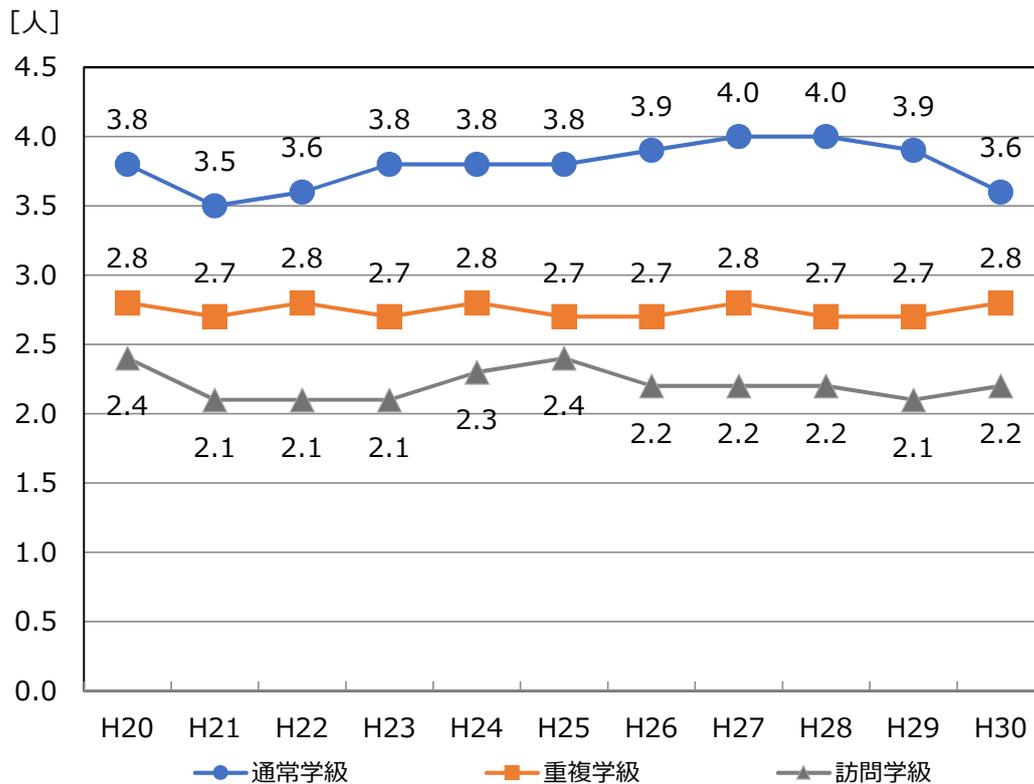
(3) 幼児児童生徒数の推移 (学部別)



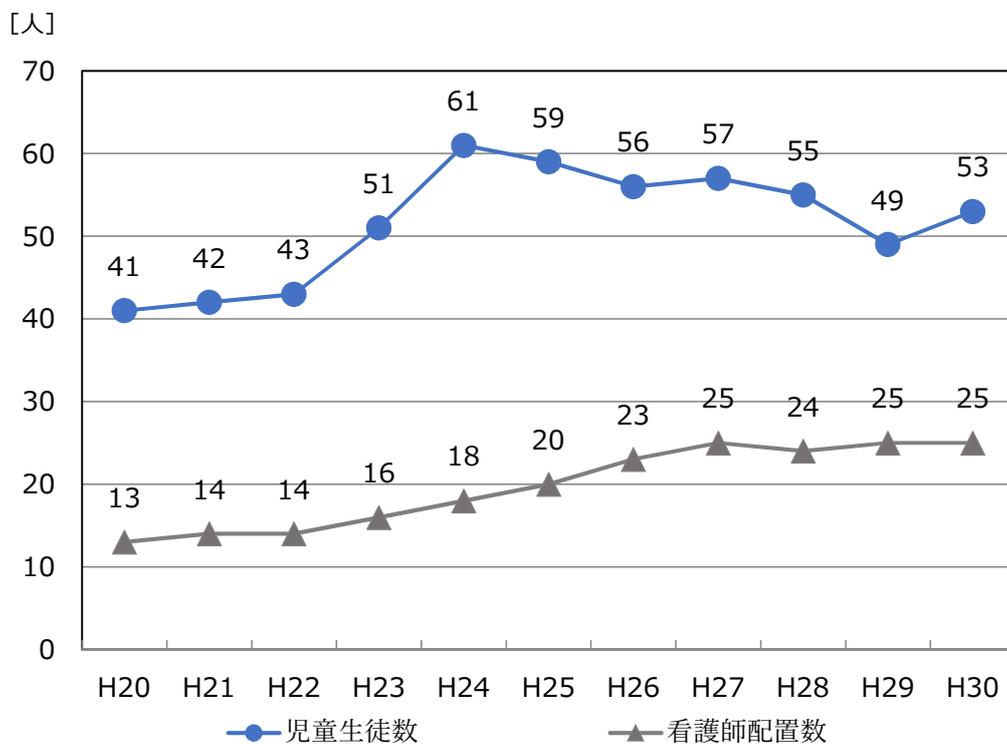
(4) 学級数の推移 (学部別)



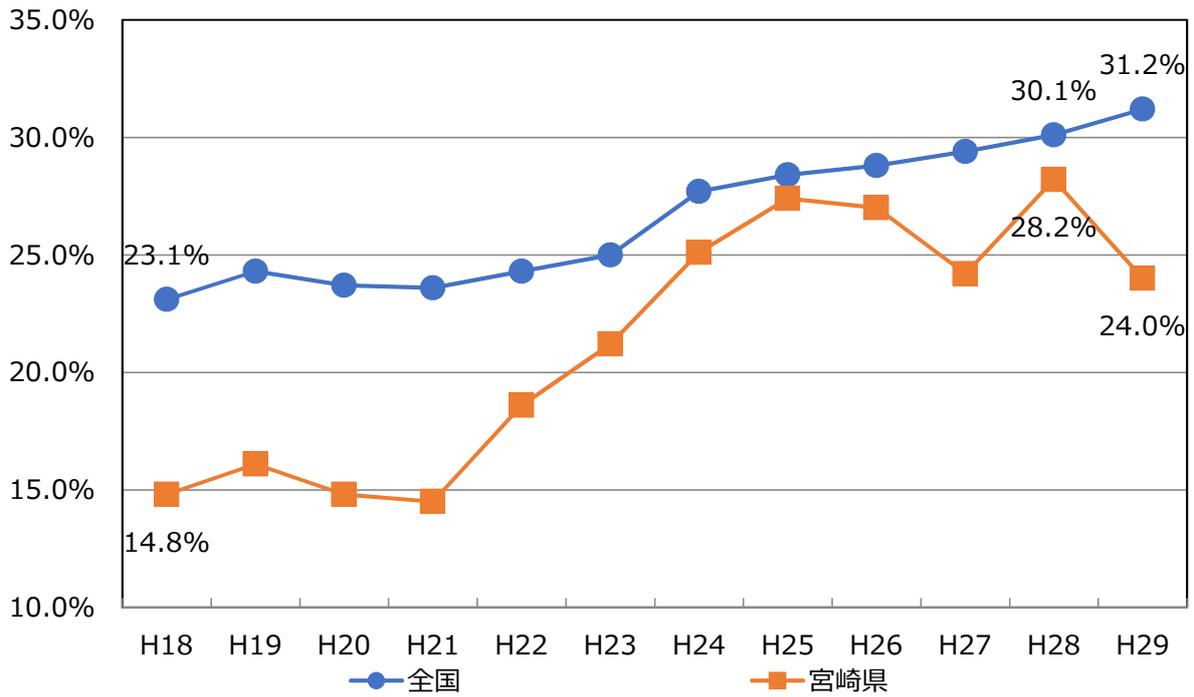
## (5) 1学級当たりの平均在籍者数の推移



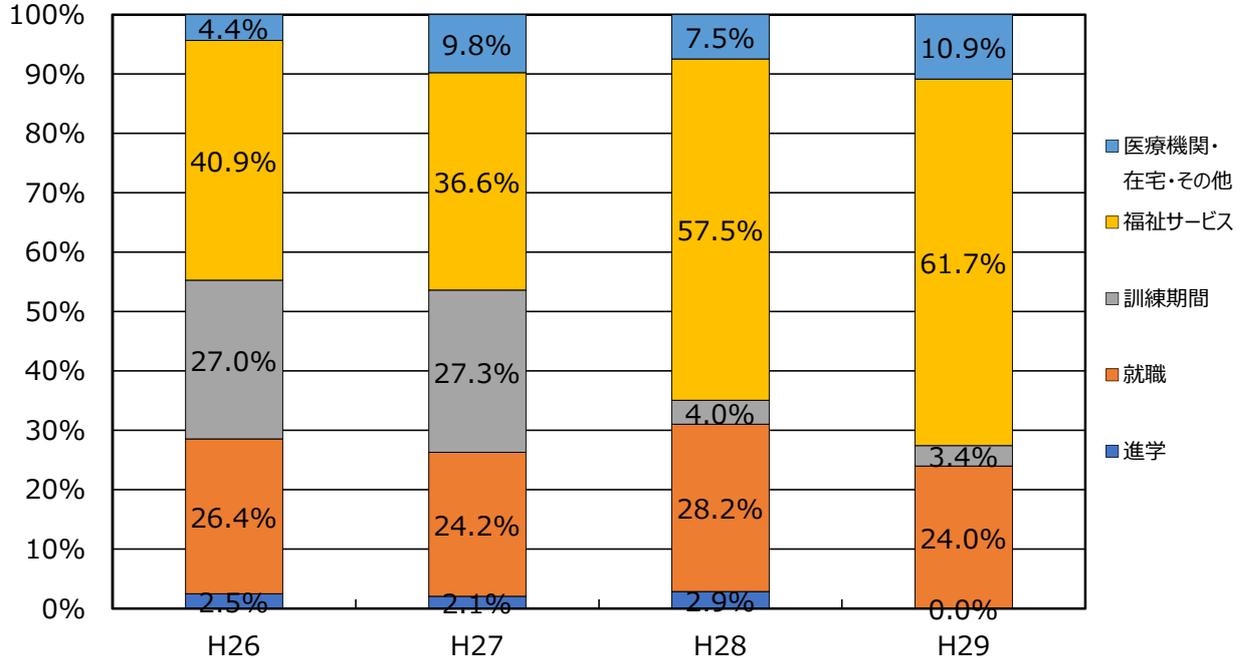
## (6) 医療的ケア対象児童生徒数及び看護師配置数の推移



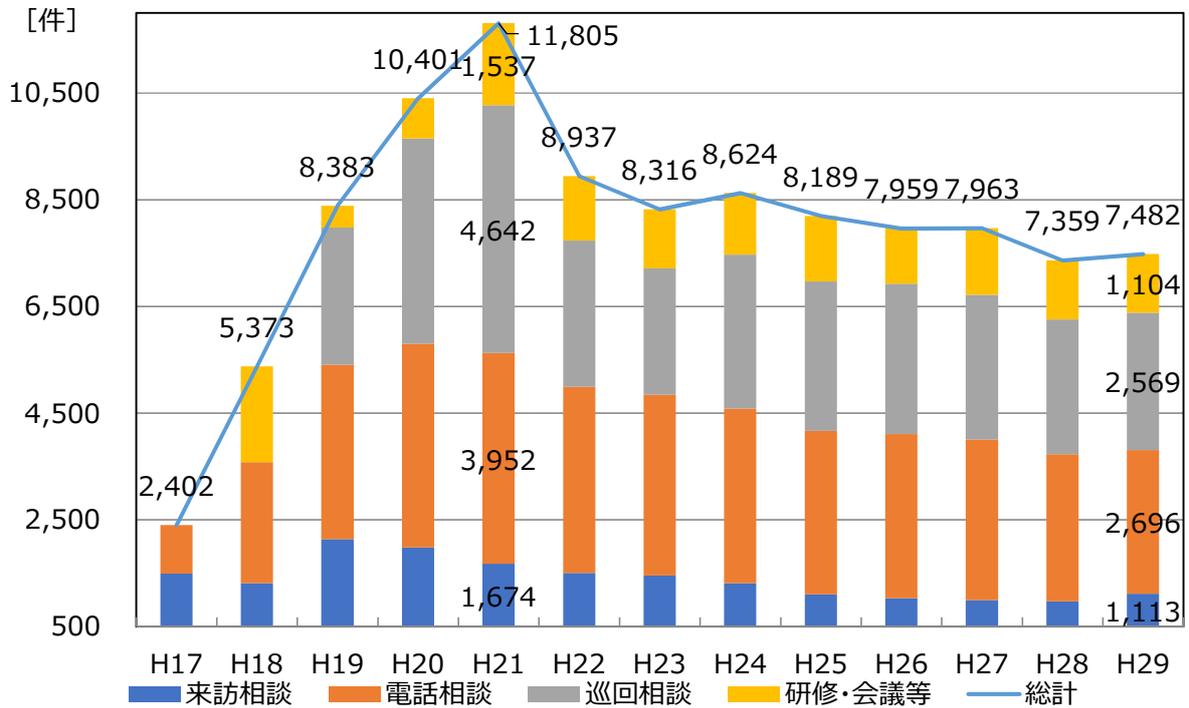
(7) 高等部卒業生の就職率



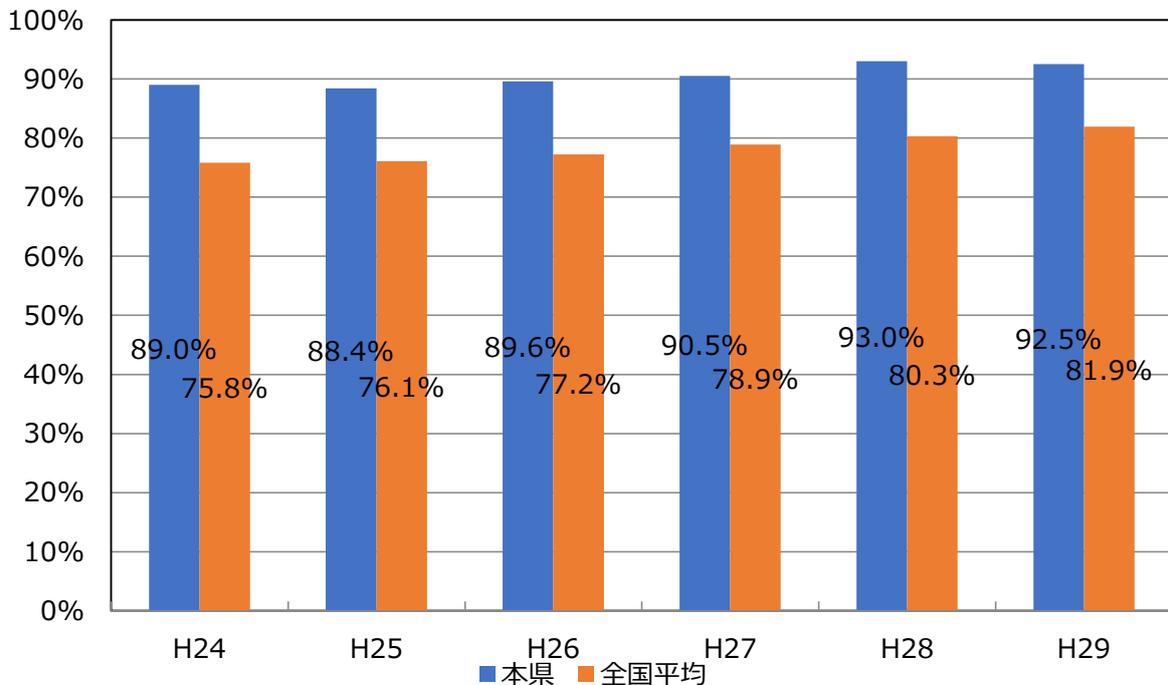
(8) 高等部卒業生の進路状況



## (9) 特別支援学校への教育相談件数の推移（延べ件数）



## (10) 特別支援学校の教員の免許保有率



## (11) スクールバス整備状況

設置校	設置年月	運行形態等
明星視覚支援学校	昭和41年4月	県有1台
日南くろしお支援学校	昭和56年10月 平成29年4月	委託2台
みやざき中央支援学校	平成10年4月	委託2台
みなみのかぜ支援学校	平成15年4月 平成29年4月	委託2台
都城きりしま支援学校	平成17年9月	県有2台
都城きりしま支援学校小林校	平成17年6月	委託2台
清武せいりゅう支援学校	平成18年9月	県有3台
延岡しろやま支援学校	平成24年4月	県有2台 委託2台
合 計		県有8台 委託10台

## (12) 交流及び共同学習の状況（平成30年度）

交流の形態	特別支援学校実施校数	交流相手校数
学校間交流 <sup>(※1)</sup>	13校	4園・51校

※ 特別支援学校の幼児児童生徒が、地域の小中学校等との間で行う交流及び共同学習のこと。

※ 平成30年度からは、「みやざき心のバリアフリー推進事業」として実施

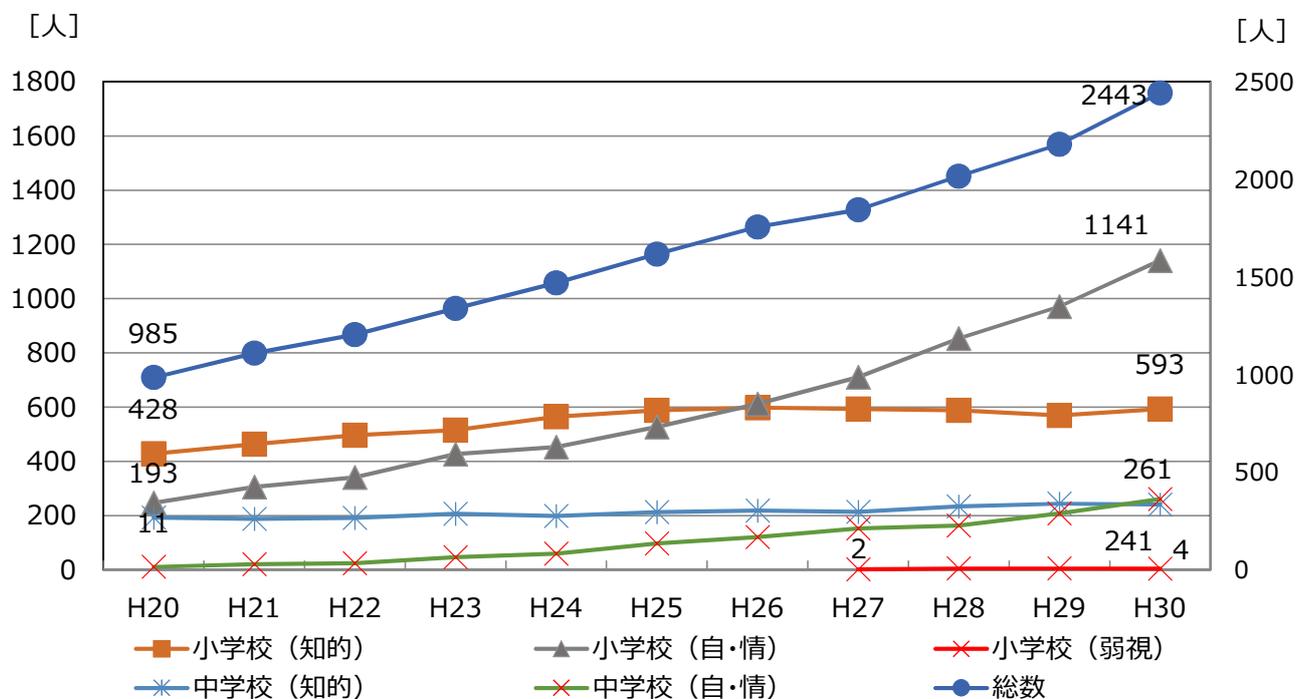
## (13) 部活動等の状況（平成30年度）

	形態	実施校数	種目数	備考
1	部活動	4	10	陸上、野球、バスケットボール、 バドミントン、野球、音楽、縫製
2	同好会	5	13	スポーツ、ウォーキング、美術、手芸、リコー ダー、フライングディスク、卓球、音楽、 アート、バドミントン、パソコン、陸上

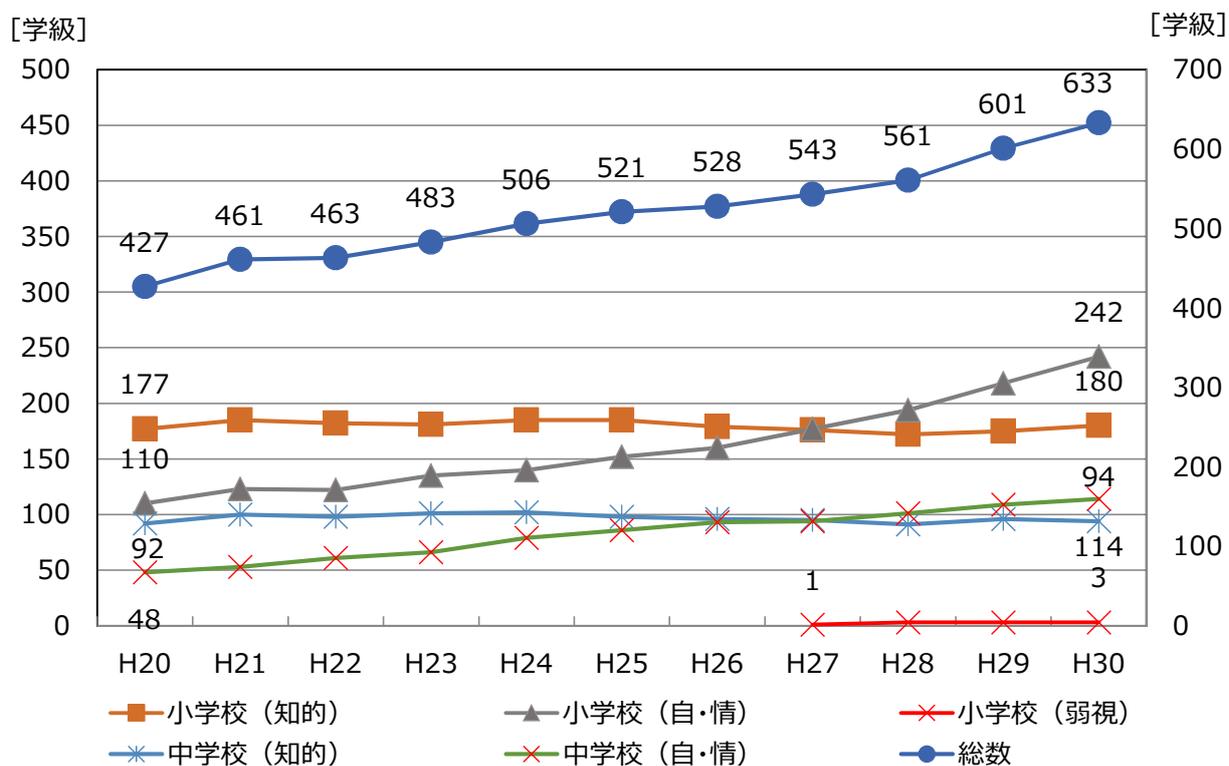
## 2

## 特別支援学級・通級指導教室関係

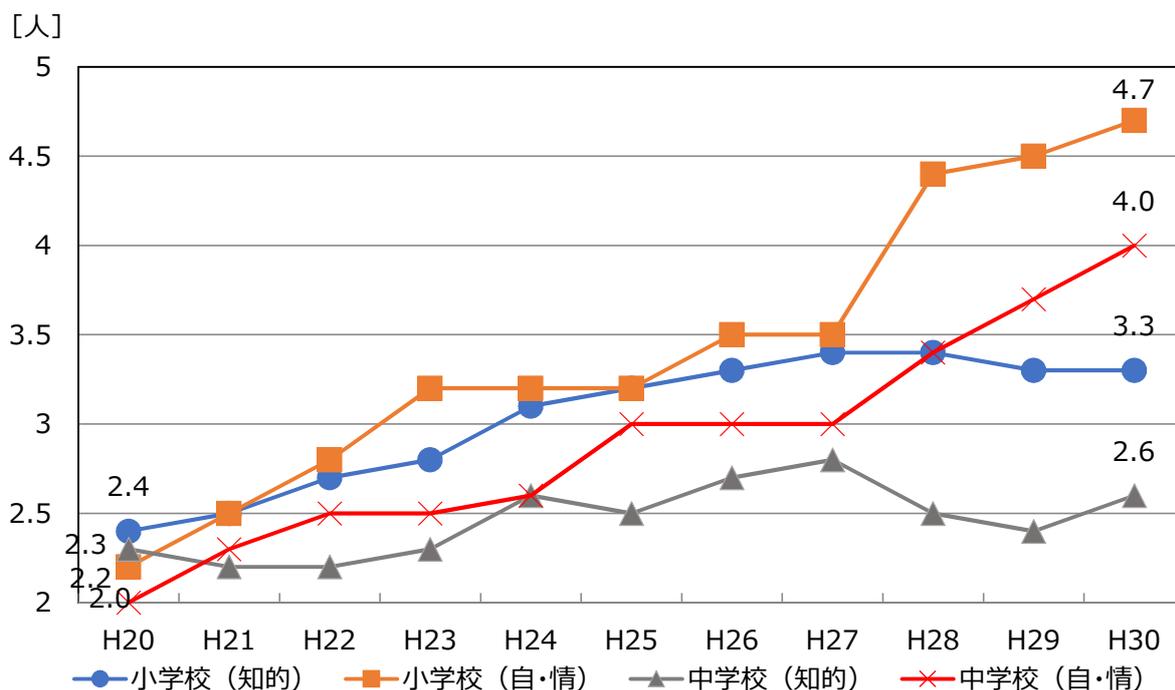
## (1) 特別支援学級の児童生徒数の推移



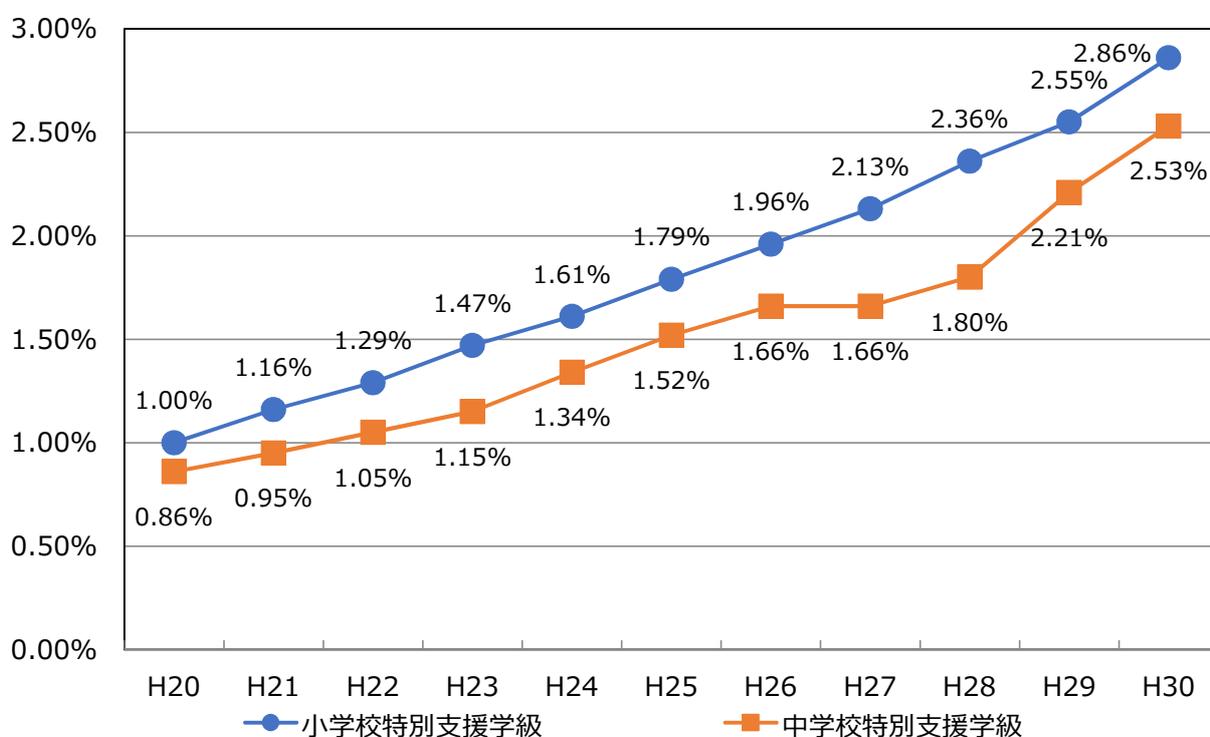
## (2) 特別支援学級の設置学級数の推移



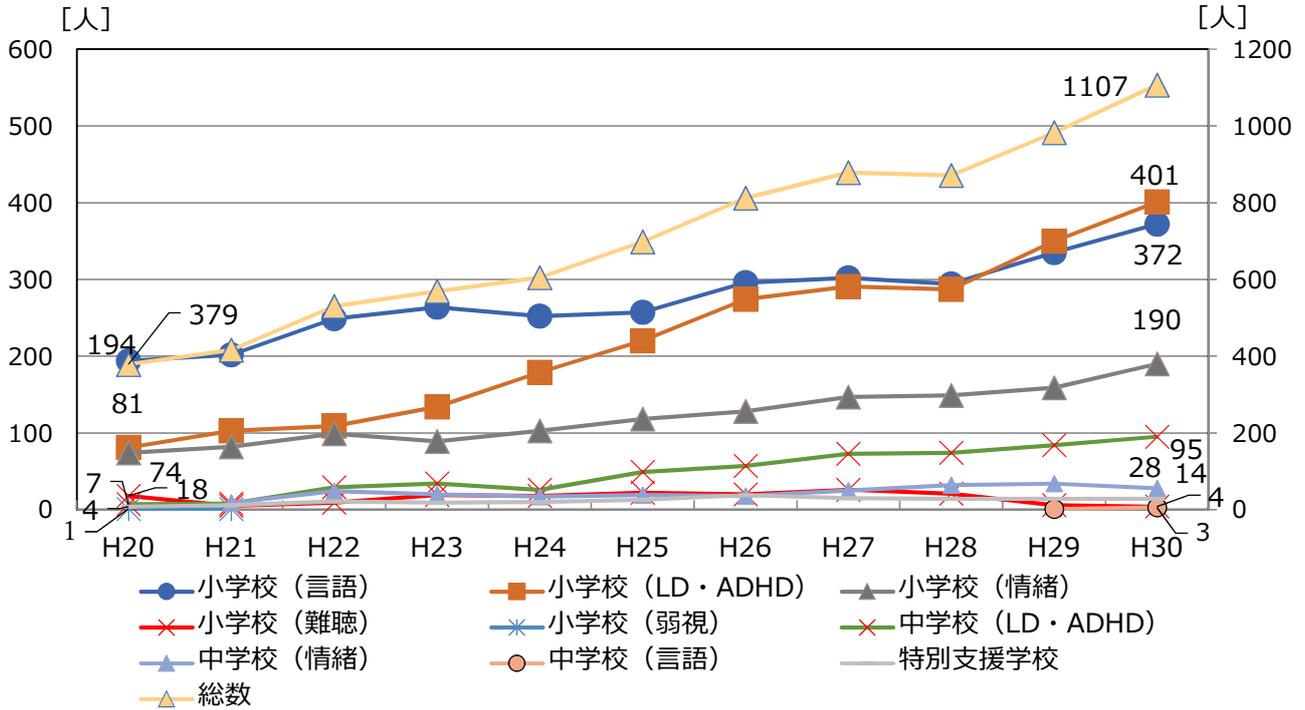
## (3) 特別支援学級の一学級当たりの平均在籍者数



## (4) 小・中学校全体の児童生徒数に占める特別支援学級児童生徒数の割合

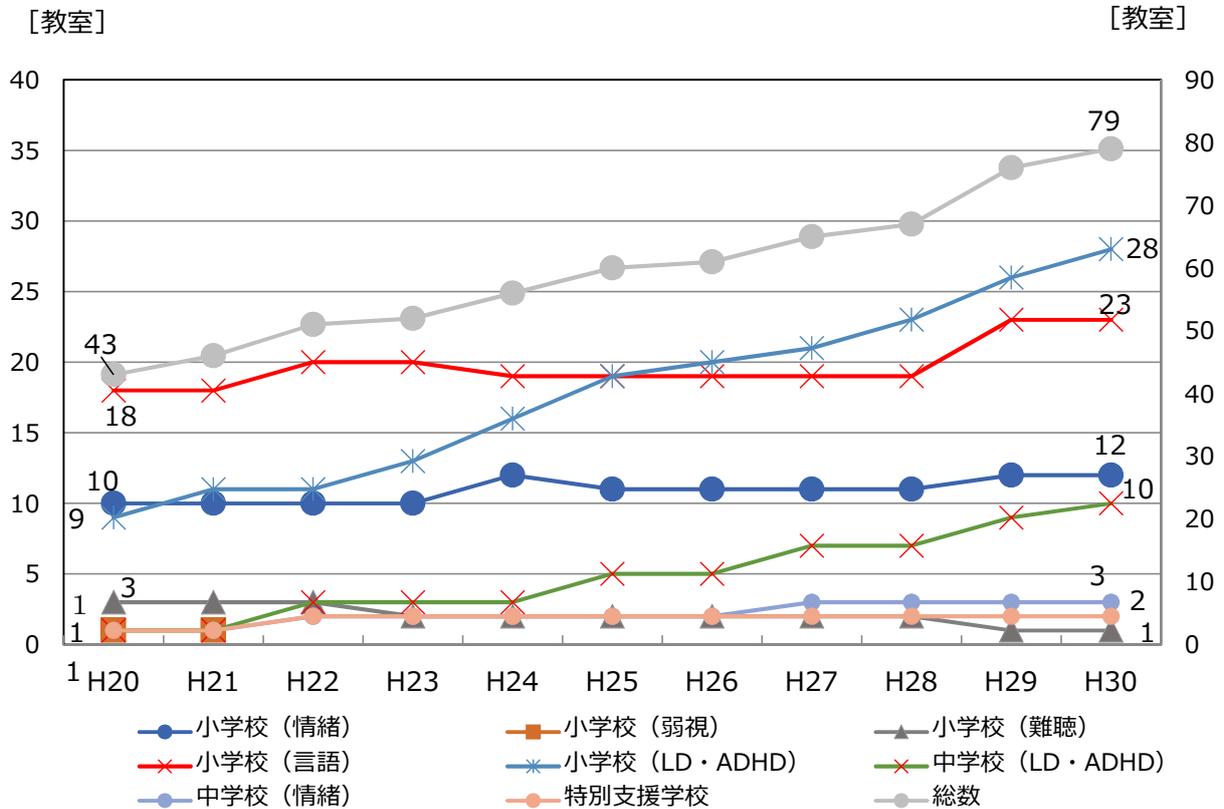


## (5) 通級による指導を受けている児童生徒数の推移

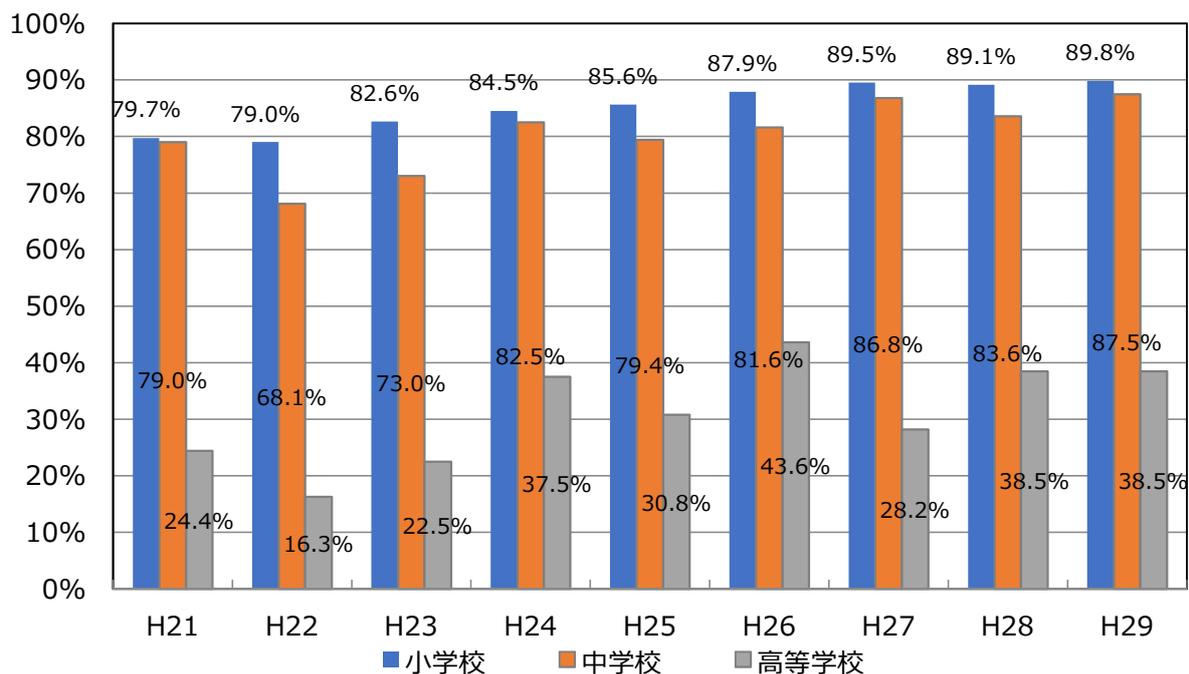


※ 中学校（言語）については、通級指導教室がないため、小学校の通級担当者による巡回指導を受けている生徒

## (6) 通級指導教室設置数の推移（小・中学校）



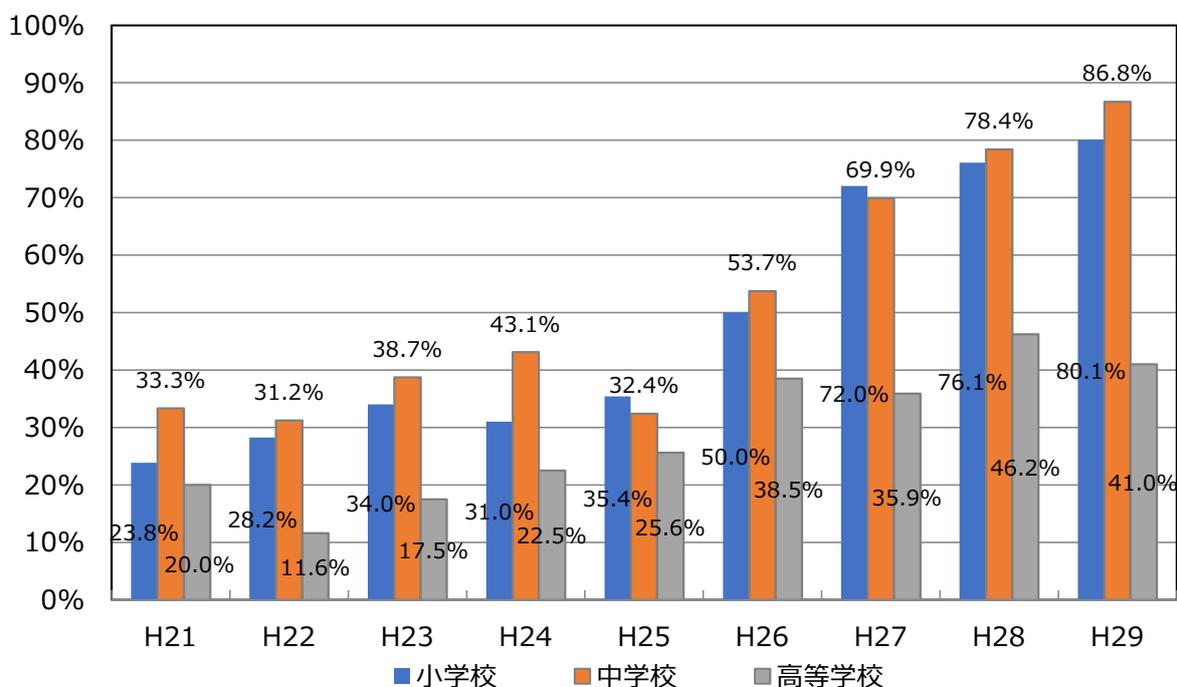
## (7) 個別の指導計画作成率の推移



※ 作成率 = (作成している学校数) / (学校数)

※ 平成 25 年度からエリアサポート体制の構築を開始(3 エリア)し、平成 26 年度に体制構築が完了(7 エリア)

## (8) 個別の教育支援計画作成率の推移



※ 作成率 = (作成している学校数) / (学校数)

※ 平成 25 年度からエリアサポート体制の構築を開始(3 エリア)し、平成 26 年度に体制構築が完了(7 エリア)

## 3

## 研修関係

## (1) 教職員を対象とした特別支援教育に関するこれまでの主な研修

	研修名	対象	内容
1	特別支援教育理解啓発研修 (講義・実践発表等) 〈平成19年度から21年度〉	小・中学校の管理職・ 教諭等	・発達障がい児への対応を含む特別支援の理解啓発 ・教育事務所にて実施
2	特別支援教育コーディネーター ステップアップ研修：初級 (講義・実践発表) 〈平成19年度から開始〉	小・中・高等学校の 新任特別支援教育コ ーディネーター	・発達障がいのある児童生徒の特性や校内支援 体制の方法等 ・県教育研修センターにて実施
3	特別支援教育コーディネーター ステップアップ研修：中級 (講義・演習) 〈平成19年度から開始〉	小・中・高等学校・特 別支援学校の教諭等	・教育相談の技法や知能検査の演習など専門性 の向上 ・県教育研修センターにて実施
4	特別支援教育コーディネーター ステップアップ研修：上級 (講義・演習・実践発表等) 〈平成19年度から開始〉	中級研修の受講を終 了した者	・臨床場面における発達障がい児への対応な ど、高度な専門性の向上 ・特別支援教育室にて実施
5	特別支援教育専門性向上研修 (講義・演習) 〈平成20年度から開始〉	小・中・高等学校特別 支援学校の教諭等	・特別支援学校15校において、発達障がいを含 む障がいのある児童生徒の指導法
6	キャリア教育専門性向上研修 (講義・演習) 〈平成22年度実施〉	特別支援学校の教諭 等	・特別支援学校15校において、特別支援学校 のキャリア教育の専門性向上
7	特別支援学校の新学習指導要 領に関する研修(講義) 〈平成22年度から24年度〉	小・中・高等学校特別 支援学校の教諭等	・特別支援学校の新学習指導要領に基づく教育 課程の編成等の理解 ・特別支援教育室にて実施
8	エリア研修(7エリア) (講義・実践発表・協議等) 〈平成25年度から開始〉	小学校就学前教育・療 育施設職員、小・中・ 高等学校教諭等	・個別の教育支援計画の作成と活用 ・合理的配慮の提供 ・通常における特別支援教育の視点を取り入れ た授業づくり ・「学校力の向上」のための校内体制づくり ・校種間の連携と支援のつなぎ方

## (2) 保護者・一般県民を対象とした主な研修

	研修名	対象	内容
1	特別支援教育フォーラム・セミ ナー(講演等) 〈平成19年度から開始〉	保護者・県民	・発達障がいや特別支援教育についての理解啓 発 ・各特別支援学校が中心となって実施
2	特別支援教育ボランティア養 成講座(講習・演習等) 〈平成20年度から22年度〉	県民	・特別な支援を必要とする子どもたちの理解啓 発と学校生活の支援の在り方 ・各特別支援学校にて実施

(3) 県教育研修センターにおける特別支援教育に関する研修講座一覧  
平成30年度課題別研修「特別支援教育研修」等

	研 修 名	対 象	内 容
1	実態把握を生かした指導・支援の在り方 (講義・協議)	全教職員	・通常の学級における障がいのある児童生徒への指導・支援の在り方
2	読み書きに困難さのある子供への支援(講義・協議)	小・中学校の教諭等	・「読み」に困難さのある子どもへの指導・支援 ・「書く」ことに困難さのある子どもへの指導・支援
3	小学校(通常の学級)における発達障がいのある児童への指導・支援(講義・協議)	小学校の教諭等	・小学校における指導・支援 ・これからの指導・支援
4	中学校(通常の学級)における発達障がいのある生徒への指導・支援 (講義・実践発表・協議)	中学校、中等教育学校の教諭等	・中学校における指導・支援 ・中学校における指導・支援の実践 ・これからの指導・支援
5	特別支援教育と生徒指導 (講義・実践発表・協議)	全教職員	・特別支援教育の視点からみた生徒指導の在り方 ・発達障がいのある児童生徒への指導・支援の在り方
6	特別支援学級における指導力向上 (講義・実践発表・協議)	小・中学校の特別支援学級担任	・本県における特別支援学級の現状 ・学級経営及び指導の実践 ・学級経営及び指導上の課題と取組
7	特別支援学校における指導力向上 (講義・実践発表・協議)	特別支援学校の教諭等	・特別支援学校における指導・支援の在り方 ・自立活動の指導 ・自閉症のある児童生徒への授業づくり ・交流及び共同学習の在り方
8	通級指導担当者研修 (講義・実践発表・協議・演習)	小・中学校及び特別支援学校の通級指導担当者	・通級指導の在り方 ・自立活動の指導の在り方 ・教室経営と指導の実際 ・子どもへのアセスメントと臨床の実際 ・通級指導教室における指導の実際

## 資料Ⅱ 「特別支援教育に関するアンケート調査」結果

### 1 調査の目的

みやざき特別支援教育推進プランの改定に伴い、小学校就学前教育・保育施設及び公立小・中学校・県立学校の職員及び園長や校長、副校長、教頭（以下、「管理職」という）、並びに保護者を対象に特別支援教育に関する意識調査を行い、本県における今後の特別支援教育の推進・充実の在り方に関する基礎資料とする。

### 2 調査の方法

#### (1)調査内容

今後の特別支援教育の在り方

- 理解啓発について
- 特別支援教育推進について
- 就学相談及び就学支援について
- 地域における特別支援教育推進について
- 教職員の専門性向上について

#### (2)調査対象

アンケート配付数 5,574部

対象者の内訳	人数
全公立小・中・県立学校の管理職	870
教諭等（主幹教諭及び指導教諭含む）、養護教諭、常勤講師、養護助教諭のうち次に該当するもの（実習教師及び実習助手については希望者） ① 特別支援学校に勤務する教員 ② 抽出した小・中学校、高等学校に勤務する教員 （小学校11校、中学校10校、高等学校8校） ※ 小学校は3年生・6年生、中・高等学校は2年生の担当職員 ※ 特別支援教育担当（特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級による指導担当者）	1,205
保護者 ① 特別支援学校の全ての保護者 ② 抽出した公立小学校の3・6年の保護者 ③ 抽出した公立中学校、高等学校の2年生の保護者 ④ 抽出した小学校就学前教育・保育施設の保護者	2,800
小学校就学前教育・保育施設 ① 抽出した園長等 ② 勤務年数が10年未満及び10年以上の職員を各1名ずつ	699

#### (3)調査時期

平成29年5月～平成30年1月

(4)回答数：3,895部（回収率 69.9%）

回答者の内訳	回収率
全公立小・中・県立学校の校長、副校長及び教頭	80.9 %
教諭等	77.2 %
保護者	73.6 %
小学校就学前教育・保育施設（抽出した園長、教諭等）	71.1 %

### 3 主な集計結果

#### (1)理解啓発について

本プランの策定に伴い、特別支援教育についての保護者への理解啓発の必要性を把握するため、保護者を対象に『特別支援教育という言葉を知っていますか』という質問が行われた。平成24年度現在、全ての学校種別において90%以上の保護者が「聞いたことがある」と回答していた。

今回のアンケート調査では、平成28年4月に施行された障害者の差別の解消に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び合理的配慮に関する質問を行った。

表1 障害者差別解消法の施行及び合理的配慮の提供に関する保護者の回答

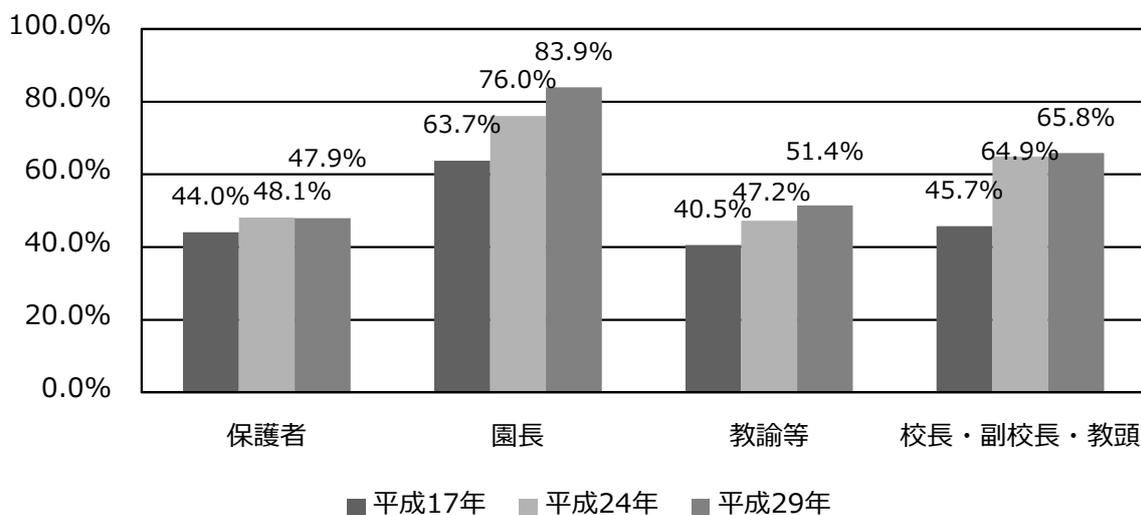
	法律が施行されたことを知っている	合理的配慮の提供について聞いたことがある	合理的配慮の提供について意味を知っている
幼稚園等	20.5%	37.3%	18.1%
小学校	16.6%	33.5%	22.2%
中学校	15.4%	30.9%	20.1%
高等学校	13.5%	32.0%	14.5%
特別支援学校	48.4%	45.3%	28.4%
全体	29.6%	38.2%	23.0%

その結果、障害者差別解消法の施行及び合理的配慮の提供について、特別支援学校の保護者が約半数周知されているのに対し、小・中学校等の保護者は約3割であった（表1）。

また、全ての対象者に「これからは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けることが望ましいと思いますか」という質問を行った。

その結果、「はい」と回答した割合は、全て前回までの結果を上回った。

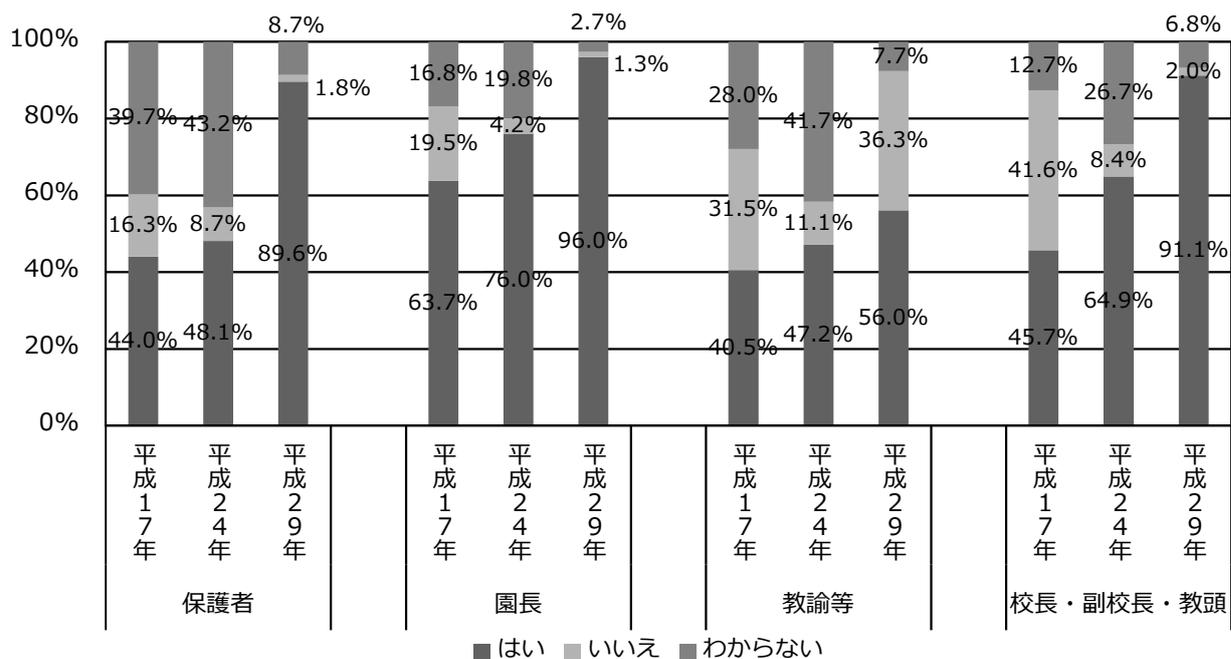
図1 「障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けることが望ましいと思いますか」に対する質問に「はい」と回答した状況



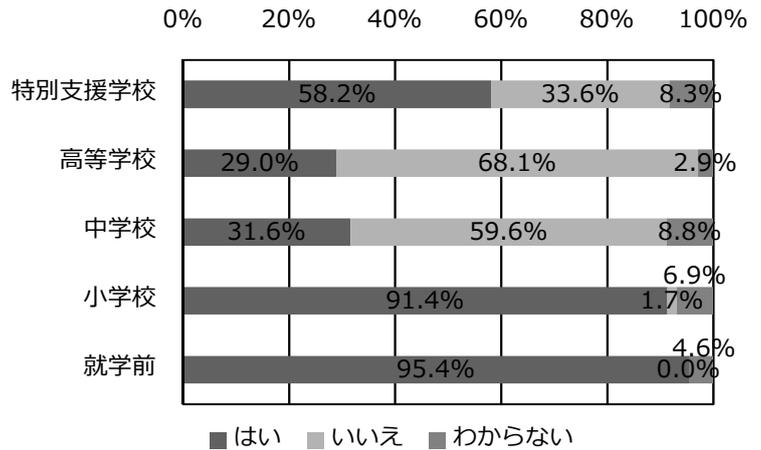
さらに、「障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に学習する交流及び共同学習を一層推進することは重要だと思いますか」という質問を行った。

その結果、これまでと比較して「はい」と回答した割合は、全ての対象者について向上した。小学校就学前保育・教育施設の園長が96.0%と最も高く、教諭等が56.0%と最も低かった。

図2 「障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に学習する交流及び共同学習を一層推進することは重要だと思いますか」に対する回答状況



一方で、教諭等の回答状況を校種別に見ると、「はい」と回答した割合は、小学校就学前が95.4%、小学校が91.4%、中学校が31.6%、高等学校29.0%と減少していた。

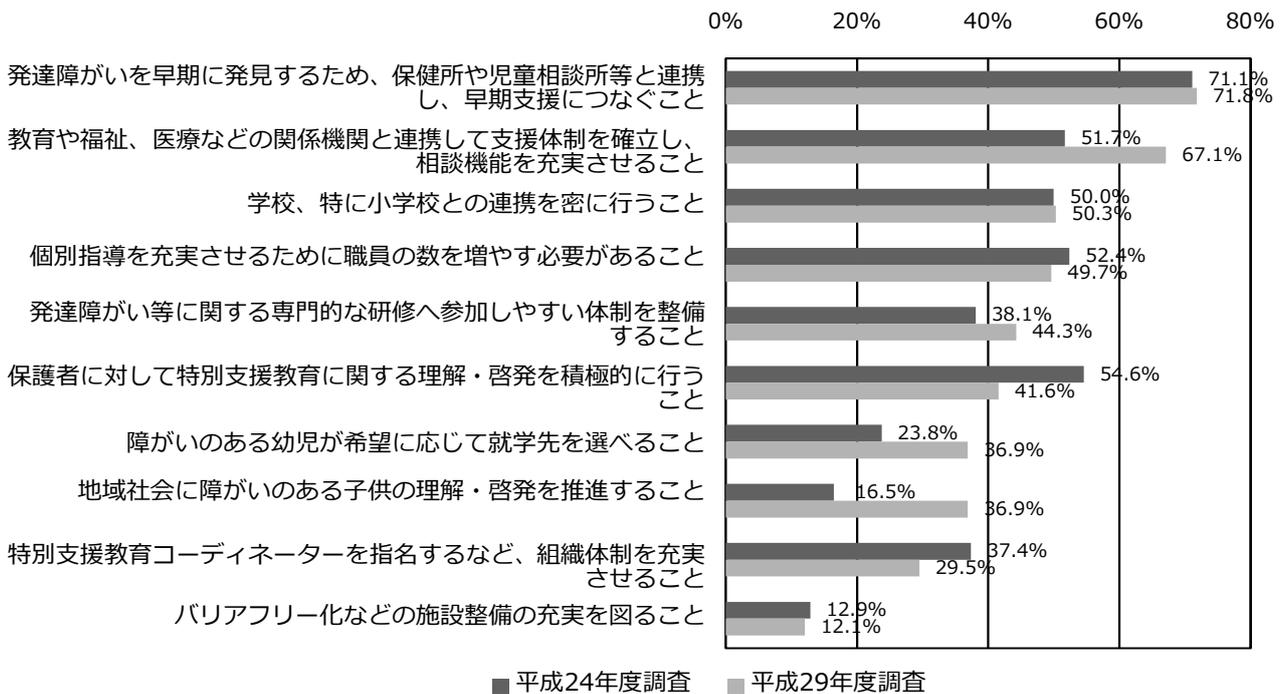


(2) 特別支援教育推進について

平成24年度のアンケート調査において、園長を対象に「これからの幼稚園・保育所・認定こども園の特別支援教育の在り方について何が大切だと思いますか」という質問を行った。その結果、「発達障がいを早期に発見するため、保健所や児童相談所等と連携し、早期支援につなぐこと」が71.1%と最も多かった。

これと同じ質問を今回のアンケート調査でも行った結果、「発達障がいを早期に発見するため、保健所や児童相談所等と連携し、早期支援につなぐこと」が71.8%で最も多く、「教育や福祉、医療などの関係機関と連携して支援体制を確立し、相談機能を充実させること」が67.8%で次いで多かった。

図3 「これからの小学校就学前教育・保育施設の特別支援教育の在り方について何が大切だと思いますか」に対する回答状況



小・中・高等学校の教諭等及び校長・副校長・教頭を対象に「発達障がいのある児童生徒が在籍する通常の学級の現状について何が課題としてあげられますか」という質問を行った。その結果、平成24年度及び平成29年度の回答数の多い上位4項目に一致が見られた（表2）。

教諭等及び校長・副校長・教頭ともに「発達障がいのある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うこと」との回答が最も多く、次いで、校長・副校長・教頭については「発達障がいのある児童生徒の保護者と連携を図ること」、教諭等については「発達障がいのない児童生徒に対する指導を行うこと」が多かった。

表2 質問「発達障がいのある児童生徒が在籍する通常の学級の現状について何が課題としてあげられますか」に対する回答（上位4項目） ※（ ）は順位を示す。

選択項目	校長・副校長・教頭		教諭等	
	平成24年度	平成29年度	平成24年度	平成29年度
発達障がいのある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うこと	85.6% (1)	82.6% (1)	62.7% (1)	65.4% (1)
発達障がいのある児童生徒の保護者と連携を図ること	61.5% (2)	55.4% (2)	30.6% (4)	31.9% (4)
校内支援体制の充実を図ること	54.3% (3)	54.5% (3)	45.3% (2)	43.4% (3)
発達障がいのない児童生徒に対する指導を行うこと	43.2% (4)	54.3% (4)	43.4% (3)	54.4% (2)

また、小・中・高等学校の教諭等及び校長・副校長・教頭を対象に「個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成について何が課題としてあげられますか」という質問を行った。

個別の指導計画の作成については、教諭等及び校長・副校長・教頭ともに「作成のための専門的知識」が最も多く、次いで「保護者の理解と協力」が多かった。

個別の教育支援計画の作成については、校長・副校長・教頭が「保護者との連携」を挙げているのに対し、教諭等は「時間の確保が難しい」という回答が多かった。

表3 個別の指導計画及び個別の教育支援計画作成の課題に対する回答 ※（ ）は順位を示す。

個別の指導計画	管理職	教諭等	個別の教育支援計画	管理職	教諭等
作成のための専門的知識	61.0% (1)	57.1% (1)	保護者との連携	58.6% (1)	36.8% (3)
保護者の理解と協力	50.6% (2)	40.7% (2)	関係機関との連携	53.2% (2)	42.3% (4)
指導方法の設定	42.4% (3)	35.7% (4)	時間の確保が難しい	44.1% (3)	54.9% (1)
指導内容の設定	34.2% (4)	28.6% (5)	作成の仕方が分からない	15.5% (4)	44.0% (2)
実態把握の方法	28.8% (5)	40.1% (3)			
目標の設定	27.9% (6)	25.8% (7)			
関係機関との連携	27.3% (7)	26.9% (6)			

### (3) 就学及び就学支援について

就学に関する課題を把握するため、保護者を対象に「お子様の学校での学習面や生活面で、特別支援教育の視点から支援の必要性を感じたことはありますか」という質問を行った。その結果、「はい」と回答した割合は小・中学校、高等学校の保護者において16.0～24.8%であり、いずれも平成24年度の調査よりも向上していた(表4)。

「はい」と回答した保護者に対する「支援の必要性を感じたときに、相談機関に相談したことがありますか」という質問では、「相談をしなかった」と回答した小・中学校、高等学校の保護者が、平成24年度の調査結果と比較して増加した。

表4 質問「お子様の学校での学習面や生活面で、特別支援教育の視点から支援の必要性を感じたことはありますか」に対する回答

学校種別	平成24年度	平成29年度
小学校	15.6%	24.3%
中学校	15.8%	24.8%
高等学校	13.8%	16.0%
特別支援学校	93.7%	87.7%

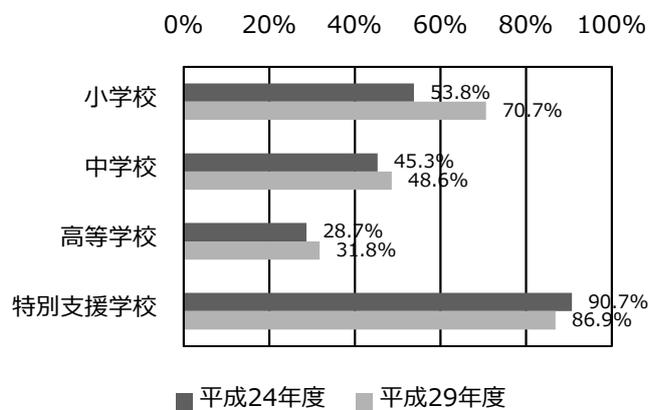


図4 「支援の必要性を感じたときに、相談機関に相談したことがありますか」に対する回答状況

### (4) 地域における特別支援教育推進について

平成24年度の調査では「地域の小・中学校の中に、特別支援教育に関する相談や研修を担う拠点校があるとよいと思いますか」という質問を行った。その結果、全てにおいて70%以上の「はい」という回答があった(図5)。

平成29年度の調査では、拠点校となる学校が地域にあるため、「特別支援教育に関する相談や研修を担うエリア拠点校と連携を図ったことがありますか。」という質問を行った。その結果、多くの園や学校が各エリアの拠点校と連携を図っていることがわかった(図6)。

表5 質問「地域の小・中学校の中に、特別支援教育に関する相談や研修を担う拠点校があるとよいと思いますか」に対する回答

学校種別	平成24年度
園長	83.4%
教諭等	71.5%
校長・副校長・教頭	84.1%

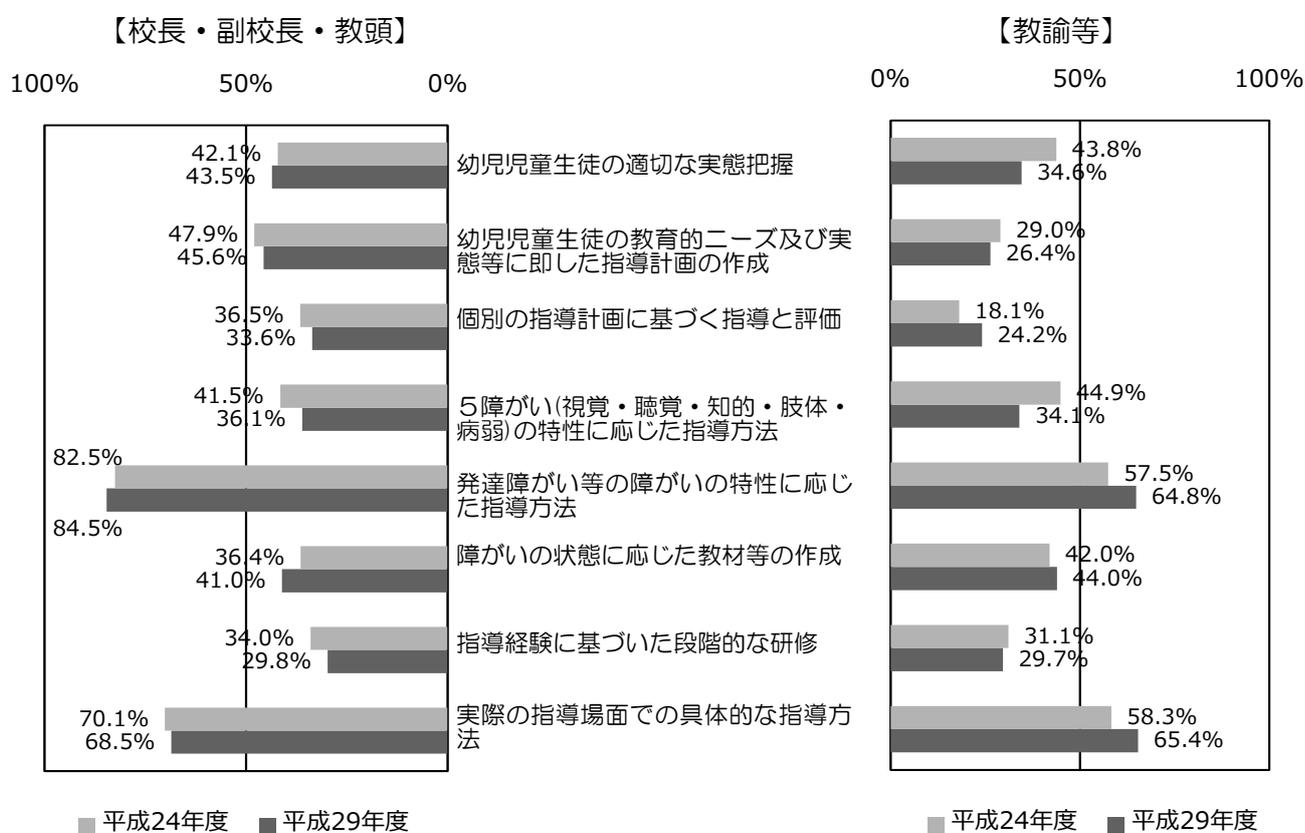
表6 質問「特別支援教育に関する相談や研修を担うエリア拠点校と連携を図ったことがありますか。」に対する回答

学校種別	平成29年度
園長	58.4%
校長・副校長・教頭	80.5%

## (5) 専門性向上について

教職員の専門性向上の方策の参考とするため、教諭等及び校長・副校長・教頭を対象に「特別支援教育に関する専門的な指導の充実を図るには、どのような研修が必要ですか」という質問を行った。その結果、管理職は「発達障がい等の障がいの特性に応じた指導方法」、教諭等は「実際の指導場面での具体的な指導方法」が最も多かった（図5）。

図5 「特別支援教育に関する専門的な指導の充実を図るには、どのような研修が必要ですか」に対する回答状況（上位8項目）



## 略号

### 1 ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報通信に関連する技術一般の総称である。従来用いられてきたITとほぼ同様の意味で用いられるもので、ITに替わる表現として日本でも定着しつつある。

### 2 QOL

生活の質 (Quality of Life) の略語。一般に、一人一人の人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを指し、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。医療や福祉、教育の分野では、病気や障がいがありながら、どれだけの生活の質を保つことができるかという観点から「QOLを維持する、向上させる」などという。

### 3 ICF (国際生活機能分類 International Classification of Functioning, Disability and Health)

世界保健機関 (WHO) において「ICIDH (国際障害分類)」の改訂版として2001年に採択された障がいの分類法。

## あ行

### 4 医療的ケア

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

### 5 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約の第24条において示された新たな教育制度のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

### 6 エリアサポート体制

県内を保健福祉圏域で7つにわけ、各エリアの実情に応じて特別支援教育の推進を図る体制

**か行****7 共生社会**

年齢、性別、障がい等の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

共生社会においては、障がい者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。他方、障がい者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

**8 キャリア教育**

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。特別支援学校等においては、児童生徒の実態に応じて、労働や就職・就労のみにとらわれず、自分でできることを増やしていこうとする態度・意欲（勤労観）を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度（職業観）を障がいの特性や発達段階に応じて育成することを目的としている。

**9 高等特別支援学校**

知的障がいの程度が比較的軽度な高等学校段階の生徒を対象とし、職業教育を中心とした教育を行う高等部のみを置く特別支援学校

**10 校内委員会**

幼稚園や小学校等に置かれた発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う校内の委員会（または、同等な機能を持った委員会）

**11 合理的配慮**

「障害者の権利に関する条約」において定義されたもので、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

具体的には、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設整備、移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置、点字・手話・デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保などがある。

**12 交流及び共同学習**

障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互理解を推進することを目的とする活動をいう。特別支援学校と小・中学校等の間では、学校行事、総合的な学習の時間及び教科学習を通じ直接触れ合う活動や、ビデオレターやインターネットを使って間接的に触れ合う活動を行っている。

**13 心のバリアフリー学習推進会議**

学校教育において「心のバリアフリー教育」を展開するため、各学校において障がいのある人との交流及び共同学習が活性化されるよう全国において自治体単位で福祉部局、教育委員会、障がいのある人やその支援等に関わる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記されことから、平成 30 年度以降に実施する具体的な取組を検討するための会議

**14 心のバリアフリー活動**

高校生が主体となり、障がいのある方との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する取組の推進を図る。

**15 コミュニティ・スクール**

学校と保護者や地域の方が共に知恵を出し合い、学校経営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み

**16 個別の教育支援計画**

教育、保健、医療、福祉、労働等の連携による、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための教育計画。児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための教育上の指導や支援を内容とする。

**17 個別の支援計画**

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、障がいのある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画。なお、「個別の支援計画」を教育機関（学校や教育委員会）が中心となって策定する場合には、「個別の教育支援計画」としている。

**18 個別の指導計画**

障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、幼児児童生徒一人一人について、具体的な指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画。学習指導要領で、特別支援学校において作成が義務付けられている。

**さ行****19 障害者の権利に関する条約**

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。国際人権法に基づく人権条約であり、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。日本政府の署名は、2007年9月、批准は2014年1月であった。

## 20 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された。

## 21 人工内耳

重度の聴覚障がいのある人の内耳に電極を埋め込み、音を電気信号にかえ、直接、聴神経に伝え聞こえるようにする装置

## 22 新生児聴覚検査

早期に難聴の有無を発見するために新生児を対象として行う聴覚検査

## 23 相談支援ファイル

保護者や本人が、障がいの様子、成長・発達の様子などや、必要な支援の方策や手立て等について記録し、教育、医療、保健、福祉等関係者間で引き継いでいくファイル

## た行

## 24 第二次宮崎県教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとし、将来世代である子どもたちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願って策定したもの。平成23年6月に策定され、平成23年7月から平成32年度までの10年間の計画を示している。

## 25 通級指導教室（通級による指導）

通級による指導を行う教室。通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障がいの軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導（障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導や各教科の内容を補完するための指導）を特別の場で行う教育形態である。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としている。

## 26 特別支援学級

学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童生徒のために特別に編制された学級。平成18年の学校教育法改正により、平成19年4月から特殊教育から特別支援教育に転換したことを受け、これまでの「特殊学級」を「特別支援学級」に名称を改めた。

## 27 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を授けるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校

## 28 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法第74条で規定されており、特別支援学校がこれまで培ってきた高い専門性を活かしながら、地域の幼稚園、小・中学校又は高等学校等の要請を受けて必要な助言又は援助を行う機能

## 29 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う教育

また、これまでの特殊教育の対象となっていた幼児児童生徒に加え、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいのある幼児児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行う。

平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなった。

## 30 特別支援教育コーディネーター

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うため、校内に校務として位置付けられた学校内及び関係機関や保護者との連携調整などの役割を担う者。本県ではすべての小・中学校及び高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校で指名されている。

## 31 特別支援教育チーフコーディネーター

小・中学校等において深刻化、複雑化する発達障がい等への確に対応するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを統括し、指導援助等の業務を行い、各地域における特別支援教育に関する連携、調整の促進を図る役割を担う者として、平成20年度から本県が独自に特別支援学校に配置している者

## な行

## 32 認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年）に基づいて、平成18年10月1日から設置された保育施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や、地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能）を備えた施設で都道府県知事が認定する。

**は行****33 発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、脳機能の発達に関係する障がい

**34 バリアフリー**

障がいのある人が社会生活をしていく上で、バリア（障壁）となるものを除去するという意味。道路や建築物の利用の妨げとなる段差や設備の不備などの「物理的なバリア」、点字や手話通訳等、情報伝達の欠如や文化に親しむ機会の制約などの「文化・情報面でのバリア」、障がい児者に対する無理解や無関心からくる偏見や差別などの「意識上のバリア」、などに分類されることもある。

**ま行****35 みやざき特別支援教育プラン**

本県における特別支援教育を推進するための教育施策の方向性を示したもの。平成18年度から平成22年度までの5年間の取組目標を示した。

**や行****36 ユニバーサルデザイン**

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処しようとする考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインしようとする考え方

**37 ユニバーサルデザイン2020行動計画**

オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行することを目的として設置された関係閣僚会議において、平成29年2月に策定された行動計画

**ら行****38 理学療法士**

PT（Physical Therapist）とも呼ばれている。身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職である。

「みやざき特別支援教育プラン」策定委員会 委員名簿

区分	氏名	所属名等	役職
学識 経験者	中井 靖	宮崎大学教育学部	准教授
	近藤 好子	県臨床心理士会 元宮崎県教育委員長	臨床心理士
保護者 代表	徳田 明	県PTA連合会	副会長
	堀 透	県高等学校PTA連合会 (福島高等学校PTA会長)	会長
	日高 裕美	県立特別支援学校PTA連絡協議会 (みなみのかぜ支援学校)	代表
障がい者 団体等	小島 義久	県視覚障害者福祉協会	会長
	松浦 邦晴	県聴覚障害者協会	会長
	山元 弘道	県肢体不自由児・者父母の会連合会	会長
	廣瀬 真	県難病団体連絡協議会	会長
	元木 みつ子	県手をつなぐ育成会	副会長
	小川 るみ子	宮崎LD・発達障害親の会	会長
教育 関係者	横山 槇子	県保育連盟連合会 (みずほ保育園長)	理事長
	溝口 充子	県幼稚園連合会 (桜ヶ丘幼稚園長)	理事
	石原 勉	県小・中学校特別支援教育研究会 (宮崎市立池内小学校長)	会長
	佐伯 浩美	県県立学校長協会 県央地区理事 (県立本庄高等学校長)	代表
	坂本 奈美	県立特別支援学校学校長会 (県立みやざき中央支援学校長)	会長
行政	二見 俊一	県市町村教育長連絡協議会	会長
	松田 裕	県精神保健福祉センター	所長
	飛鳥井 祐二	県中央福祉こどもセンター こども相談課	課長
	鮫島 奈緒美	県中央発達障害者支援センター	臨床心理士
	日高 孝治	県障がい福祉課	課長

※ 所属名・役職等については、平成29年度現在

「みやざき特別支援教育プラン」策定作業部会 委員名簿

	氏 名	所 属 名 等	役職
特別支援学校	肱 岡 憲 吾	県立延岡しろやま支援学校	教頭
	瀬戸口 裕子	県立明星視覚支援学校	教諭
	高 橋 直 樹	県立都城さくら聴覚支援学校	指導教諭
	鮫 島 寛 子	県立清武せいりゅう支援学校	教諭
	那 須 由佳子	県立赤江まつばら支援学校	教諭
	福 永 美登里	県立みなみのかげ支援学校	教諭
幼・小・中・高等学校	出 水 純 代	幼保連携型認定こども園ソレイユ	主幹保育教諭
	藤 井 里 織	宮崎市立宮崎小学校	教諭
	田 邊 芳 子	高鍋町立高鍋東中学校	教諭
	後 藤 理 絵	宮崎県立宮崎東高等学校	教諭

※ 所属名・職名等については、平成 29 年度現在



宮崎県「いのちを大切にする教育」

## みやざき特別支援教育推進プラン（改定版）

発行 宮崎県教育庁特別支援教育課

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7783

FAX 0985-26-7314

E-mail ky-tokubetsushien@pref.miyazaki.lg.jp